

三八

昭和四十七年四月二十五日（火曜日）

大阪商工会議所会頭佐伯勇(第一九九号)

日米政府間組織協定締結に伴う救済対策に関する陳情書外一件(湖西市議會議長高柳康平外一名)(第二二六号)

大島つむぎの国外合弁会社設立反対等に関する陳情書(鹿児島市議會議長小島次雄)(第二二七号)

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)(參議院送付)

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

工業再配置促進法(内閣提出第五〇号)

産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

熱供給事業法(内閣提出第八二号)

○鴨田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、小規模企業共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出席要求の件についておはかりいたします。

本案審査のため、本日、小規模企業共済事業団理事長秋山武夫君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○鴨田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。中村重光君。

○中村(重)委員 參議院の予算委員会が開かれておりまして、政府委員の出席の時間的な関係がありますから、まず自治省の佐々木税務局長にお尋ねをいたします。

私も悪税として個人事業税を撤廃すべきであるというのをかねがね主張いたしておるわけでありまして、なかなか自治省もそこまで踏み切らないで今日に至っておりますが、この個人事業税の撤廃についてどのような考えをお持ちなのか、まずその点を伺ってみたいと思ひます。

○佐々木(喜)政府委員 事業税は、事業がその活動を行なうにあたりまして地方団体の施設を利用し、その行政サービスを受けるという観点から、これに必要な経費をいわば事業経営に必要な経費の一部として分担すべきであるという考え方を基として課税されているものでござい

ます。したがって、零細な小規模企業者であるという理由から、直ちに事業税を撤廃するということとは私どもとしてはできないというふうに考えております。ただ、たいへん零細な小規模事業者について、従来からできるだけ事業税の負担の軽減をはかるということに努めてきておるわけでございまして、本年度の税制改正におきまして、事業主控除を従来の三十六万円から二十四万円引き上げまして六十万円にする、あるいは専従者控除額についても引き上げを行なうというようなことにいたしまして、大幅な負担の軽減、合理化を実施したところでございまして、これまでの制度によりまして、納税義務者約二百二十万人でありましたものが、今回の改正によりまして約七十万人の納税者の減少ということになりまして、大体百五十万人の納税者になるという

ようなことに相なっております。今後ともこうした方向での軽減、合理化ということについてはできるだけ努力をしてまいりたい、かように考えておるわけでございします。

○中村(重)委員 お答えのように、三十六万円の事業主控除が六十万円に四十七年度から実施され

るということは承知をいたしておるわけですが、御承知のとおり、過去には農林漁業関係も事業税が賦課されておった。ところが、これが御承知のとおり、いま事業税はかかっていないわけですね。小規模事業というものは非常に勤労性の強い事業であるわけでありまして、農林漁業と区別することは適当ではないのじゃないか。やはりこの事業税というものは賦課すべきではないという原則を打ち立てなければならぬと私は思っているのですが、年々減少——いま申し上げた事業主控除にいたしましては、引き上げてきている、あるいはその他お答えになりましたようないろいろな措置を通じて、これもできるだけ軽減措置を講じている。したがって、事業税をかけるという納税をしないで済む人たちがふえつつあるというふうなことがあつたが、事業税はそういつたような方法を通じて、将来これをなくしようという考え

方の上には立っているのですか。

○佐々木(喜)政府委員 先ほど申しましたように、やはり事業活動と地方団体の行政あるいは行政施設等の受益関係から見まして、事業税を撤廃するということは私どもとしては考えられないというふうに考えておるわけでございします。ただ、個人事業の場合におきましては、ただいま御指摘のとおり、その事業主自身の勤労によつて稼得される所得部分がある。この点につきましては、私どもも十分検討を加へまして、事業自体の所得というものと、事業主の勤労部分の所得というものにつきましては、これをできるだけ分別をいたしまして課税をするというふうなたてまえをとつていきたい、こういうことで、事業主控除というものの引き上げということにつきましては、一般の所得水準の上昇等とも関連いたしまして、できるだけこれを引き上げて、結果的には事業主の負担軽減ということに努力をしてまいりたい、かように考えておるわけでございします。

○中村(重)委員 納得いかないのですけれども、時間的な関係もありますから次に進ましていただ

きますが、中央会、それと商工会の連合会という

のがあるのは御承知のとおりだと思いますが、中央会には住民税の免税を、地方税法二百九十六条において市町村住民税を、それから同法二十五条の二号で県民税を免除をしておるようですが、ところが、商工会連合会には実はこの免税措置がないわけですね。同じく指導団体であるわけですから、これは当然中央会と商工会連合会は同一に扱うべきであると考えますが、その点の考え方はいかがなんでしょうか。

○佐々木(喜)政府委員 ただいまの中央会と商工会との住民税の負担関係は、均等割りについて処理しておるといふふうに考えております。実は、この住民税は、その地域社会の費用をできるだけ多くの住民に負担をせよというふうな性格のものに、住民税の均等割りの制度が設けられているわけでございまして、そういう趣旨から、現在住民税の非課税団体というものが、困窮あるいは地方公共団体、これらの困窮なり地方団体に準ずるような団体について非課税措置が規定されているわけではございまして、他の固定資産税等から比べますと、非課税範囲は非常に狭くなつておるは

ずでございします。ただ、この点につきましては、この法律の制定の経緯等から、若干まだ十分整理の行なわれておらない部分がございまして、ただいま御指摘のような中央会と商工会というふうな比較をいたしてみますと、片一方が非課税であり、片一方が課税というふうな形になつておりますが、私どももいたしましては、この均等割りに関する部分につきましては、できるだけ非課税の団体というものを整理していきたい、こういうつもりでおるわけでございまして、できるだけ機会をとらへましてその措置をとつてまいり、こういうことでございまして、どちらかといいますと、中央会の方の整理がまあおこなわれているというふうなことでもございまして、取り扱いをいたしましては、同様な方向で処理してまいりたい、こういうつもりでおるわけでございします。

○中村(重)委員 いまのお答えからは、できるだけ整理しようというのだから、いま免税になつて

おる中央会も課税の対象にするという、私の主張とは逆になつてゐるのです。やはり中央会は団体法によつてできてゐる。商工会並に連合会は、商工会法でできてゐるわけですね。そうなるまいりますと、同じ指導団体、しかもほとんど中小企業セクターなんかに入つてゐますから、同じ建物の中に連合会があるのは中央会というの、地方であるわけですよ。これはあとで実は中小企業庁の考え方もただすわけですが、職員に対する給与の補助率も中央会と商工会連合会は違ふわけですね。これも実はコンプレックスを感じる。けれども、勤労性などというものは、どちらかという、個々の事業主は中央会に所属するよりも商工会に所属する業者のほうが非常に勤労性が高い。零細性という面からいふと連合会の方が零細性が高い等々、いろいろ実際の面から考へていきました。当然私は商工会連合会も指導団体であるから、これは同じように扱ふべきである。そう考へて、うしろ向きではなくて、むしろこれを軽減する方向で進めるといふことがほんとうじゃないですか。

○佐々木(喜)政府委員 中央会なり商工会におきましても、その業務の性格上、ただいま御指摘のとおり性格を持つてゐるというふうに私も考へておられます。

ただ先ほど申しましたように、住民税の均等割りには、その均等割りがかけておられます。その趣旨がございます。その調整の問題があるわけですが、ただ現実の問題といたしまして、商工会に対する課税の扱いにいたしまして、それぞれ市町村が、あるいはそれぞれの府県が、その団体についての現実の課税上の扱い方というもののつきまちは、いわば地方団体がそれぞれ判断をして処理することができると考へてゐます。その中で、現実問題の処理はむしろ地方団体のほうからいふにゆだねておいていいのではないだろうかというふうに考へておられます。ただ、均等

割りの性格から見て、地方税法の上において非課税措置を講じていくことにつきましては、私も検討は続けてまいらなければならぬ、むしろ私どもの考へ方といたしましては、非課税範囲というのとは地方税法上はできるだけ狭い範囲で扱ふべきであるというふうに考へてゐるわけでございます。

○中村(重)委員 わかりました。それで地方税法上からはできるだけ非課税の団体を整理していき、しかし現実の処理としては地方団体にこれをゆだねる、こういうことですから、各商工会連合会なりが地方団体との交渉というところで問題を解決していくということについては、いまだお答えの中からは御異論はないのであらう、そのように理解をいたしておきたいと思ひます。もしいまだに異論があるならば、あとでまたお尋ねをすることであつてお答えをいたさまいしょう。

次に、事業税及び住民税において、青色は別といたしまして、白色申告者の場合の事業主従者、この事業主従者の控除限度というものは、いままで、現在十五万円である、これを十七万円に引き上げてゐるわけですが、これは私もずっと大幅に引き上げる必要があるんだと思つてゐます。青色申告を奨励するといふような面から、青色は御承知のとおり全額控除になつてゐるわけですが、それを奨励しようといふことはわかるわけですね。わかるのですけれども、非常に勤労性のある事業主といふこと、自分でどうしてもこの仕事をやっていかなければならぬのです。帳簿の処理などというものはなかなかできない。またいろいろ複雑な青色申告などというものは時間的な関係等でできにくい。やりたいんだけれどもやれないでゐる、それが実態ではないでしょうか。それらのことを考へてみますと、当然、青色重点といふことはわかるにいたしましたが、もう少し白の申告に対する控除額は大幅に引き上げていく必要があるんじゃないか。わずかに十七万円ということでは、これはあまりにも実態とかけ離れてゐるんじゃないでしょうか。この考へ方はいかがなんでしょうか。

か。私はそのものずばり言わしていただければ、区別をしないほうがどういふ勤労性のある所得に適當ではないかとすら考へてゐるわけなんです。が、いかがでしょうか。

○佐々木(喜)政府委員 事業税の上におきまして青色申告と通常の白色申告との申告上の取り扱ひ方をどうするかという問題は、一面におきましては負担の公平という問題とも関連いたしまして事業税の上でもいろいろ問題がございます。そういう意味におきましては、事業税につきましても、たとえば所得税において認められておりました青色事業主特別経費準備金というものを事業税に取り入れます場合におきましては、白色、青色の区別なしに事業主控除を引き上げるという形で一律的に扱つてゐるわけがございしますが、ただ、いろいろな経費の算定なりあるいはそれに準ずるたぐいの専従控除の扱い方につきましては、いろいろな納税手続上の問題、課税標準をできるだけ国税のほうと合わせるという趣旨から、この専従控除の面におきましては国税等の扱い方と同一にしてまいりたい、かように考へてゐるわけがございします。少しおくられておりますけれども、この専従控除の扱い方につきましては国税のほうと同じ扱い方にしていただきたい。その面におきまして、確かに事業税の面におきましては青色と白色との区別が出るわけでありまして、私も私もとしましてはそれほど大きな差はあまり設けたくないというのが事業税の上での取り扱い方でございます。

○中村(重)委員 住民税の場合、課税最低限を引き上げると、国税と合わせるようにしなければならぬといふことを私は主張してゐるわけですが、いまの点は国税と標準を合わせていくところ、ところが、一方課税最低限といふことになつてまいりますと、これは実際はまだたしか二十数万円、約三十万円近く差があるわけですね。若干縮まつてまいりましたけれども、まだ申し上げたような差がある。ですから一方はこのままにしておいて、こういつた面だけを標準に合せていくのだというふうな——同額には必ずしもなつていないようです

けれども、やはりこれも低いわけなんです。これはいまのお答への最後に述べられましたように差をつけたい、そういうことでひとつ今後積極的に対処していただきたいといふことを要請をいたしておきたいと思ひます。

それからもう一点、住民税において、青色申告事業主特別経費準備金の積み立て額は課税標準に含めないものとする、とありますが、今度改組いたしました青色申告控除制度があるわけですね。この意味なんですか、いかがですか。

○佐々木(喜)政府委員 住民税の上におきましては国税の控除制度に合わせております。事業税におきましては事業主控除の制度がございます。この事業主控除の額の算定にあたりましては、いまの特別経費準備金というものを、事業主控除六十万円を算定いたします場合に、これに十万円をいば加算したといたします。これに十万円をいば加算したといたします。事業主控除に算入をしたといふことで、事業主特別経費準備金といふものは事業税については適用しない、こういうことになつてゐるわけがございします。

○中村(重)委員 そうしますと、この六十万円といふのだけれども、青色申告控除制度といふので十万円あるわけですね。それは六十万円の中に含まれてゐる。そうすると、実質的なその面からは五十万といふことになる。これはちよつとけちり過ぎるのじゃないか。三十六万を六十万円に引き上げたといふ喜んでゐるのに、一方においてはいままで積み立ててあつてこれを取り出すときには一時所得になる、これはけしからぬことだ、こういうわけで、今回は、これは何といふのですか、青色申告控除制度という形で大きな前進だといふので歓迎されてゐる。これは事業税といふのは別だからといふようなことでしょうけれども……それから十万円、これは端的にいへば差がつくわけですね。これはいかにがなものかと思ひますが、これはきめてしまつたからどうにもならぬといふことであらばなんですか、来年度からはこれを直していつて、その次の四十九年度からは、

こういうことであつては私はならぬと思ひます。ただぬか喜びになつてしまふ。三十六万が六十万円になつた、そういうふうに期待しておつたのが實際は五十万だ、いかがですか。

○佐々木(喜)政府委員 青色事業主特別経費準備金というものは、御承知のとおり所得の五%、十万円限度という制度でございます。これにつきまして、事業税で取り扱ふべきかということについていろいろ検討いたしましたわけでございますけれども、事業税におきましては、御指摘の事業主控除の制度があるわけでございます。大体その制度と同様な制度を別個に設けるということについてはいかがであらうかということで、事業主控除に取り入れる、算入をして事業主控除の引き上げをはかるという方針のもとに、今回の事業主控除の引き上げを行つたわけでございます。ただその場合に、所得の五%、十万円限度というものにつきまして、どれだけ額を算定するかといひました場合に、十万円をそのまゝ算入をしたほうが低所得事業主についての軽減が大きくなる、こういうことで十万円を算入した。したがひまして、従来ベースで計算いたしました事業主控除は御指摘のとおり五十万円ということになるわけでございます。この特別経費準備金の制度が今年の所得税の改正によりまして青色申告控除制度に切りかわるということになつたわけでございますけれども、これを四十八年度において事業税で取り扱ふかという問題は確かに残つておるわけでございますが、ただいま特別経費準備金の取り扱いについて申し上げましたと同じような趣旨で、事業主控除と別個の制度にするということについては私も疑問を持っておるわけでございまして、やはり事業主控除の中へ当然算入されるべきものであらうというふうに考へております。

○中村(重)委員 私はやはり納得いかないので、これは先ほどから申し上げますように、個人事業税というのは撤廃せよと私は強く主張してきつた。あなたのほうではこれはなかなか撤廃はできない。しかしながら控除額を引き上げていくといふことにおいてできるだけ納税者を減らしていこうといふことを強調されたわけですが、先ほど来御答弁とはあなたは論理的に別であるという考へ方の上にはお立ちになつておられるようでありませうけれども、私はそれであつてはならないといふように思ひます。四十八年度は十分に検討をしてもいいといふことを要請しておきたいと思ひます。

小規模企業とは次にお尋ねすることは関係はないわけですが、私がかねがね主張しておられます電気ガス税の撤廃の問題、これは撤廃しなればならぬといふことを考へておられるだろうと思ひのだけれども、地方自治体の財政上の面からなかなか撤廃に踏み切れないでおられるようですが、それにしても当面私は電気ガス税が従価税といふことが適当でない。電気料金、ガス料金が低い。これは小規模のガス会社、あるいはたとへば電力にいたしましても、九州電力などといふところは非常に料金が低いですね。料金が非常に従価税ですから、ダブルパンチというよりな形になつてゐる。これは何としても不合理じゃないか、こゝ言つておるのだけれども、なかなかそこまで踏み切れない。聞くところによりますと東北のほうは非常に安いので、従価税を従量税に直したのでは、九州方面あるいはその他ガス事業なんかのように弱小のガス会社、料金の高いところは助かるであらうけれども、そうでないところはむしろマイナスになるんだ、そういうたようなことも聞くわけなんです。ところが、それではいま言うようにダブルパンチを受けているようなところろは浮かばれない、がまんができません。これは何とか別の方法を考へて、消費者に対するそういう過重な負担をさせないような方途を見出していただくことが正しいんじゃないか。これを撤廃すれば問題は無いのだが、なかなか撤廃しないので、この点は不合理は不合理のまま放置するといふお考え方ですか、いかがですか。

○佐々木(喜)政府委員 電気ガス税は、現在税収入が一十億をこえます市町村にとりましては相当大きい税収入が得られておる税でございます。したがひまして、この税の撤廃といふのはきつめて困難であらうといふふうに考へております。またこの課税標準につきまして、その消費価格を基準にいたしておきますのは、現在の消費税の性格から見て、いわば消費金額によるということのほう消費税としては適当であらうといふふうに考へておるからでございますが、確かに現在電力会社とあるいはガス会社との料金に差がある。そういう意味で同じ消費量、同じような使用方法の内容でありながら、税負担について不均衡があるではないかといふ点は確かに御指摘のとおりでございます。こゝした点につきまして、現在たとへばガスの場合におきましては、そうした弱小なガス会社の料金あるいはまたそれ以外のプロパンガスを使用いたします場合の税負担との関係といふものを考へまして、ガスにつきましては免税点を電気よりも大きく引き上げることによりまして、現実的に零細な負担になります部分を電気ガス税の課税対象からははずしていくというような措置をとつたわけでございます。電気につきましてはガスとは若干違ひますけれども、免税点の引き上げということによつて零細負担を排除いたしておきますけれども、この割合といふものは大体一五、六%にしかすぎない。この点において電気についてやや問題があるといふふうに私も考へております。

ただこの制度、従量税に切りかえます場合におきましては、料金制度が必ずしも単一ではない。料金に非常に差があります関係で、従量税にいたします場合には、税負担も相当大きい変動がされてまいるといふ点がございまして、いまのところ、現在の消費金額を課税標準にするものから、使用量を課税標準にするといふことについての切りかえといふものは、非常に困難を伴うものではないだらうかといふような感じがいたしております。私もいまだ御指摘されておる点も十分わかりますのでいろいろ検討は続けておるわけでございますけれども、現実問題としては処理がなかなか困難であるといふ実態もひとつ御了解願いたいといふふうに考へております。

○中村(重)委員 それでは局長は時間の関係があるようですからこれでお引き取りたいでございませう。消費者中心に考へてほしいですね。いろいろ複雑な面が出てくるかもしれないのだけれども、消費者が納得できないようなことはやるべきじゃない、正しい行政の方向ではない、こゝ思ひます。ですから私が指摘をいたしておりましたことについても、あなたも私の言つてゐることは絶対的根拠といふものはおあげにならないわけですが、多少遠慮しての御答弁かもしれないけれども、そういう議論があることは事実なんだといふことで、ある程度は肯定されるわけです。ですから、申し上げましたように住民中心で考へる、負担の公平といふことだけは、特に公共性の強い事業であるわけですから、そういう点は十分配慮してもらいたいといふことを要請しておきたいと思ひます。どうぞお引き取りたいでございませう。それじゃ税の関係をこゝをお尋ねをいたしておりますから、就いて国税の関係でお尋ねをいたしますが、先ほど地方税の問題でお尋ねをいたしておりました青色申告控除制度というのが今度は新たにできた、むしろこれは改組ということになるわけですが、ところが国税の場合、事業主報酬というのは実施されてないわけなんです。たしか税調で検討するといふたようなことも等も伝えられておるわけですが、この点に対してはそうした作業を進めていらつしやるのであるかどうか、これを伺つてみたいと思ひます。

○高橋説明員 事業主報酬の問題につきましては、この委員会でもたびたび国税の考へ方といふものを申し上げておりましたので、あらためてよく申し上げることはないわけですが、事業税に於いて事業主控除が認められておりましたのは、先ほど自治省からお答えがありましたように、事業の収益活動を行なうにあつた地方公共団体から受ける各種の行政サービスの提供に對

するいわば事業の受益に対する課税であるということでごさいますし、所得税の場合にはその人に属する所得というものを全部総合いたしまして、これに累進的な課税を行なうことによつて、基本的な所得税という税金を構成しているという性格の差があらわれているのであらうと考えております。

そこで国税の場合、事業主報酬を導入するということでごさいますけれども、この点につきましましてはいままで御答弁申し上げておりますことの繰り返しになりますのでごく簡略に申し上げますと、事業の経理上、事業主が自分に報酬を支払うということが前提になるわけでごさいますけれども、自分が自分に報酬を支払うというのは一種のフィクションであるというふうに私どもは考えております。したがつて、それによつて経済的実態に変更がないというふうに考えられるわけでごさいますけれども、所得税が総合課税というたてまえをとつております関係上、そのことによりまして、つまり自分が自分に報酬を支払うというフィクションをとることによりまして税負担が変動してまいらる。いかほどを事業の総利潤の中から事業主報酬として取るかということによつて、その額のきめ方いかんによつてまた税負担が一方的に動いていくということに問題があらうかと思つてでございます。

そこで、このような理論的な問題のほかに、事業所得から事業主報酬をかりに認めたといたしましても、それを差し引いた残りがどういふことになるのか。これが賞与ということになりますのか、法人企業に対する課税との対比において考えてみますと、これが賞与になるのかどうかという問題もございまして、それから企業用の財産と個人財産をどういふふうに区分していくかという問題もございまして、このあたりをどういふかという問題にならうかと思つてございまして、結局、事業主報酬の問題というのは、たびたび御指摘をいたしておることでごさいます。個人企業と法人企業との税負担のバランスをはかつていくということに発端があるかというふう

に思つてございすけれども、国税で見えておりますと、個人の事業所得者の事業所得の額は年所得三百万以下というところに大部分の方が集中しておられるわけでごさいます。そこで、その方々の税負担というものを国税、地方税を通じて考えてみますと、法人税負担よりも所得税負担のほうが軽いというふうに私どもは把握しておるわけでごさいます。しかしながら、先ほど中村先生からもお話がございまして、中小企業税制のあり方ということにつきましましてあらゆる観点から根本的な検討を行なう必要があるというふうに私どもも考えておりますので、税制調査会におきまして、過般の総会で小規模企業税制に関する特別部会というものを設置いたしまして十分審議をお願いして、できるだけ早い機会に結論を出してまいりたいというふうに考えている次第でごさいます。

○中村(重)委員 あなたが言われることも私はわからなないです。自分で自分に給与を支払う、これはおかしいじゃないか。問題は、あなたのはが、所得税の申告をします場合にそれを信頼されたいのだけれども、一方的に課税をするのです。それで実際は小規模の個人事業主等は、その資金に追い回され、税金に苦しめられてどうにもならないという実態なんです。税金で倒産をするというより、これは誇大な言い方かもしれないけれども、そういうたようなことを口にする事業者がいることは事実なんです。したがつて、人間だから生活をしていかなければならぬのです。ところが、事業主報酬制を設けてくれれば、それだけは公然と事業主報酬に幾らというところであなたのほうでもこれをお認めになるわけだから、その限りにおいては個人事業主というのも非常に助かると思つております。だから小規模企業、特に勤労性の強い小規模企業に對しましてはそれらの点をできるだけ配慮していくというのが今日正しい行き方じゃないか、私はこう思つております。これは資本を投下して比較的ゆりのある経営をやつていられるというよりなすうい

ものと違ふのです。汗水たらして朝早くから夜暗くなるまで一生懸命働いておる人たち、ほんとうに所得はないのだけれども、税務署の税のしほりというものは非常にきびしい。そういう人たちにせめて個人の事業主報酬制を認めていただくことにおいて若干恩恵をつくこともできるのではないだろうか。やはり実態を踏まえてもらなければならぬというふうに考えるのです。法人化していいけれども実態は個人と変わらない、そういうものが堂々と給与というものは損金扱いにされておる、ただ法人か個人かという形式の問題なんだから、そういうことで個人事業主に対して、自分で自分の給与を支払うのだから、この報酬を認めるのはおかしいのだという理論的立場に立つて冷たく扱うことには実態論として問題がある。それはいま最後にお答えがございました税調において十分検討してもらつて、それで結論を待ちたいということ

で前向きであるとするならば理解はできるわけですが、けれども、全体的なあなたの答弁の中からはそういう前向きな姿勢、考え方というものを受けることは私はできなかった。その点に対して、いま一度あなたの考え方を聞かせたいだきたいと思つて。

○高橋説明員 ただいまの御質問でございすが、私どももいたしましては、事業所得者の方が税金のために倒産をなさるとか生活苦に悩まれることが本来あつてならないことだというふうに考へておることはお説のとおりであります。そこで、企業の経営を確立して原価計算というものを正確に把握していく、それが事業の経理にも経営にもいい影響を持つことは当然でありますので、現在四十六年度末で五六%くらいの普及割合になつております青色申告を一そう助長していく必要があるというふうに考へております。これによつて各種の税負担の所得税の上でいろいろの特典の利用ということも可能になりますし、あわせて企業の合理的な経営、近代的な経営にも役立つものというふうに考へております。先ほど自治省からも御答弁になりました本年の租税特別措置法

の改正による青色申告控除制度の創設というものが、青色申告の一そうの普及、奨励ということのために私どもは考へておるわけでありまして、こういう青色を助長していく、つまり企業の正確な経理というものをますます助長していくことによりまして税負担の合理化をはかつてまいりたいというふうに考へておるわけでごさいます。

○中村(重)委員 青色申告によつてできるだけ配慮していくことはわかるわけですが、青色申告の問題で先ほど私が申し上げましたように、個人事業主の置かれておる実情という面から考えますと、それも非常に複雑であるためになかなか思うようにいかないという実態があるわけですからこの問題については前向きでひとつ十分対処してもらいたいということを要請いたしておきたいと思つて。

次に企業組合に対する法人税率ですが、これは一般会社と同じになつてゐるわけですが、所得三百万円以下二八%、三百万円超三六・七五%ですか。協同組合は一律二三%になつておるのです。これは企業組合の実態から考へてみて協同組合と同一に扱うことが当然ではないかという感じがする。これはきょう初めてこの問題を指摘しているのではなくて、企業組合は金融、税制面においても優遇すべしという議論が相当強い議論になつておるのですが、依然としてこれが改められていない。この点はどうなんですか。

○高橋説明員 事業協同組合に對しまして二三%の特別税率の適用があるということでごさいますけれども、この根拠をいたしましては、個々の組合員と協同組合の営みまます事業とが別の人格として存在してありまして、組合の行ないます信用事業なり購買事業なり販売事業なり、そういうた事業を協同組合員に利用させることが目的である。組合自体の中には利益の留保が本質的には残らないのが本来のたてまえであるということから、中小企業の助成という観点で二三%の特別税率が認められておるわけでありまして、これに對しまして、企業組合は確かに協同組合の一種ではござい

ますけれども、事業協同組合と異なりまして、個々の組合員の事業の補助的な業務を行なうということではなくて、個々の組合員の事業そのものの集合体である一つの企業体ということになる。個々の組合員は企業組合の中に没入をいたしまして、競業避止義務も受けるということで、合名会社などとその実態は変わらないというふうに考えられるわけでございます。したがって、企業組合につきましては、ただいま御指摘のとおり、普通法人として普通法人の課税を行なっておるわけでありませう。

○中村(重)委員 その点は承知してお尋ねしているわけです。だから、それは適当ではない。企業組合というのは、どちらかといいますと、零細な事業主が集まって企業組合を組織して、その中で一緒に事業をやっているわけなんです。しかもこ

れには従業員も企業組合員として一体となつてやつてゐる。その面から考えてみますと、これを合名会社であるとかあるいは株式会社であるとかいつたそういう一般法人と同一視することは適当でないのではないか。企業組合というものを、現在のような経済情勢の中においてはもっと育成していく必要があるのではないか。企業組合の果たす役割りというのは、今後はさらに強められていなければならない。これは時代の要請といつても

私は差しつかえないと思う。それならば、企業組合に対しては協同組合の一種でもあることであるから、これは当然一般法人とは区別しなければならぬだろう。端的にいうと、一般法人のほうが近いのか、協同組合のほうが近いのかということになれば、実態から考えてみて、これはやっぱり協同組合の一種であり、協同組合のほうが近いでしょう。それならば、企業組合は協同組合と同じように、一般法人と異なった扱いをすべきである、そういうように私は考える。形式は先ほどあなたのお答えがなくとも承知をして私はお尋ねをしているわけですから、その点に対しての考え方をいま一度お聞かせいただけませんか。

合等という表が載っております。御承知でございますが、その中で、たとえば森林組合なり漁業生産組合なり、生産事業を行なっております協同組合がございます。そういうものにつきまして、組合員に給料等を支払うものは単独事業体であるという考え方で、これに対しては普通の法人税率を適用しておるわけでございます。先ほど申し上げたこととでございますが、企業組合と申しますものは、先生御承知のとおり、組合員の相互扶助の組織と申しますよりは、むしろ組合員の事業を廃止して組織された企業体であろう、その実態は個人またた

は法人事業者が集合して設立した会社であろうという
こと、これは税法上の考え方といたしましては、
私が先ほど申し上げたことといまの答ええとは同
じことになると思いますけれども、そういう考
え方で税率をきめておる次第でございます。

○中村(三)委員　そうすると、全然検討の余地なしということですか。株式会社等も、最近の法人というのは、大きくなればなるほど資本と経営の分離が行なわれている。企業組合というのは個人の集合体なんですよ。お互いに一緒になってやろうじゃないか。企業組合というのは国策の方向ですよ。それに対して一般の法人と同じような扱いをするということは、実態論として適当でないことをあなたはお考えになりませんか。どうですか。

○高橋説明員　大法人と中小法人、公開法人と個人類似法人の税負担をどういうふうにすべきかとということは、法人を税制上どう認識するかという問題の一環であらうかと思ひます。かつて税制調査会で長期にわたつて法人の本質を検討していた際に、大法人につきましては、どちらかといひえは実在説的な考え方をとる余地があるだろうし、中小企業、小規模法人、個人類似法人といふものにつきましては、いわゆる擬制説的な考え方が妥当する余地が大きいだろうということが取り上げられたこともございます。先ほど申し上げました小規模企業税制というものを掘り下げていきますと結局は税制上の法人のつかみ方、また個人

当たるのだらうというふうに思っております。
 そこで先ほどの企業組合でございますけれども、そういう意味で個人類似の企業の税負担をどう考へるかということの非常に大きな問題の一環であらうかと思ひます。そして将来の検討課題ということであらうかとは思ひますけれども、現行の税法の考へ方をとります限り、私が先ほど来練り返し申し上げておりますように、これは普通法人ということの範疇に入れざるを得ないというふうに考へておるわけでございます。

○中村(重)委員　時間がありませんから、またあ

らためてその議論をしたいと思うのです。

なお、同族会社の役員賞与とかその他同族会社の留保所得に対する加算課税制度、これは今度二百万円から三百五十万円まで引き上げることになっておりますが、これは私は二重課税であるか

ら、むしろ撤廃すべきであるというような考え方を
持っているわけです。このことについては小規模
模の關係と若干違つてまいりますが、あらため
てお尋ねすることにしたしますが、いま私ども
が審議をいたしております小規模企業共済の共済
金を一時所得として所得税の課税対象にする、こ
れは私はどうしても理解ができないのです。これ
は当然一時所得ということではなくて、退職金と
同じような扱いをすべきであるという考え方を

持っておるのですが、この点に対する考え方はいかがなんでしょうか。

○高橋説明員 小規模共済制度、これは現在是小規模共済掛け金の所得控除制度がございまして、ただいま御審議が進んでおります小規模企業共済法の改正ができませんと、年額十二万円まで掛け金の段階で所得から控除されるということになるわけでございますが、これの共済金の受け取りの段階で、ただいまの御質問のように、現行の所得税法上は一時所得として課税をするということになっております。本来これへの加入及び加入した場合の掛け金の口数というものにつぎましては、共済の加入者が任意にきめてかけていくわけでござい

として受け取る、これは比喩的な言い方で恐縮でございしますが、そういう性格を持っておろうかと思ひます。そこで先ほどの事業主報酬の際にも申し上げたわけでございしますけれども、これに退職所得扱いを認めます場合には、事業主が自分で十分に退職金を支払うということになろうかというふうに考えております。昭和四十二年に現在の小規模企業共済掛け金制度というものが所得税法上の扱いを変えまして、従来の生命保険料控除から小規模企業共済掛け金等控除という形で独立したわけでございます。その共済金の性格ということ

から考えまして、私どもとしてはこれを一時所得として取り扱うという方針でございます。

○中村(重)委員　これはどうしても理解できません。共済金ですよ。そしてあなたも御承知のとおり、事業の廃止であるとか死亡あるいは事業の

第三者への譲渡、これが第二種になると隠居であるとか三十年満期の場合、こういつたことになるわけですが、これの共済金を一時所得ということでもた税金をかけるなどということとは、これは冷酷無情だと思っている。当然これは退職金と同じように扱うべきですよ。どうしてこれを一時所得に扱うのですか。今度改組することになりました、いままで積み立て金にしておつた青色申告の、排除、これも実は取りくずすときは、いままででは

一時所得として税の対象になっておったのですよ。こっちはほしきりにやかましく言われて大蔵省は譲った。これとどう違うのですか。当然一時所得として税金をまたかけるなんということはやるべきじゃないです。零細、いわゆる小規模企業ですよ。考えてごらんさい。死亡した、事業の第三者への譲渡なんというものも、それから臨居、こういったようなときにゆとりも何もないです、こういう事業主なんというのはね。それで、その共済金によってどうにか生き延びていくということだと私は思うのです。これは生活費なんだな、実際は。これを一時所得だといって、ぱつと税金をかけるというのはちょっとひど過ぎ

○高橋説明員　現在所得税の中で一時金を受け取ります場合に、みなし退職所得というふうに考へておりますものは厚生年金、国民年金、各種の共済年金それから適格退職年金というよりな、いわば公的な社会保障制度というものから、給与のあと払いとして受け取るというものに限度をされておるわけであります。

ただいま御指摘の小規模企業共済でございますが、これがいわば社会保険的な性格が強いということが、程度の問題としていえるかというふうに思いますけれども、その加入というものが任意

制の上に立つておるといふこと、それからそういう意味で生命保険料控除を強化してこれを全額
の掛け金控除というふうに扱っておるわけであ
りまして、したがってこれを受け取ります
段階では、先ほど申し上げました厚生年金とか国
民年金というものが一時金の場合退職所得扱いに
なるといふことは、おのずからその性格を異に
するといふふうに考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 何としても私は理解ができないのですね。大企業とあるいは大金持ちの連中、配当にしてもあるいは利子所得にしても租税特別措置法ということできわめて優遇な措置を講じてやっている。こういう零細な人たちに對して、井済金をもらった、これにまた税金をかけるんだ、いかに冷酷無情なやり方なのか。私は国民が納得するようなやり方をやらすして何が行政かと言いたい。強くこの点に對しては——一時所得というやうなことは、もうこれで打ちどめにして、これに對しては退職金扱いにする、かういふことでひとつやってもらいたいといふことを強く要望しておきたい。この点に對しては商工委員会のきわめられて賢明な同僚諸君も私と考え方はあまり変わらぬものと思う。したがって強い附帯決議をつけたといふことを私は申し上げておく。

同時に、この第一種共済、第二種共済、これを區別していることも私はおかしいと思う。四十二

年七月十八日、私どもはやりこの掛け金に對しては全額掛け金に對する控除をすべきであるという附帯決議をつけているわけですが、われわれのつけた附帯決議というものはこれは全く考慮の余地なし、こういう考え方の上に立っているのですか。この点は高橋長官も——大臣がおられると大臣から私はお答えをいただきたいのだけれども、私どもの附帯決議に對しては、趣旨を体してこれを実施することになりますというお答えがなされてゐる。そういうことは形式的なお答えであつたのか。まずこの点に對しては長官からお答えをいただいて、あとで高橋第一課長からお答えをいただきましよう。

めて異例でございました。これにつきましてできるだけそういふ取り扱いを排除していくということが必要であらうというふうに考えております。それが所得税の中の租税の公平ということにつながるものであるというふうに私どもは信じておるわけでございますが、そういう意味で貯蓄性任意性を持った第二種共済というものの掛け金を所得から控除していくということは、これは生命保険料控除という制度のワクの中で選択的にやっていたく以外にはないのかと考えておる次第でございます。

○中村(重)委員　その貯蓄性という、第一種と第二種と何が違うのですか。一、二、三項目まで同

○高橋三郎政府委員 第一種共済と第二種共済とは、先生よく御承知のように共済事由が違ひまして、第二種共済の場合は貯蓄性、任意性が非常に強いということでございます。先ほど大蔵省のほうからお話のありましたように、生命保険と同様の所得控除ということが適當であらうということとで、第一種共済制度をつくりましますときに、第二種共済制度から、三カ月の経過期間をもつて移行

じなんでしょう。四項目の「組織の変更に法人の役員にならない場合」、五の「隠居」、六の「三十年満期の場合」、この三つだけが第二種が第一種と違うのです。隠居といったら隠居をしなければならぬ年齢です。隠居してから何ができるのです。この隠居の問題と事業の第三者への譲渡の問題とどう内容的に実質的に違うのですか。事業の第三者への譲渡というものが、第一種でこれは全額株

を認めたわけでございまして、現在第二種共済として残っております者は一万人以下でございまして、加入の実態を見ましても、ここ十カ月くらいに間に五十数名ということでございます。こういった状況でございしますので、確かに先般本法の改正がございましたときに附帯決議を付せられておることとも存じておりますが、いまのような状態でございしますので、私といたしましては第一種共済に重点を置いて税の減免ということを今後とも考えていくのが適當ではなからうか、このように考えております。

除として認められる、隨肩がこの第二種で任意であるからこれを全額除は認めないということだつておかしいでしょう。三十年満期の場合も、中々零細企業者が三十年もかけてやめるときはもういい年ですよ。もう活動できるような年齢じゃないでしょう。これらのことを考えてみると、私は第二種を任意であるからといって區別をするということは理解できないのです。われわれもそういつたような観点から附帯決議をつけたんですよ。そんな、附帯決議をつけようなんというよりな問題にならないようなことを全会一致でもつて

○高橋説明員 第二種共済でございますが、これはいま中小企業庁長官から御答弁がありましたように、貯蓄性、任意性という点で第一種共済とはその性格を異にしておりうというふうに私どもは考えております。元来、これは釈迦に説法で恐縮でございますが、所得税の上では貯蓄の元本というものの対して所得控除をするということはき

附帯決議なんかつけやしない。各党集まつて慎重に検討して、それからそれぞれの党の、自民党はこれの了承を得て、われわれはまたそれぞれの機関の了承を得てこの附帯決議というものはできている。いまあなたのような形式論で私どもが理解できるような、そういうような不見識な附帯決議なんてつけてやしない。どの程度われわれ

れのつけた附帯決議というものをあなた方は尊重する立場の上に立って検討されたのですか。どうですか。

○高橋説明員 昭和四十二年に制度改正になりまして、このときに第一種の共済というものを全額所得控除をいたすということになったわけでございますけれども、そのときに、先ほど中小企業庁長官からも御答弁がありましたように、従来の共済の中で任意性の強い部分というものを除外されたわけでございます。それが、ただいま中村先生御指摘のような、たとえば個人事業主の法人成りであるとか、個人事業主の親族への、配偶者または子供への事業の譲渡であるとか、それから法人

の役員の任意退職であるとかというふうなものでございます。これらのものにつきましては、やはり私どももいたしましたは、当時この制度が組み立てられたときの経緯というものから、全額が所得控除になじまないという考え方を持つておる次第でございます。

○中村(重)委員　時間がないから先に進みます。高橋さん、どうぞ御退席されてけっこうです。

参考人にお尋ねいたしますが、このサービス業の加入率というのが非常に低いのですが、これはどういう理由でしょう。

○秋山鶴考人 特にサービス業が低いとも考えてはおりませんけれども、PRの上で実際上の困難と申しますが、周知する上で、それこそ、まあ救が多いために浸透がやや弱い、これはあるかと申します。ただ、業種別の加入率で見ます限り、サービス業、現在一〇％余りでございますけれども、そう特に低いとは私ども考えておりません。○中村(重)委員 まあ低いとはあなたたちは考えてい

らつしやらない。数が多いから率としてはまあ低いんだ、こういうことだと思ふのですね。私が言っているのは、サービス業というのは、どちらかというと非常に零細性の強い関係上、焦点は相当地こらに当てられる必要があるんじゃないかと、いうような考え方から、実はお尋ねしているのです。まあ、低いのはなぜかというところ、そう低い

とは思われないというようなお答えが返ってくると思わなかった。まあ、いろいろ努力をしておられるのだから、やはりサービス業というのは非常に、倒産というの何か知りませんけれども、この移動のテンポが早いんですね。またやめたかと思うと次の人がかわってきている。目まぐるしくいって実は廃業、開業というのはテンポが早いんですよ。そういうところから、この加入というのがなかなか普及しないというような苦勞、そういうものがあるのではないかと、そういうなかで、お尋ねをされたわけですね。

そこで、四十六年十二月末現在の加入者の推移というものを実は見てみるのですが、四十四年度がピークになっていまして、四百万業者の中で加入率が七割というの、これはまあ、あまりにも低過ぎるに思ふのです。これは小規模共済の今日までの設立以来の年度の経過から見ると、もう少し加入率が高くなければいけないというふうに思ふのですが、相当努力しておられることは、私もいろいろな会合で一緒にぶつかることがありますから、それはまあ認めるのですけれども、あなたはこの理事長としてこの点どうお考えになりますか。

○秋山参考人 制度自体がかなりむずかしい制度であることは一応お認めをいただいているかのように思ひまして、われわれの平素の努力を一応お認めいただいたことはたいへん感謝にたえないのでございますけれども、現実の加入の状態が、先生御指摘のように決して悪いとは私も考えておりません。先ほど申し上げましたサービス業の問題は、他の、たとえば商業とか工業とかの比率という意味において、特にサービス業だけが低いという意味でお尋ねかと思つてお答えを申し上げたわけでございますが、こういうやや特殊の制度と申しますか、少なくとも、一切万人向きという制度ではございませんの、まあ言つてみれば保険の勧誘に近いようなことをやりませんと、なかなか耳に入らない、加入してこないという性格がござ

いますから、人手あるいは時間、予算等の面の制約上、どうもなかなか思うように加入が進まない。私も日毎そのことで苦慮しておるわけでございます。

ただ、まあ一般的に申しますと、中小企業の性格と申しますか、非常に範囲が広い。したがって、先ほど四百万という数字をおあげになりました、われわれもその程度のものを対象と考えておりますけれども、どうも現実、たとえばロコミであるいは耳コミで知ったとか、組合の会合で聞いたとかいうようなこととか、どうもその知つてもらうチャンスをつくること自体が私どもとしては非常に苦勞でございます。こういう制度がある、内容はこうなんだということを知らせてもらえば、まあ半分とは言わぬでも三分の一ぐらいまでは大体入つていただけるように私どもには感じられるのでございますが、どうもその知つてもらうこと自体が、こういう事業団の組織上なかなかむずかしいかたというのが現状でございます。

○中村(重)委員 私どもはその地域のいろいろな会合に出るわけですが、大きい会合では、あなたのほうの職員の方々が出られて、そしてあいつをされたり、いろいろこの普及について協力要請をしておられるという姿をお見受けするわけですね。もう少し何か、これは実際は委託していらつしやるわけなんです、そこを徹底させる。ほんとうに小規模企業共済に入らなければならぬという、その地域の団体の幹部の方々をそういう気持ちにひとつ向かわせるといふ努力をなさる必要があるのではないかと。その点がまだ徹底してないよう

に感じられる。それからいま一つは、いまあなたが答えになりましたように、まずこれを知つてもらうことが大切だ。私もそう思う。そうなるまいと、加入口数をふやすというよりも、できるだけ加入者を一口数は少ないけれども加入者をふやすという努力がまず重点的に進められてこなければならぬと私は思ひます。しかし、いた

ております資料を見ますと、口数の伸びは比較的高いように思ひますけれども、この加入者の伸びというのが低い。この点はあなたの見解はいかがなんでしょうか。私はまず、口数を伸ばすことよりも加入者をできるだけ、一口でも二口でもよろしい。これはまあ、一口二口というのは、ほとんど加入する人は十口近く入る方があるんだらうと思ひますけれども、私はそれが大切である、こ

う思ひます。その点は、いづれに重点を置いてい

らうかと思ひます。

○秋山参考人 御指摘のとおり、件数と口数との統計におきましては、口数の伸びのほうが最近比較的良好、これはそのとおりでございます。ただこれは実はこういうことがございまして。現在までは十口まで、これが最高限度でございまして、私も皆さんにおすすしめすときは、たとえ一口でも二口でも、とにかく一応この制度に乗つていただくことをまず先決と考え、その点では先生御指摘のように加入者数のほうに、むしろ範囲を広げること、重点を置いて努力をしておるつもりでございます。一ぺんお入りになつた上では、実はこの税制のメリットその他比較的制度のいいところがわかつてこられるにつれて、その増し口という、つまり最初は少なくてだんだんふやしていくということが、ことにこの数年多くなつてまいつてきております。そういうことで年度別の平均口数を見ますと、一貫してずつと、わずかずつでございまして上がつてきつた。現在五・四くらいに平均でなつておると思ひます。そういうことで確かに口数の増加は多いわけ

でございますけれども、私もその口数をふやすことにもつぱら努力をしておるわけではございせんので、努力の大部分は加入者の範囲を広げ、人数をふやすほうに置いておるつもりでございます。

○中村(重)委員 直接還元融資をすることにしたのは私はよろしいと思ひますが、融資条件はどういうことになるのですか。

○秋山参考人 融資の問題につきましては、今度の法律の改正をお願いいたしましてから具体的な検討はするつもりでございまして、大體本来のたてまえが共済金の支払いに差しつかえを起こしてはいかぬという法律の制約を受けておりますから、たとえ今後積み立て金が相当高額になりましたとしても、それを全部使つてしまふということでは、やはり本来の使命に差しかえを起すかもしれぬ。したがってある限度を設けて、いわば緊急の場合に役に立たせる、その場合にだけ流動性を認めるということが適当であらうと考えております。そういう意味で、期間も大體一年、それから金利はできるなら八分以下でやりたい、もつぱら簡略な手続で借り出せるようにということをお願いして実施をしたいといふ研究をいたしてあります。

○中村(重)委員 主計官が来ておりますのでお尋ねをしたのであります。当然、無担保無保証の融資がなされなければならぬ。同時に、利子は毎年八分ということなんですけれども、いまの低金利時代に共済金の還元融資が八分というの、私は高過ぎると思ひます。もつと国の補助金というものをふやせるといふ努力をもちろん長官はされなければならぬ。そういうことで、この還元融資の条件というものをできるだけ有利にしていく、そういうような努力をされる必要があるというのを申し上げておきたいと思ひます。

それから掛け金掛けの制度というものは、これは私はぜひ必要であると思ひますが、この点は検討はしていないのですか。

○高橋(忠)政府委員 検討はいたしましたけれども、この共済制度と申しますのは、おもな共済事由としては廃業とか死亡とかいうことを事由として掛け金を掛け続けるという点に意味がある。それで任意性あるいは貯蓄性が、先ほど申し上げましたように強くないような制度としてい

けでございすが、今後の検討事項としては考へておるわけでございます。

○中村(重)委員 いろいろまだこの小規模共済を拡大していく道は十分あるし、私はまた努力をしてもらわなければならない具体的な問題として申し上げたいこともたくさんありますけれども、きょうは各省からもお見えのいたしておりますから、また機会がありますとお尋ねをすることにいたしますが、一応小規模企業対策をいたしまして、これはぜひ長官並びに御出席のいたしております各省のお答えをいただいておりますけれども、私どもは中小企業の金融税制の問題というのを相当重視をしております。

そこで、国民金融公庫の貸し付け限度額等も五百万円ではなく一千万円程度にこれを引き上げなければならぬというのを主張いたしておりますわけですが、ところが貸し付けの実態を見ますと、私どもの主張とあまりにも現実とはかけ離れておるというのを知っております。いま限度額が五百万円。平均はどうか。一千万円までこれを拡大しなければならぬような実情があるのかというのを見てみると、そうではない。実は百万円程度が平均になっている。この点を長官はどのようにお考えになっていらっしゃるのだろうか。私どもがかねて主張いたしておりますような一千万円まであるいは八百万円までこれを引き上げるといううなことは、全くその必要性はないといううにこの数字から見るとなるわけなんです。これが百万円前後にすぎないというこの実態はいかがなものであらうか。どこに原因があるのであらうか。さらにまた、この運転資金の融資期限というものは六十カ月である。これも引き上げない、私どもはこう言っている。ところが実情を調べてみると、これはわずかに二十六カ月にすぎない。六十カ月というところになっているのが二十六カ月だ。設備資金にいたしても八十四カ月になっているけれども、実績を見ると四十七カ月にすぎない。もつと償還期限を延ばせというのを私どもは主張している。ところが現実にはやっています。

とは、ただいま私が申し上げましたような数字になっている。この原因はどこにあるのだろうか。借り入れ申し込みをする例が、そういうことを希望しておるのだろうか。あるいは貸すところの国民金融公庫が、申し込みは六十カ月あるいは八十四カ月という形でなされるけれども、これを短くしておるのかどうか。借り入れ申し込み金額にいたしても、もちろんそれは百万円もありましたし、あるいは百万円以下もありましたし、あるいは五百万円というものはたくさんあると思ふ。ところが、その五百万円というものは数字から見ますときわめて少ない。そのことは、平均額が百万円程度にすぎないということに実はなっておりますが、そのいずれの側にも——そういう平均額が、貸し付け金額にいたしてもあるいは貸し付け期限にいたしてもそのように低いのか、この原因についてひとつ明らかにしたいと思ふ。

○高橋(海)政府委員 国民金融公庫に対する一件当たりの平均申し込み額は、昭和四十六年で約百四十四万円でございます。そして実際の貸し出しは、いま御指摘のように百二十万円ちょっとというところでございます。私は、国民金融公庫のほうで貸し出しを特に押えておるということではなくて、やはりこういう特に小規模零細企業の方々の申し込みが非常に多いわけでございます。ここからあたりが一応の借り入れの希望ということであります。五百万あるいは一千万を一度に借りたいというものを押えておるということではないのじゃないかと私は思いますが、なお実情については、さらによく調べさせていただきますと思ひます。ただいまはそのように私考しております。

○中村(重)委員 環境金融公庫、まあ俗にいうマル環資金、それから生鮮食料品小売近代化資金、これは俗にいうマル食資金、これも私がただいま申し上げましたように、大同小異であります。金額にいたしても、あるいは貸し付け期間にいたしても、あまり変わらない。この点に對し

ては、新しい制度であるだけに、厚生省にいたして、あるいは農林省にいたして、非常に情熱を傾けて取り組んでおられると思うのですが、これらの原因はどこにあるとお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○加地説明員 環境衛生金融公庫の場合でございますが、御指摘のように、資金ワクのあれに比べて、貸し付けの金額であるとか期間については、実態上非常に低くなつておるのではないかと、こういうことでございますが、一つは、御承知のように、貸し付けを申請する業者の側からの問題があらうかと思ひます。環境公庫の場合もそうでございますが、貸し付けの金額とか期間につきましては、業種別に非常にバラエティーがございます。それから、大きく分けましていわゆる設備と施設に分かれるわけでございます。そういう問題で、現実には貸し付けを申請する側につきましても、多少そういう意味のいろいろなバラエティーがあらうかと思ひます。同時に、取り扱い側からいいますと、やはりそういう環境公庫は特に零細でございますし、生業的なものでございまして、取り扱いの側、たとえば委託銀行からいいますと、まあ当然金融業からいたしまして、担保の問題であるとか信用の問題であるとか、そういうものがございまして、結果的に低くなつておるのではないかと思ひます。ただ、御指摘のように、その申請した営業が適正な担保を提供し、かつ、しかも金額的に適正な金額を申請しているという場合にもかかわらず、金額が非常に低いということがあるのはならないわけでございます。私どもは常日ごろそういう面については、適正な貸し付けをするように指導しているわけでございます。

○野尻説明員 マル食資金、いわゆる生鮮食料品等小売近代化資金の貸し付けでございますが、先生の御指摘のとおり、一件当たりの資金は百万九千円程度でございます。ワクに對してきわめて一件当たりの金額は小さいわけでございます。この原因は、生鮮食料品等の小売業は、規模がきわめて零細でございます。これは、一つには、消費者の購買活動がより買いでございまして、勢い全体的にはこれら小売りの規模がきわめて小さいということでございます。それで、このように平均貸し出し額は小さくなつております。また、その他には、環境公庫と比べて、食品業種というものは組織が弱体でございます。その点、十分な指導、末端へのPR等が届いていない点もあるわけでございます。しかし、一方におきまして、私どもは、最近の物価その他の関連もございまして、これら生鮮小売業を中心にした食料品小売業に對しましては、総合化、大型化という方向を一つの指導の方向としていたしております。数多くの小売りの商の中には、協業化その他の形によりまして大型化なり総合化を旨とするものがございまして、個々のケースを對象にとりますと、この平均百万という額ではとうてい足りないわけでございます。一千万以上の額が、当然、御指摘のように必要になってまいります。現在大蔵省との間で、マル食資金の一千万円のワクに對しまして、これに近代化、省力化に必要な設備につきましてはワクとして五百万円の上のせがでるよう、具体案につきまして折衝をいたしている段階でございます。

○中村(重)委員 私は、いま野尻課長がお答えになりましたマル食資金のほうは、いまお答えのとおり理解ができるわけです。食品業というものは対象設備が非常に少ない。たとえば牛乳販売あるいはうどんとかパンとかいうのは何が対象になるんだらうか。しいて言えば、魚屋さんのほうが比較的対象設備が多いという程度ですね。この点、私はある程度理解ができるわけです。平均の金額が少ないということですね。今度近代化、省力化ということで五百万円上のせをすることにいたしましたわけですが、いま折衝の段階であるということでありまして、もう少しつまびらかにお答えが聞きたいわけですが、できるならばもう少し明らかにしたいと思ひます。非常に関心を持っております。

するようなものでございます。その意味におきまして、そういった営業施設ではございますけれども、近代化、合理化の面に焦点を合わせまして特利対象の設備を上げていったわけでございます。本年度におきましても、いまのところまだ最終的に確定はしておりませんが、従来対象にならなかつた水洗便所でございますとかそれから自動ばかりでございますとか、そういったものを七分七厘の特利に入れていく予定であるわけでございます。

○中村(重)委員 大臣がもうすぐ出席されるようですから結論に入りたいと思うのですが、私は、小規模企業というものを育成していかなければならぬという観点からいろいろお尋ねをしてきておるところですが、御出席の方々は、いまお答えになつておられるようなお答え以上のものは出ないと思つておるわけですか。

そこでいま高橋長官から信用補完の問題が出てまいりましたから、もう大臣がすぐ参られましてよりから、ひとつ私から二、三点あげて、それぞれお答えをいただきたいと思つておるわけですか。

信用補完の問題といたしまして、この保証料の先取り、一年間の保証料を前に取る、金額が下がつても保証料を下げない、返さない、これを直すべしという主張に對しまして、これを是正したのかどうか。私の知る限りにおいては、これを是正しておるようには思えません。

いま一つは、保険制度の問題として、無担保保証推進特別長期貸し付けという無担保保険というものを相当推進をしていくという観点からこの制度を設けたわけですか。ところが、四十五年度から総額で十八億、それから十八億の金額というものを中止してしまつた。そして従来貸し付けしておつたのを引き揚げるというふうなことになるのでまいりましたが、最も小規模企業が期待をしておる無担保無保証あるいは無担保保険というものを今後取りやめていくという考え方の上に立っているのかどうか、きわめて消極的な取り組みをこの問題に對してはしようとしておりますから、

この点に對しては出席の大蔵省からお答えをいただきたいというところであります。

それから社会保険庁からは、零細企業対策といつたしまして、五人以下の企業に對しまして社会保険を適用すべしということをおこなつたけれどもは主張してまいつておりましたが、なかなかこれは実行しないばかりか、最近では五人以上の企業の社会保険に對しましてこれを押さへようという方向にあるということですか。私は、この点はまことにけしからんと思つておりますが、これらの点に對してのお考え方はどうなのか、それぞれお答えをいただきたいまして、あとの質問は留保いたしまして、私はこれで終りたいと思つておるわけですか。

○磯辺説明員 お答えいたします。

無担保保険の拡充強化の問題につきましては、かねがね中村先生非常に強く御推進しておられることは大蔵省も十分承知しておるところでございます。御承知のように、無担保保険そのものの絶対額はかなり伸びてきておりまして、たとえば四十五年の実績で見ますと五千二百二十六億、それから四十六年度の見込みは、大体実績見込みでございますが、六千五百二十二億というふうにかなり伸びてきておりまして、いずれも対前年比が二〇％台で伸びている状況でございます。ただ、この無担保保険全体の総額に占めます割合といひますのは、先生御指摘のように、遺憾ながら若干ずつそのシェアが下がつて、かつてのピークで四二％程度ございましたのが、最近では三五％程度に下がつてきておるといふのもこれはまた事実でございます。ただ、これは無担保保険そのものを締めつけてきたということではなくて、御承知のように、四十六年度には普通保険とか、あるいは特別小口保険とかいふようなものの付保限度額をかなり引き上げましたので、そういった意味におきまして、相対的にシェアが下がつたという状態でございます。

なお、その十八億の問題でございますが、これは長期特別貸し付け金という制度がございまして、これはそのときそのときにいろいろ特に力を入れていきたいといつたような保険、あるいは保証制度に對してのそれを特に進めていく、あるいはPRしていくといふふうな目的で特別な貸し付けをしておるのでございますが、この無担保保険というの御承知のように例年大体五千億から六千億というふうな定着してまいりました。したが

いまして、昨年度におきましては、特に組織対策であるとかドル・ショック等のほうに重点を置きまして、これを削減したようなわけでございまして、したがういまして、特にこれに對して力を抜いておるといふようなことはございせん、今後ともこの問題に對してはわれわれとしても十分気を付けて伸ばしていきたい、かように考えております。

○大和田説明員 社会保険の任意適用を押えておるのではないかと、こつち御質問でございます。結論的に申しますと、任意適用の認可基準、これは昭和三十一年に出しておりますが、この認可基準に合致しております限り認可するように私どもも指示しております。したがつて、適用を誤つておるといふことはありせん。認可基準につきましては、使用関係が明確であること、それから公租公課の納入状況から見て保険料の納入が確保される、この二点が認可基準になっておりますが、これに合致しておれば認可を誤るといふことはありせん。

なお、数字的に見ましても、昭和四十年におきまして事業所数が九万六千、これは任意包括の事業所数でございます。それが四十五年には十四万にふえております。また被保険者数につきましても、昭和四十年におきましては六十八万四千、これが四十五年は九十五万四千、着実に逐年ふえておるわけでございます。決して誤つておる、押えておるといふことはありせん。

○中村(重)委員 大臣にまたお尋ねをする機会があるかどうかかわかりませんが、一点だけお尋ねを、もしいまお答えがでなければ、この法律案をあげるときにお答えをいただいてもけっこうでございますから、きわめて簡単に申し上げま

入れていきたいといつたような保険、あるいは保証制度に對してのそれを特に進めていく、あるいはPRしていくといふふうな目的で特別な貸し付けをしておるのでございますが、この無担保保険というの御承知のように例年大体五千億から六千億というふうな定着してまいりました。したが

いまして、昨年度におきましては、特に組織対策であるとかドル・ショック等のほうに重点を置きまして、これを削減したようなわけでございまして、したがういまして、特にこれに對して力を抜いておるといふようなことはございせん、今後ともこの問題に對してはわれわれとしても十分気を付けて伸ばしていきたい、かように考えております。

○大和田説明員 社会保険の任意適用を押えておるのではないかと、こつち御質問でございます。結論的に申しますと、任意適用の認可基準、これは昭和三十一年に出しておりますが、この認可基準に合致しております限り認可するように私どもも指示しております。したがつて、適用を誤つておるといふことはありせん。認可基準につきましては、使用関係が明確であること、それから公租公課の納入状況から見て保険料の納入が確保される、この二点が認可基準になっておりますが、これに合致しておれば認可を誤るといふことはありせん。

なお、数字的に見ましても、昭和四十年におきまして事業所数が九万六千、これは任意包括の事業所数でございます。それが四十五年には十四万にふえております。また被保険者数につきましても、昭和四十年におきましては六十八万四千、これが四十五年は九十五万四千、着実に逐年ふえておるわけでございます。決して誤つておる、押えておるといふことはありせん。

○中村(重)委員 大臣にまたお尋ねをする機会があるかどうかかわかりませんが、一点だけお尋ねを、もしいまお答えがでなければ、この法律案をあげるときにお答えをいただいてもけっこうでございますから、きわめて簡単に申し上げま

入れていきたいといつたような保険、あるいは保証制度に對してのそれを特に進めていく、あるいはPRしていくといふふうな目的で特別な貸し付けをしておるのでございますが、この無担保保険というの御承知のように例年大体五千億から六千億というふうな定着してまいりました。したが

この小規模企業共済、いま私どもが審議いたしております第一種と第二種と、こつちあるわけですが、第一種というのは、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、この三点になつております。第二種は、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、これまでは第一種と第二種は同じであります。第二種はそれに加えて、組織の変更で法人の役員にならない場合、隠居、それから三十年満期の場合、この五点になつておるわけですか。

私どもは四十二年の七月、この法律の一部改正の際に附帯決議をつけて、第二種に對しても特別の減税措置を講ずる必要があるといふことを強調いたしているわけですが、ところが、第一種のみで、第二種は今回は全く扱っていない。第一種は全額控除。たしか二十口になつたわけですから、全額十二万円まで掛け金を控除する、こつちうことになつてまいりました。ところが、たとえば第二種の隠居というふうな点、これは事業の第三者への譲渡と質的にどう違ふのか。これは全く同じではないか。したがつて、第二種がいわゆる任意加入であり、貯蓄性のものであるといふ形においてこの減税措置を講じないといふことは適当ではないといふ点が一点であります。

もう一つは、この共済金を受けたときに、一時所得として課税の対象になるわけですが、これは何としてもあまりにも冷た過ぎる、この共済金をもらうときですから。これは当然退職金扱いにすべきであつて、一時金として課税の対象にすべきではない。しかもいままで青色申告の場合に、毎年事業所得の五％、金額として最高十万円まで積み立てて、これを取り出すときは課税の対象にしておつた。ところが今回四十七年度、これは改めまして、全額十万円控除することになつたわけですが、これは一歩前進になるわけですが、これと質的には全く変わらない。したがつて、一時所得は課税の対象とすべきではない。当然配当所得としてこれは扱ふべきだというのが私の主張であるわけ

この小規模企業共済、いま私どもが審議いたしております第一種と第二種と、こつちあるわけですが、第一種というのは、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、この三点になつております。第二種は、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、これまでは第一種と第二種は同じであります。第二種はそれに加えて、組織の変更で法人の役員にならない場合、隠居、それから三十年満期の場合、この五点になつておるわけですか。

私どもは四十二年の七月、この法律の一部改正の際に附帯決議をつけて、第二種に對しても特別の減税措置を講ずる必要があるといふことを強調いたしているわけですが、ところが、第一種のみで、第二種は今回は全く扱っていない。第一種は全額控除。たしか二十口になつたわけですから、全額十二万円まで掛け金を控除する、こつちうことになつてまいりました。ところが、たとえば第二種の隠居というふうな点、これは事業の第三者への譲渡と質的にどう違ふのか。これは全く同じではないか。したがつて、第二種がいわゆる任意加入であり、貯蓄性のものであるといふ形においてこの減税措置を講じないといふことは適当ではないといふ点が一点であります。

もう一つは、この共済金を受けたときに、一時所得として課税の対象になるわけですが、これは何としてもあまりにも冷た過ぎる、この共済金をもらうときですから。これは当然退職金扱いにすべきであつて、一時金として課税の対象にすべきではない。しかもいままで青色申告の場合に、毎年事業所得の五％、金額として最高十万円まで積み立てて、これを取り出すときは課税の対象にしておつた。ところが今回四十七年度、これは改めまして、全額十万円控除することになつたわけですが、これは一歩前進になるわけですが、これと質的には全く変わらない。したがつて、一時所得は課税の対象とすべきではない。当然配当所得としてこれは扱ふべきだというのが私の主張であるわけ

この小規模企業共済、いま私どもが審議いたしております第一種と第二種と、こつちあるわけですが、第一種というのは、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、この三点になつております。第二種は、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、これまでは第一種と第二種は同じであります。第二種はそれに加えて、組織の変更で法人の役員にならない場合、隠居、それから三十年満期の場合、この五点になつておるわけですか。

私どもは四十二年の七月、この法律の一部改正の際に附帯決議をつけて、第二種に對しても特別の減税措置を講ずる必要があるといふことを強調いたしているわけですが、ところが、第一種のみで、第二種は今回は全く扱っていない。第一種は全額控除。たしか二十口になつたわけですから、全額十二万円まで掛け金を控除する、こつちうことになつてまいりました。ところが、たとえば第二種の隠居というふうな点、これは事業の第三者への譲渡と質的にどう違ふのか。これは全く同じではないか。したがつて、第二種がいわゆる任意加入であり、貯蓄性のものであるといふ形においてこの減税措置を講じないといふことは適当ではないといふ点が一点であります。

もう一つは、この共済金を受けたときに、一時所得として課税の対象になるわけですが、これは何としてもあまりにも冷た過ぎる、この共済金をもらうときですから。これは当然退職金扱いにすべきであつて、一時金として課税の対象にすべきではない。しかもいままで青色申告の場合に、毎年事業所得の五％、金額として最高十万円まで積み立てて、これを取り出すときは課税の対象にしておつた。ところが今回四十七年度、これは改めまして、全額十万円控除することになつたわけですが、これは一歩前進になるわけですが、これと質的には全く変わらない。したがつて、一時所得は課税の対象とすべきではない。当然配当所得としてこれは扱ふべきだというのが私の主張であるわけ

この小規模企業共済、いま私どもが審議いたしております第一種と第二種と、こつちあるわけですが、第一種というのは、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、この三点になつております。第二種は、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、これまでは第一種と第二種は同じであります。第二種はそれに加えて、組織の変更で法人の役員にならない場合、隠居、それから三十年満期の場合、この五点になつておるわけですか。

私どもは四十二年の七月、この法律の一部改正の際に附帯決議をつけて、第二種に對しても特別の減税措置を講ずる必要があるといふことを強調いたしているわけですが、ところが、第一種のみで、第二種は今回は全く扱っていない。第一種は全額控除。たしか二十口になつたわけですから、全額十二万円まで掛け金を控除する、こつちうことになつてまいりました。ところが、たとえば第二種の隠居というふうな点、これは事業の第三者への譲渡と質的にどう違ふのか。これは全く同じではないか。したがつて、第二種がいわゆる任意加入であり、貯蓄性のものであるといふ形においてこの減税措置を講じないといふことは適当ではないといふ点が一点であります。

もう一つは、この共済金を受けたときに、一時所得として課税の対象になるわけですが、これは何としてもあまりにも冷た過ぎる、この共済金をもらうときですから。これは当然退職金扱いにすべきであつて、一時金として課税の対象にすべきではない。しかもいままで青色申告の場合に、毎年事業所得の五％、金額として最高十万円まで積み立てて、これを取り出すときは課税の対象にしておつた。ところが今回四十七年度、これは改めまして、全額十万円控除することになつたわけですが、これは一歩前進になるわけですが、これと質的には全く変わらない。したがつて、一時所得は課税の対象とすべきではない。当然配当所得としてこれは扱ふべきだというのが私の主張であるわけ

この小規模企業共済、いま私どもが審議いたしております第一種と第二種と、こつちあるわけですが、第一種というのは、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、この三点になつております。第二種は、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、これまでは第一種と第二種は同じであります。第二種はそれに加えて、組織の変更で法人の役員にならない場合、隠居、それから三十年満期の場合、この五点になつておるわけですか。

私どもは四十二年の七月、この法律の一部改正の際に附帯決議をつけて、第二種に對しても特別の減税措置を講ずる必要があるといふことを強調いたしているわけですが、ところが、第一種のみで、第二種は今回は全く扱っていない。第一種は全額控除。たしか二十口になつたわけですから、全額十二万円まで掛け金を控除する、こつちうことになつてまいりました。ところが、たとえば第二種の隠居というふうな点、これは事業の第三者への譲渡と質的にどう違ふのか。これは全く同じではないか。したがつて、第二種がいわゆる任意加入であり、貯蓄性のものであるといふ形においてこの減税措置を講じないといふことは適当ではないといふ点が一点であります。

もう一つは、この共済金を受けたときに、一時所得として課税の対象になるわけですが、これは何としてもあまりにも冷た過ぎる、この共済金をもらうときですから。これは当然退職金扱いにすべきであつて、一時金として課税の対象にすべきではない。しかもいままで青色申告の場合に、毎年事業所得の五％、金額として最高十万円まで積み立てて、これを取り出すときは課税の対象にしておつた。ところが今回四十七年度、これは改めまして、全額十万円控除することになつたわけですが、これは一歩前進になるわけですが、これと質的には全く変わらない。したがつて、一時所得は課税の対象とすべきではない。当然配当所得としてこれは扱ふべきだというのが私の主張であるわけ

この小規模企業共済、いま私どもが審議いたしております第一種と第二種と、こつちあるわけですが、第一種というのは、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、この三点になつております。第二種は、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、これまでは第一種と第二種は同じであります。第二種はそれに加えて、組織の変更で法人の役員にならない場合、隠居、それから三十年満期の場合、この五点になつておるわけですか。

私どもは四十二年の七月、この法律の一部改正の際に附帯決議をつけて、第二種に對しても特別の減税措置を講ずる必要があるといふことを強調いたしているわけですが、ところが、第一種のみで、第二種は今回は全く扱っていない。第一種は全額控除。たしか二十口になつたわけですから、全額十二万円まで掛け金を控除する、こつちうことになつてまいりました。ところが、たとえば第二種の隠居というふうな点、これは事業の第三者への譲渡と質的にどう違ふのか。これは全く同じではないか。したがつて、第二種がいわゆる任意加入であり、貯蓄性のものであるといふ形においてこの減税措置を講じないといふことは適当ではないといふ点が一点であります。

もう一つは、この共済金を受けたときに、一時所得として課税の対象になるわけですが、これは何としてもあまりにも冷た過ぎる、この共済金をもらうときですから。これは当然退職金扱いにすべきであつて、一時金として課税の対象にすべきではない。しかもいままで青色申告の場合に、毎年事業所得の五％、金額として最高十万円まで積み立てて、これを取り出すときは課税の対象にしておつた。ところが今回四十七年度、これは改めまして、全額十万円控除することになつたわけですが、これは一歩前進になるわけですが、これと質的には全く変わらない。したがつて、一時所得は課税の対象とすべきではない。当然配当所得としてこれは扱ふべきだというのが私の主張であるわけ

この小規模企業共済、いま私どもが審議いたしております第一種と第二種と、こつちあるわけですが、第一種というのは、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、この三点になつております。第二種は、事業の廃止、死亡の場合、事業の第三者への譲渡、これまでは第一種と第二種は同じであります。第二種はそれに加えて、組織の変更で法人の役員にならない場合、隠居、それから三十年満期の場合、この五点になつておるわけですか。

私どもは四十二年の七月、この法律の一部改正の際に附帯決議をつけて、第二種に對しても特別の減税措置を講ずる必要があるといふことを強調いたしているわけですが、ところが、第一種のみで、第二種は今回は全く扱っていない。第一種は全額控除。たしか二十口になつたわけですから、全額十二万円まで掛け金を控除する、こつちうことになつてまいりました。ところが、たとえば第二種の隠居というふうな点、これは事業の第三者への譲渡と質的にどう違ふのか。これは全く同じではないか。したがつて、第二種がいわゆる任意加入であり、貯蓄性のものであるといふ形においてこの減税措置を講じないといふことは適当ではないといふ点が一点であります。

もう一つは、この共済金を受けたときに、一時所得として課税の対象になるわけですが、これは何としてもあまりにも冷た過ぎる、この共済金をもらうときですから。これは当然退職金扱いにすべきであつて、一時金として課税の対象にすべきではない。しかもいままで青色申告の場合に、毎年事業所得の五％、金額として最高十万円まで積み立てて、これを取り出すときは課税の対象にしておつた。ところが今回四十七年度、これは改めまして、全額十万円控除することになつたわけですが、これは一歩前進になるわけですが、これと質的には全く変わらない。したがつて、一時所得は課税の対象とすべきではない。当然配当所得としてこれは扱ふべきだというのが私の主張であるわけ

です。いまお答えができればお答えをいただければけっこうでありますし、あるいは明日でもけっこうでございますが、ひとつ大臣の考え方を聞かせたいと思います。

○田中大臣 第一の問題は、第二種共済は第一種共済と性格を異にする点があるということでございます。これはないと言われますが、あるということでございます。税制上の取り扱いにつきましても、これを第一種並みにするということは、踏み切り方が幾ばくか違ひ、こういうことでございます。しかし、非常にむづかしい問題ではございますが、第二種共済の将来のあり方という問題の中でこの問題についても検討してまいりたいということが、第一の問題に対してでございます。

第二の問題は、これは一時所得扱いということになっております。本制度の共済金は、事業主がみずから積み立てたものでございますので、税制上一時所得の扱いとなっております。これを退職金扱いとして税の負担を軽くせよという御意見でございますが、これはやっぱり前向きに検討すべき問題だと思ひます。これはひとつ政府部内において検討してまいります。

○橋田委員長 この際、内閣提出、計量法の一部を改正する法律案、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案、工業再配置促進法案、産地地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び熱供給事業法案の各案を議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。田中通商産業大臣。

計量法の一部を改正する法律案

計量法の一部を改正する法律

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」を「第五十九条」に、「第六十三条」を「第六十条」に、「第百三十八条」を「第百

三十八条の二」に、「第九章 再検査及び不服申立て」を「第八章の二 指定検定機関(第百八十一条の十一、第百八十一条の二十六)」に改める。

第二条中「濃度」の下に、「波数」を、「皮相電力」の下に、「熱伝導率、比熱、エントロピー、放射強度」を加え、「騒音の大きさ」を「騒音レベル」に、「及び放射能濃度」を、「放射能濃度及び振動レベル」に改める。

第三条第三号を次のように改める。

三 時間の計量単位は、秒とする。

秒は、セシウム一三三の原子の基底状態の二つの超微細準位の間の遷移に対応する放射の周期の九、一九二、六三一、七七〇倍に等しい時間として現示する。

第三条第五号を次のように改める。

五 温度の計量単位は、ケルビンとする。

ケルビンは、水の三重点の熱力学温度の二七三・一六分の一とし、国際度量衡総会の採決に従ひ政令で定める方法により現示する。

第三条第六号中「白金」を、「圧力一〇一、三二五ニュートン毎平方メートルの下における白金」に改め、「黒体の」の下に「六〇〇、〇〇〇分の」を加え、「の六〇〇、〇〇〇分の」の光度」を削る。

第五条各号列記以外の部分中「濃度」の下に、「波数」、「皮相電力」の下に、「熱伝導率、比熱、エントロピー、放射強度」を加え、「騒音の大きさ」を「騒音レベル」に改める。

第五条第十九号中「及び規定」を、「規定、キログラム毎立方メートル及びピーエッチ」に改め、同号に次の二項を加える。

キログラム毎立方メートルは、物質一立方メートル中に含有成分一キログラムを含有する濃度をいう。

ピーエッチは、水素イオンの濃度を規定で表わした数値の逆数の常用対数で表わされる濃度をいう。

第五条第十九号の次に次の一号を加える。

る。

毎メートルは、周期的現象が一メートルに一回繰り返される波数をいう。

第五条第三十七号の次に次の四号を加える。

三十七の二 熱伝導率の計量単位は、ワット毎メートル毎ケルビンとする。

ワット毎メートル毎ケルビンは、断面に垂直の方向の長さ一メートルにつき一ケルビンの温度勾配がある一平方メートルの断面を通過して、一秒につき一ジュールの熱量が伝導されるとき熱伝導率をいう。

三十七の三 比熱の計量単位は、ジュール毎キログラム毎ケルビンとする。

ジュール毎キログラム毎ケルビンは、一キログラムの質量の物質の温度を一ケルビン上げるのに要する熱量が一ジュールであるときの比熱をいう。

三十七の四 エントロピーの計量単位は、ジュール毎ケルビンとする。

ジュール毎ケルビンは、温度一ケルビンの系に一ジュールの熱量を可逆的に与えたときのその系のエントロピーの増加分に等しいエントロピーをいう。

三十七の五 放射強度の計量単位は、ワット毎ステラジアンとする。

ワット毎ステラジアンは、すべての方向に一様な放射強度を持つ点放射源から一ステラジアン(立体角)内に放射されるエネルギーが一秒につき一ジュールであるときの放射強度をいう。

第五条第四十四号を次のように改める。

四十四 騒音レベルの計量単位は、ホン又はデシベルとする。

ホン又はデシベルは、標準音波(一、〇〇〇ヘルツの正弦波をいう)については、音圧実効値(大気中における圧力の瞬時値と静圧との差の二乗の一周平均の平方根の値をいう)が一〇〇、〇〇〇分の二ニュートン毎平方メートルである場合を〇ホン又は〇デシベルとし、一〇、〇〇〇分の二ニュートン毎平方メートルである場合を二〇ホン又は二〇デシベルとする。

方メートルである場合を二〇ホン又は二〇デシベルとする常用対数尺度で表わされる騒音レベルをいう。

前項に規定する標準音波以外の音波の騒音レベルは、通商産業省令で定める。

ホン又はデシベルは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

第六条第一項第四号を次のように改める。

四 第三条第五号のケルビンの補助計量単位は、度とする。

度で表わされる温度の数値は、ケルビンで表わされる温度の数値から二七三・一五を減じたものとする。

第六条第一項第二十二号の次に次の三号を加える。

二十二の二 前条第十九号の質量百分率の補助計量単位は、質量千分率、質量百万分率及び質量十億分率とする。

質量千分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇倍をいう。質量百万分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。質量十億分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

〇、〇〇〇倍をいう。

二十二の三 前条第十九号の体積百分率の補助計量単位は、体積千分率、体積百万分率及び体積十億分率とする。

体積千分率は、同じ圧力の下における物質の含有成分の体積とその物質の体積との比の一、〇〇〇倍をいう。

体積百万分率は、同じ圧力の下における物質の含有成分の体積とその物質の体積との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

体積十億分率は、同じ圧力の下における物質の含有成分の体積とその物質の体積との比の一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

二十二の四 前条第十九号のキログラム毎立方

メートルの補助計量単位は、グラム毎リットル及びグラム毎立方メートルとする。

グラム毎リットルは、物質一リットル中に含有成分一グラムを含有する濃度をいう。

グラム毎立方メートルは、物質一立方メートル中に含有成分一グラムを含有する濃度をいう。

第六条第一項第二十九号の次に次の二号を加える。

二十九の二 前条第三十七号の二のワット毎メートル毎ケルビンの補助計量単位は、ワット毎メートル毎度、カロリー毎秒毎メートル毎度及びカロリー毎時毎メートル毎度とする。

ワット毎メートル毎度は、一ワット毎メートル毎ケルビンという。

カロリー毎秒毎メートル毎度は、四・一八六〇五ワット毎メートル毎ケルビンという。

カロリー毎時毎メートル毎度は、三、六〇〇分の四・一八六〇五ワット毎メートル毎ケルビンという。

二十九の三 前条第三十七号の三のジュール毎キログラム毎ケルビンの補助計量単位は、ジュール毎キログラム毎度及びカロリー毎キログラム毎度とする。

ジュール毎キログラム毎度は、一ジュール毎キログラム毎ケルビンという。

カロリー毎キログラム毎度は、四・一八六〇五ジュール毎キログラム毎ケルビンという。

〇五ジュール毎キログラム毎ケルビンという。

第九条中「及び放射能濃度」を、「放射能濃度及び振動レベル」に改める。

第十二条第八号中「ボンベ型熱量計及び流水型熱量計」を「熱量計」に改め、同条第十号中「浮ひよう型濃度計」を「濃度計（政令で定めるものを除く。）」に改め、同条に次の一号を加える。

十九 振動計（政令で定めるものを除く。）

「第五十三条から第六十二条まで 削除」を「第五十三条から第五十九条まで 削除」に改め、第

三章中第六十三条の前に次の三条を加える。
（製造等における基準適合義務）

第六十条 主として一般消費者の生活の用に供されたと認められる計量器（第六十三条の政令で定める計量器を除く。）のうち政令で定めるものの製造事業者は、当該計量器の製造をする場合において、当該計量器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該計量器の製造をする場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき及び試験的に当該計量器の製造をする場合は、この限りでない。

2 前項の政令で定める計量器の輸入の事業を行なう者は、当該計量器の販売をする場合においては、同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該計量器の販売をする場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

第六十一条 前条第一項に規定する製造事業者又は同条第二項に規定する者は、当該計量器の販売をする時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。ただし、同条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用を受けて製造又は販売をされる計量器及び検定に合格した計量器については、この限りでない。

2 何人も、前項の規定により表示を附す場合を除くほか、計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

第六十二条 第六十条第一項の政令で定める計量器の販売の事業（同項に規定する製造事業者又は輸入をした計量器の販売の事業を除く。）を行なう者は、前条第一項の表示が附されているものでなければ、当該計量器を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、第六十条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による届出に係る計量器及び検定に合格した計量

器については、この限りでない。
第六十七条第一項中「及び比重」を、「比重及び振動レベル」に改める。

第八十六条を次のように改める。
（検定の主体）

第八十六条 検定は、次の各号に掲げる計量器ごとにそれぞれ政令で定める区分に従い当該各号に掲げる者が行なう。

一 次号の政令で定める計量器以外の計量器
通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所

二 濃度計（浮ひよう型濃度計を除く）、騒音計その他の政令で定める計量器 通商産業大臣又は通商産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）

第八十七条、第九十二条及び第九十三条中「又は日本電気計器検定所」を、「日本電気計器検定所又は指定検定機関」に改める。

第九十六条第二項に次のただし書を加え、同条を第九十五条の二とする。

ただし、第九十六条の二第一項の試験に合格した計量器について前条の承認を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添えることをもつて足りる。

第九十六条の二を第九十六条とし、同条の次に次の一条を加える。
（指定検定機関の試験）

第九十六条の二 製造事業者は、第八十八条第二項の政令で定める計量器のうち通商産業省令で定めるものについて、当該計量器の検定を行なう指定検定機関の行なう試験を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、試験用の計量器及び構造図その他の書類を当該指定検定機関に提出しなければならない。

3 第一項の試験においては、その試験用の計量器が第八十八条第一項第一号の政令で定める種類に属し、かつ、同項第二号の通商産業省令で

定める構造を有すると認めるときは、これを合格とする。

第九十六条の三第二項中「第九十六条」を「第九十五条の二」に、「前条」を「第九十六条」に、「前項」を「第一項」に、「第九十六条第一項第三号」を「第九十五条の二第二項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 輸入事業者は、輸入する計量器が前条第一項の通商産業省令で定める計量器に該当するときは、その計量器について、同項に規定する指定検定機関の行なう試験を受けることができる。

第九十六条の三に次の一項を加える。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の試験に準用する。

第九十六条の四の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第九十六条の二第一項又は前条第二項の試験の申請があつた場合に準用する。この場合において、前項中「承認又は不承認の処分」とあるのは、「合格又は不合格の判定」と読み替えるものとする。

第九十六条の五の見出し中「不承認」を「不承認等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第九十六条の二第一項又は第九十六条の三第二項の試験の申請があつた場合において、その申請に係る計量器について不合格の判定をしたときに準用する。

第九十六条の八中「第九十六条第一項第一号」を「第九十五条の二第一項第一号」に、「第九十六条の三第二項」を「第九十六条の三第三項」に改める。

第五章中第九十八條の次に次の一条を加える。
（計量士による検査）

第九十八條の二 計量士が、第九三二条第一項の検査の実施の期日前六月以内に、第九三二条第二項又は第三項の通商産業省令で定める方法による検査を行ない、次項において準用する第九五十一條の二第三項の規定により証印を

附した計量器について、その計量器を使用する計量証明事業者がその者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たときは、その届け出た計量器については、第百三十二条第一項の検査を受けることを要しない。

2 第百五十一条の二第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第百四十五条第一項各号」とあるのは「第百三十五条第一項各号」と、同条第四項中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第百四十八条後段中「又は日本電気計器検定所」を、「日本電気計器検定所又は指定検定機関」に改める。

第百五十一条の二第五項中「もののほか、」の下に「登録の申請、登録証の訂正及び再交付その他」を加える。

第百五十二条後段中「又は日本電気計器検定所」を、「日本電気計器検定所又は指定検定機関」に改める。

第百五十三条及び第百五十四条第一項中「販売事業者」と「計量器の販売等の事業を行なう者」に改める。

第百五十六条の二の次に次の一条を加える。
(改善命令)

第百五十六条の三 通商産業大臣は、第六十条第一項に規定する製造事業者又は同条第二項に規定する者が同条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その違反している者に対し、その製造又は販売をする計量器が同条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにするため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第百五十八條の二中「第百五十七條の二まで」を「第百五十六條の二まで、第百五十七條及び第百五十七條の二」に改める。

第八章の次に次の一章を加える。
第八章の二 指定検定機関

(指定)
第百八十一条の十一 第百八十六条第二号の指定は、政令で定める区分ごとに、検定(第九十六条の二第一項及び第九十六条の三第二項の試験を含む。以下この章において同じ。)を行なおうとする者の申請により行なう。

(欠格事項)
第百八十一条の十二 次の各号の一に該当する者は、第百八十六条第二号の指定を受けることができない。
一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第百八十一条の二十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 その業務を行なう役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
イ 第一号に該当する者
ロ 第百八十一条の十九の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)
第百八十一条の十三 通商産業大臣は、第百八十六条第二号の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
一 計量器又はこれに類似する機械器具に関し、試験又は技術的な事項に関する研究を行なつてゐる 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。
二 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を有し、かつ、通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。
三 検定の業務を適確かつ円滑に行なうに必要

な経理的基礎を有するものであること。
四 その役員若しくは社員の構成又は第一号の業務以外の業務を行なつてゐる場合には、その業務の内容が検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
(検定所の設置等の届出)
第百八十一条の十四 指定検定機関は、検定所を新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)
第百八十一条の十五 指定検定機関は、検定の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。
3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が検定の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
(業務の休廃止)
第百八十一条の十六 指定検定機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(事業計画等)
第百八十一条の十七 指定検定機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員及び解任)
第百八十一条の十八 指定検定機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
(解任命令)
第百八十一条の十九 通商産業大臣は、指定検定機関の役員又は第百八十一条の十三第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定検定機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の地位)
第百八十一条の二十 検定の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。(適合命令)
第百八十一条の二十一 通商産業大臣は、指定検定機関が第百八十一条の十三第二号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)
第百八十一条の二十二 通商産業大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第四章第一節又は第二節に定めるところによらないで検定を行なつたとき。
二 第九十二条、第九十六条の四第二項において準用する同条第一項又はこの章の規定に違反したとき。
三 第百八十一条の十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
四 第百八十一条の十三第一号に適合しなくなつたとき。
五 第百八十一条の十五第一項の認可を受けた業務規程によらないで検定を行なつたとき。

及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
(解任命令)
第百八十一条の十九 通商産業大臣は、指定検定機関の役員又は第百八十一条の十三第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定検定機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の地位)
第百八十一条の二十 検定の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。(適合命令)
第百八十一条の二十一 通商産業大臣は、指定検定機関が第百八十一条の十三第二号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)
第百八十一条の二十二 通商産業大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第四章第一節又は第二節に定めるところによらないで検定を行なつたとき。
二 第九十二条、第九十六条の四第二項において準用する同条第一項又はこの章の規定に違反したとき。
三 第百八十一条の十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
四 第百八十一条の十三第一号に適合しなくなつたとき。
五 第百八十一条の十五第一項の認可を受けた業務規程によらないで検定を行なつたとき。

及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
(解任命令)
第百八十一条の十九 通商産業大臣は、指定検定機関の役員又は第百八十一条の十三第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定検定機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の地位)
第百八十一条の二十 検定の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。(適合命令)
第百八十一条の二十一 通商産業大臣は、指定検定機関が第百八十一条の十三第二号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)
第百八十一条の二十二 通商産業大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第四章第一節又は第二節に定めるところによらないで検定を行なつたとき。
二 第九十二条、第九十六条の四第二項において準用する同条第一項又はこの章の規定に違反したとき。
三 第百八十一条の十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
四 第百八十一条の十三第一号に適合しなくなつたとき。
五 第百八十一条の十五第一項の認可を受けた業務規程によらないで検定を行なつたとき。

及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
(解任命令)
第百八十一条の十九 通商産業大臣は、指定検定機関の役員又は第百八十一条の十三第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定検定機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の地位)
第百八十一条の二十 検定の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。(適合命令)
第百八十一条の二十一 通商産業大臣は、指定検定機関が第百八十一条の十三第二号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

六 第八十一条の十五第三項、第八十一条の十九又は前条の規定による命令に違反したとき。

七 不正の手段により第八十六条第二号の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第八十一条の二十三 指定検定機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第八十一条の二十四 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八十六条第二号の指定をしたとき。

二 第八十一条の十四の規定による届出があつたとき。

三 第八十一条の十六の許可をしたとき。

四 第八十一条の二十二の規定により指定を取り消し、又は検定の業務の停止を命じたとき。

(報告の徴収)

第八十一条の二十五 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第八十一条の二十六 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務所又は検定所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 第八十五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第八十三条第一項中「又は日本電気計器検定所」を「日本電気計器検定所又は指定検定機関」に改める。

第二百六十六条を次のように改める。

(計量行政審議会への諮問)

第二百六十六条 通商産業大臣は、第六十二条第二項、第七條、第四十七條第一項、第六十條第一項、第六十三條、第七十二條第一項、第七十五條第一項若しくは第二項(第七十五條の二第二項において準用する場合を含む。)、第七十五條の二第一項、第七十六條第一項、第七十八條、第八十一条、第八十二条、第八十六条第二号、第八十八條第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項、第九十九條第一項第三号、第七條第一項第一号若しくは第三号若しくは第四号、第四十五條第一項第三号(第五十二條において準用する場合を含む。))の政令の制定若しくは改廃の立案をし、若しくは第六十一條第一項の通商産業省令の制定若しくは改廃を行なうとするときは、計量行政審議会に諮問しなければならない。

第二百七十七條第一項中「又は第八十一条の九」を「第八十一条の九又は第八十一条の二十二」に改める。

第二百七十八條中「第九十五條から第九十六條の五まで」を「第九十五條から第九十六條まで、第九十六條の三第一項若しくは第三項、第九十六條の四第一項、第九十六條の五第一項」に改める。

第二百七十九條第二項中「第五十一條の二第四項の登録」を「第五十一條の二第四項の基準器の登録若しくは登録証の訂正若しくは再交付」に改め、「日本電気計器検定所の」の下に「指定検定機関の行なう検定又は第九十六條の二第一項若しくは第九十六條の三第二項の試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定検定機関の」を加える。

第二百七十四條第二項中「及び市町村」を「市町村及び指定検定機関」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、計量教育所に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第二百二十六條から第二百二十九條までを次のように改める。

第二百二十六條から第二百二十九條まで 削除

第二百三十二條ただし書中「明治四十年法律第四十五號」を削る。

第二百三十三條の次に次の一項を加える。

第二百三十三條の二 第八十一条の二十二の規定による業務の停止の命令に違反した場合に於ては、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

第二百三十五條第二号中「第六十六條」を「第六十六條の三又は第六十六條」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 第六十一條第一項の規定に違反して表示を附さなかつた者

三 第六十一條第二項の規定に違反して表示を附した者

四 第六十二條の規定に違反して計量器を取扱し、又は販売の目的で陳列した者

第二百三十六條の次に次の一條を加える。

第二百三十六條の二 次の各号の一に掲げる違反

別表第一号中「一〇、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表第二号及び第三号中「五、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同表第四号中「二、五〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同表第五号中「二、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第六号中「一、〇〇〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表第七号中「五、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同表第八号中「二、五〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同表第九号中「第五十一條の二第四項」の下に「(第九十八條の二第二項において準用する場合を含む。以下同)」を加え、「五〇〇」を「一、〇〇〇」に改め、同表第十号中「二、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第十一号及び第十二号中「事業の登録証」の下に、第九十五條の二第四項の登録に係る登録証を加え、「四〇〇〇」を「八〇〇」に改め、同表第十三号中「二、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第十四号中「四〇、〇〇〇」を「八〇、〇〇〇」に改め、同表第十六号中「二〇、〇〇〇」を「四〇、〇〇〇」に改め、同表第十七号中「者」の下に「(指定検定機関の行なう試験に合格した計量器について、承認を受けようとする者を除く。)」を加え、同表(1)中「ハ 機械的表示タキシメーター」

ニ その他の回転尺

に改め、同表(2)口中「八〇、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表(3)を次のように改める。

があつた場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、三萬圓以下の罰金に処する。

一 第八十一条の十六の許可を受けないうで検定並びに第九十六條の二第一項及び第九十六條の三第二項の試験の業務の全部を廃止したとき。

二 第八十一条の二十三の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第八十一条の二十五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第八十一条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第二百三十七條中「第二百三十一條から前条まで」を「第二百三十一條から第二百三十三條まで及び第二百三十四條から第二百三十六條まで」に改める。

別表第一号中「一〇、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表第二号及び第三号中「五、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同表第四号中「二、五〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同表第五号中「二、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第六号中「一、〇〇〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表第七号中「五、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同表第八号中「二、五〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同表第九号中「第五十一條の二第四項」の下に「(第九十八條の二第二項において準用する場合を含む。以下同)」を加え、「五〇〇」を「一、〇〇〇」に改め、同表第十号中「二、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第十一号及び第十二号中「事業の登録証」の下に、第九十五條の二第四項の登録に係る登録証を加え、「四〇〇〇」を「八〇〇」に改め、同表第十三号中「二、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第十四号中「四〇、〇〇〇」を「八〇、〇〇〇」に改め、同表第十六号中「二〇、〇〇〇」を「四〇、〇〇〇」に改め、同表第十七号中「者」の下に「(指定検定機関の行なう試験に合格した計量器について、承認を受けようとする者を除く。)」を加え、同表(1)中「ハ 機械的表示タキシメーター」

ニ その他の回転尺

に改め、同表(2)口中「八〇、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表(3)を次のように改める。

(3) 温度計	
イ 金属製温度計	五〇、〇〇〇
ロ その他の温度計	一五、〇〇〇
別表第十七号(5)ロ中「積算体積計」の下に「(積算式ガソリン量器及び液化石油ガスメーターを除く。)を加え、同号(5)に次のように加える。	
ハ 積算式ガソリン量器又は液化石油ガスメーター	
	二〇〇、〇〇〇
別表第十七号(8)を次のように改める。	
(8) 熱量計	
イ ボンベ型熱量計又は流水型熱量計	二〇、〇〇〇
ロ その他の熱量計	二〇〇、〇〇〇
別表第十七号(10)を次のように改める。	
(10) 濃度計	
イ 浮ひよう型濃度計	二〇、〇〇〇
ロ その他の濃度計	九〇〇、〇〇〇
別表第十七号に次のように加える。	
(19) 振動計	
	三〇〇、〇〇〇
別表第十七号の次に次の一号を加える。	
十七の二 指定検定機関の行なう試験を受けようとする者	
前号の上欄に掲げる計量器	
ごとに、同号の下欄に掲げる金額	
別表第十八号中「者に限る。」の下に「又は第百三十二条第一項の検査、定期検査若しくは第百五十五条第一項の検査を受けようとする者」を加え、同号(1)イ及び(2)イ(4)中「一〇〇」を「三〇〇」に改め、同号(3)イ中「ガラス製温度計」を「ベックマン温度計」に、「三〇〇」を「二、五〇〇」に改め、同号(8)を次のように改める。	
(8) 熱量計	
イ ボンベ型熱量計及び流水型熱量計	五、〇〇〇
ロ その他の熱量計	八〇、〇〇〇
別表第十八号(9)中「二五〇」を「五〇〇」に改め、同号(10)を次のように改める。	
(10) 濃度計	
イ 浮ひよう型濃度計	五〇〇
ロ その他の濃度計	九〇、〇〇〇
別表第十八号(11)ロ中「一、〇〇〇」を「二、〇〇〇」に改め、同号(12)中「一五、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同号(18)中「二五〇」を「五〇〇」に改め、同号に次のように加える。	
(18) 熱量計	
イ ボンベ型熱量計及び流水型熱量計	一五、〇〇〇
ロ その他の熱量計	二〇、〇〇〇
別表第二十二号(10)を次のように改める。	
(10) 濃度計	
イ 浮ひよう型濃度計	一〇、〇〇〇
ロ その他の濃度計	九五、〇〇〇
別表第二十二号に次のように加える。	
(19) 振動計	
	四五、〇〇〇
別表第二十三号(1)中「一五、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同号(3)中「六、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同号(4)中「三、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号(8)を次のように改める。	
(8) 熱量基準器	
イ 基準ボンベ型熱量計及び基準流水型熱量計	一五、〇〇〇
ロ その他の熱量基準器	一〇〇、〇〇〇
別表第二十三号(9)中「二、五〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号(10)を次のように改める。	
(10) 濃度基準器	
イ 基準浮ひよう型濃度計	一〇、〇〇〇
ロ その他の濃度基準器	九〇〇、〇〇〇
別表第二十三号(11)中「一、〇〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同号(12)中「二、五〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号に次のように加える。	
(19) 振動基準器	
	五〇、〇〇〇
別表第二十四号を削る。	
附 則	
(施行期日)	
1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二百六条の改正規定は、公布の日から施行する。	
(経過規定)	
2 この法律の施行の際現に次に掲げる計量器の製造の事業を行なつてゐる者は、この法律の施行の日から六月間は、第十三条の登録を受けないうで、その事業を継続することができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。	

〇に改め、同号〇中「二五〇」を「五〇〇」に改め、同号に次のように加える。	
09 振動計	三〇、〇〇〇
別表第二十二号(1)中「一五、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同号(3)イ中「ガラス製温度計」を「ベックマン温度計」に、「三、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号(8)を次のように改める。	
(8) 熱量計	
イ ポンベ型熱量計及び流水型熱量計	一五、〇〇〇
ロ その他の熱量計	二〇、〇〇〇
別表第二十二号00を次のように改める。	
00 濃度計	
イ 浮ひより型濃度計	一〇、〇〇〇
ロ その他の濃度計	九五、〇〇〇
別表第二十二号に次のように加える。	
06 振動計	四五、〇〇〇
別表第二十三号(1)中「一五、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同号(3)中「六、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同号(4)中「三、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号(8)を次のように改める。	
(8) 熱量基準器	
イ 基準ボンベ型熱量計及び基準流水型熱量計	一五、〇〇〇
ロ その他の熱量基準器	一〇、〇〇〇
別表第二十三号(9)中「二、五〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号00を次のように改める。	
00 濃度基準器	
イ 基準浮ひより型濃度計	一〇、〇〇〇
ロ その他の濃度基準器	九〇、〇〇〇
別表第二十三号07中「一、〇〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同号08中「二、五〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号に次のように加える。	
09 振動基準器	五〇、〇〇〇
別表第二十四号を削る。	
附 則	
(施行期日)	
1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二百六条の改正規定は、公布の日から施行する。	
(経過規定)	
2 この法律の施行の際現に次に掲げる計量器の製造の事業を行なっている者は、この法律の施行の日から六月間は、第十三条の登録を受けないうで、その事業を継続することができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。	

第六十五条中「前二条」を「第六十三条」に、「各本条」を「同条」に改める。

附則第二条ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

(協会の業務に関する措置)

第二条の二 前条の規定に基づきこの法律が廃止される場合においては、政府は、第四十条第一項第四号に規定する業務及びこれに附帯する業務が昭和五十七年六月三十日まで行なわれるよう必要な措置を講ずるものとする。

別表第一号中「又はポット精紡機」を「ポット精紡機又はオーブン・エンド精紡機」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 繊維工業構造改善事業協会(以下「協会」という。)は、改正後の特定繊維工業構造改善臨時措置法(以下「法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、改正前の法第四十条第一項又は第四十五条第一項の規定により特定紡績事業業者が納付すべき納付金の徴収の業務を行なうことができる。この場合において、改正後の法第六十六条の規定の適用については、同条第三号中「第四十条第一項」とあるのは、「第四十条第一項及び特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第...号)附則第二項前段」とする。

3 前項に規定する納付金に係る滞納処分については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした協会の処分及び前項の規定により協会が従前の例によりした滞納処分についての審査請求については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 協会は、協会が徴収した納付金について、協会が行なつた特定精紡機の買取り及び廃棄の業務に必要な費用にあて、なお残余を生じたときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを特定紡績業の構造改善に資する事業のために寄附し、又は納付金を納付した特定紡績事業業者に對し、その納付した納付金の額に応じて分配するものとする。

7 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、繊維工業審議会の意見をきかなければならない。

8 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第四項中「第二条第三項」を「第二条第二項」に、「昭和四十七年六月三十日」を「昭和四十九年六月三十日」に改める。

理由

最近における繊維工業の経済的諸条件の著しい変化にかんがみ、特定紡績業及び特定織布業の構造改善を促進するための措置を引き続き講ずるとともに、繊維工業構造改善事業協会の業務を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

工業再配置促進法案
工業再配置促進法

(目的)

第一条 この法律は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場、移転及び当該地域における工場の新増設を環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もつて国民経済の健全な発展を図り、あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的とする。

(移転促進地域及び誘導地域)

第二条 この法律において「移転促進地域」とは、大都市及びその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内にある工場の移転を図ることが必要な地域で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「誘導地域」とは、次に掲げる地域をいう。

一 工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県で政令で定めるものの区域(政令で定める要件に該当する市町村の区域を除く。)

二 前号の区域とその区域が連続し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が同号の区域における工業の集積の程度及び人口の増加の割合に類する市町村で政令で定めるものの区域

(工業再配置計画)

第三条 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、工業再配置計画を定めなければならない。

2 工業再配置計画は、目標年度における工業の業種別及び地域別の配置の目標、移転促進地域から誘導地域への工場の移転に関する事項、誘導地域における工場の新増設に関する事項、工業の再配置に関連する環境の保全及び労働力の需給に関する事項その他工業の再配置に関する重要事項について定めるものとする。

3 工業再配置計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画、農村地域工業導入基本方針その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 通商産業大臣は、工業再配置計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣は、工業再配置計画に定める目標を達成するため必要があると認めるときは、製造の事業を営む者に対し、移転促進地域から誘導地

域への工場の移転又は誘導地域における工場の新増設に係る立地に関する事項について指導及び助言を行なうものとする。

2 関係行政機関の長は、その所掌する事項について必要があると認めるときは、前項の指導及び助言に関し通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣に意見を述べることができる。

(認定)

第五条 製造の事業を営む者で移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転しようとするものは、当該移転に関する計画を通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣に提出して、その計画が、法律の規定に基づく特定の地域への工業の誘導に関する計画に適合することが確認されていることその他の政令で定める要件に該当するものである旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(法人税又は所得税の課税の特例)

第六条 製造の事業を営む者で移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転しようとするものが当該工場において当該事業の用に供している減価償却資産を前条第一項の認定を受けた計画(以下「認定計画」という。)に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該製造の事業を営む者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、認定計画に従つて移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転した者について、当該移転により誘導地域において営むこととなつた事業に係る機械及び装置若しくは当該事業に係る工場の建物若しくはその敷地である土地に対する固

定資産税を課さなかつた場合又はこれらに對する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（財政上の措置等）
第八条 国は、移転促進地域から誘導地域への工場の移転及び誘導地域における工場の新増設を円滑に推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるとともに、必要な資金を確保するよう努めなければならない。
（地方債についての配慮）
第九条 地方公共団体が誘導地域における工場の新増設（移転促進地域からの移転に係るものを含む。）を円滑に推進するために必要な工場用地の造成その他の事業に要する経費に充てるために起つた地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。
（施設の整備）
第十条 国及び地方公共団体は、誘導地域において道路、通信運輸施設、厚生施設、教育施設、職業訓練施設その他の施設の整備の促進に努めなければならない。
（報告の徴収）
第十一条 通商産業大臣及び当該製造の事業を所

管する大臣は、製造の事業を営む者に對し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。
（罰則）
第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由
特定の地域に工業が集中していることに伴う経済的社会的弊害を是正するとともに、国土の均衡ある発展を図ることが緊要であることにかんがみ、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及び当該地域における工場の新増設を環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講じて、工業の再配置を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案
産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案
産業地域振興事業団法（昭和三十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
工業再配置・産業地域振興事業団法
第一条中「産業地域振興事業団は、工業再配置・産業地域振興公団は、工業の再配置を促進するため、過度に工業が集積している地域から工業

の集積の程度が低い地域への工場の移転及び当該地域における工場の新増設を円滑に推進するために必要な業務を行ない、並びに」に改める。
第二条中「産業地域振興事業団（以下「事業団」という。）を「工業再配置・産業地域振興公団（以下「公団」という。）に改める。
第三条、第四条及び第五条第一項中「事業団」を「公団」に改める。
第六条中「事業団」を「公団」に、「産業地域振興事業団」を「工業再配置・産業地域振興公団」に改める。
第七条中「事業団」を「公団」に改める。
第八条を次のように改める。

（役員）
第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。
第九条第一項中「理事長」を「総裁」に、「事業団」を「公団」に改め、同条第四項中「理事長」を「総裁」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「事業団」を「公団」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「理事長」を「総裁」に改め、同条第一項中「理事長」を「総裁及び副総裁」に、「事業団」を「公団」に、「理事長」を「総裁及び副総裁」に、「理事長が欠員を」を「総裁及び副総裁が欠員」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 副総裁は、総裁が定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員の場合はその職務を行なう。
第十条第一項中「理事長」を「総裁」に改め、同条第二項中「理事長」を「副総裁及び理事」に、「理事長」を「総裁」に改める。
第十一条第二号中「事業団」を「公団」に改める。
第十二条第二項中「理事長」を「総裁」に改め、同条第二項中「理事長」を「総裁」に、「理事」を「副総裁又は理事」に改める。
第十三条第一項中「理事長」を「総裁」に改め、同条第二項中「理事長」を「総裁」に、「理事」を「副総裁

裁若しくは理事」に改める。
第十五条中「事業団」を「公団」に、「理事長」とを「総裁又は副総裁」とに、「理事長は」を「総裁及び副総裁は」に改める。
第十六条及び第十七条中「理事長」を「総裁」に、「事業団」を「公団」に改める。
第十八条中「事業団」を「公団」に改める。
第十九条第一項中「事業団」を「公団」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「第一号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第一号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 製造の事業を営む者で過度に工業が集積している地域内にある工場を工業の集積の程度が低い地域に移転しようとするものに対し、その移転に關し必要な資金の貸付けを行ない、並びにその者から当該貸付けに係る工場跡地を買い取り、及びそれを譲渡すること。
二 工業の集積の程度が低い地域において、工業の再配置を促進するため必要な工場用地（これとあわせて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。）を造成すること（当該造成に關し地方公共団体の要請がある場合に限り）並びにこれを管理し、及び譲渡すること。
第十九条第二項中「事業団」を「公団」に、「同項第一号の業務」を「同項第三号の業務並びに工業の再配置を促進するため必要な調査」に改め、同条第三項中「事業団」を「公団」に改める。
第二十条第一項中「事業団」を「公団」に、「前条第一項第四号」を「前条第一項第一号又は第六号」に改め、同条第二項中「事業団」を「公団」に、「前条第一項第四号」を「前条第一項第一号、第二号及び第六号」に改める。
第二十一条第一項中「事業団」を「公団」に改め、同条第三項を削る。
第二十二条から第二十四条までの規定中「事業

団」を「公団」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第二十四条の二 公団の経理については、第十九条第一項第一号及び第二号の業務（これに附帯する業務を含む。）並びに同条第二項の工業の再配置を促進するため必要な調査に係る業務（次条第一項及び第三項において「工業再配置業務」という。）に係るものその他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

第二十五条の見出し中「処理」の下に「並びに納付金」を加え、同条第一項中「事業団」を「公団」に改め、「残余の額」の下に「（工業再配置業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額）」を加え、同条第二項中「事業団」を「公団」に改め、同条に次の二項を加える。

3 公団は、工業再配置業務に係る勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

第二十六条の見出し中「産炭地域振興債券」を「工業再配置・産炭地域振興債券」に改め、同条第一項中「事業団」を「公団」に、「産炭地域振興債券」を「工業再配置・産炭地域振興債券」に改め、同条第四項及び第六項中「事業団」を「公団」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(債務保証)

第二十六条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基つき政府が保証することができ得る債務

を除く。）について保証することができ得る。

(償還計画)

第二十六条の三 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十七条から第三十二条までの規定中「事業団」を「公団」に改める。

第三十三条第一号中「第二十三号又は」を「第二十三号、」に、「の認可」を「又は第二十六号の三の認可」に改める。

第三十四条から第三十六条までの規定中「事業団」を「公団」に改める。

第三十七条中「産炭地域振興事業団」を「工業再配置・産炭地域振興公団」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)
第二条 産炭地域振興事業団は、この法律の施行の時ににおいて、工業再配置・産炭地域振興公団となるものとする。

2 この法律の施行の時ににおける工業再配置・産炭地域振興公団の資本金は、五億円及びその時までに改正前の産炭地域振興事業団法第四十三条の規定により政府から産炭地域振興事業団に対して出資された金額の合計額とする。

3 この法律の施行の日の前日において産炭地域振興事業団の理事長である者の任期は、改正前の産炭地域振興事業団法第三十条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

4 この法律の施行の際産炭地域振興事業団の理事又は監事である者は、別に辞令を用いないで、その際改正後の工業再配置・産炭地域振興公団法（以下「新法」という。）第十条第一項又は第二項の規定により工業再配置・産炭地域振興公団の理事又は監事として任命されたものとみなす。

5 前項に規定する工業再配置・産炭地域振興公団の理事又は監事の任期は、新法第十条第三項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が産炭地域振興事業団の理事又は監事として在任した期間を控除した期間とする。

第三条 この法律の施行の際現に工業再配置・産炭地域振興公団という名称を用いている者については、新法第六十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油及び石油対策特別会計法の一部改正)
第五条 石油及び石油対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「産炭地域振興事業団に対する出資」を「工業再配置・産炭地域振興公団に対する出資（産炭地域における鉱工業等の振興に必要な業務に係るものに限る。）」に改める。

(公職選挙法の一部改正)
第六条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二 第一項第二号中「石油開発公団」の下に、「工業再配置・産炭地域振興公団」を加える。

(地方税法の一部改正)
第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四 第一項第二号中「石油開発公団」の下に、「工業再配置・産炭地域振興公団」を加え、「産炭地域振興事業団」を削る。

第七十三条の四 第一項第十六号中「産炭地域振興事業団が産炭地域振興事業団法」を「工業再配置・産炭地域振興公団が工業再配置・産炭地域振興公団法」に、「第三号」を「第五号」に改める。

第三百四十八條第二項第二号の三中「産炭地域振興事業団が産炭地域振興事業団法第十九条

第一項第三号」を「工業再配置・産炭地域振興公団が工業再配置・産炭地域振興公団法第十九条第一項第五号」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第八条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「石油開発公団」の下に「工業再配置・産炭地域振興公団」を加え、「産炭地域振興事業団」を削る。

(所得税法の一部改正)
第九条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中公営防止事業団の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。

工業再配置・産炭地域振興公団
振興公団法（昭和三十一年法律第九十五号）

(法人税法の一部改正)
第十条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中公営防止事業団の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。

工業再配置・産炭地域振興公団
振興公団法（昭和三十一年法律第九十五号）

(印紙税法の一部改正)
第十一条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中公営企業金融公庫の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。

工業再配置・産炭地域振興公団
振興公団法（昭和三十一年法律第九十五号）

(登録免許税法の一部改正)
第十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三

十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二中「公営企業金融庫の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。」

工業再配置・産炭地域振興事業団
工業再配置・産炭地域振興事業団(昭和三十一年法律第九十五号)

(行政管理局設置法の一部改正)

第十三条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「石油開発公団」の下に、「工業再配置・産炭地域振興公団」を加え、「産炭地域振興事業団」を削る。

理由

工業の再配置を促進するため及び引き続き産炭地域における鉱工業等の計画的な発展を図るため、産炭地域振興事業団を工業再配置・産炭地域振興公団に改組し、同公団が、過度に工業が集中している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転に必要資金の貸付け、当該地域における工場用地の造成等工業の再配置を促進するため必要な業務と産炭地域における鉱工業等の振興に必要な業務とを行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

熱供給事業法
熱供給事業法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 事業の許可(第三条・第十二条)
- 第三章 業務(第十三条・第十九条)
- 第四章 保安(第二十条・第二十四条)
- 第五章 雑則(第二十五条・第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条・第四十一条)
- 附則
- 第一章 総則

第一条 この法律は、熱供給事業の運営を適正

第一類第九号 商工委員会議録第十六号 昭和四十七年四月二十五日

つ合理的ならしめることによつて、熱供給を受ける者の利益を保護するとともに、熱供給事業の健全な発達を図り、及び熱供給施設の維持、運用等を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「熱供給」とは、加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気を導管により供給することをいう。

2 この法律において「熱供給事業」とは、一般の需要に応じ熱供給を行なう事業(使用するボイラーその他の政令で定める設備の能力が政令で定める基準以上のものに限り、もつぱら一の建物内の需要に応じ熱供給を行なうものを除く。)をいう。

3 この法律において「熱供給事業者」とは、次条の許可を受けた者をいう。

4 この法律において「熱供給施設」とは、熱供給事業の用に供されるボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、熱交換器、導管その他の設備であつて、熱供給事業を営む者の管理に属するものをいう。

第二章 事業の許可

(事業の許可)

第三条 熱供給事業を営もうとする者は、供給区域ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 供給区域

三 熱供給施設に関する次の事項
イ ボイラー、冷凍設備その他の政令で定める設備にあつては、その設置の場所、種類及び能力
ロ 通商産業省令で定める導管にあつては、

その設置の場所及び内径並びに導管内における水又は蒸気の温度及び圧力

2 前項の申請書には、事業計画書その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 通商産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号(その申請が地方公共団体によつてされたものであるときは、第一号、第四号及び第五号)に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その熱供給事業の開始が一般の需要に適合すること。

二 その熱供給事業の熱供給施設の能力がその供給区域における熱供給に対する需要に必ずしも足りるものであること。

三 その熱供給事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

四 その熱供給事業の計画が確実かつ合理的であること。

五 その他その熱供給事業の開始がその供給区域における日常生活又は事業活動上の利便の増進のため必要であり、かつ、適切であること。

(熱供給施設の設置及び事業の開始の義務)

第六条 地方公共団体以外の熱供給事業者は、三年以内において通商産業大臣が指定する期間(新住宅市街地開発法(昭和三十一年法律第三十四号)による新住宅市街地開発事業の施行に伴い熱供給施設を設置する場合であつて、その設置に特に長期間を要すると認められるときは、通商産業大臣が指定する期間)内に、熱供給施設を設置し、その事業を開始しなければならない。

2 通商産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域又は熱供給施設を区分して前項の規定による指定をすることができる。

3 通商産業大臣は、地方公共団体以外の熱供給事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

理由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 熱供給事業者は、その事業(第二項の規定により供給区域を区分して第一項の規定による指定があつたときは、その区分に係る事業)を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(供給区域等の変更)

第七条 熱供給事業者は、第四条第一項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第三号の事項の変更であつて、通商産業省令で定める軽微なものをしようとするときは、この限りでない。

2 熱供給事業者は、前項ただし書の通商産業省令で定める変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第五条の規定は、第一項の許可に準用する。

4 前条の規定は、第一項の場合(供給区域の減少の場合を除く。)に準用する。

(氏名等の変更)

第八条 地方公共団体以外の熱供給事業者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併)

第九条 熱供給事業者の全部の譲渡し及び譲受けは、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 熱供給事業者たる法人(地方公共団体を除く。)の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。ただし、熱供給事業者たる法人が熱供給事業者でない法人を合併する場合は、この限りでない。

3 第五条第三号の規定は、前二項の認可に準用する。

(承継)

第十条 熱供給事業の全部の譲渡しがあり、又は熱供給事業者について相統若しくは合併があつ

たときは、熱供給事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該熱供給事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により熱供給事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十二条 熱供給事業者は、通商産業大臣の許可を受けなければ、熱供給事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 熱供給事業者たる法人の解散又は総社員同意は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 通商産業大臣は、熱供給事業の休止若しくは廃止又は熱供給事業者たる法人の解散により当該供給区域における日常生活又は事業活動上の利便が著しく害され、又は害されるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

(事業の許可の取消)

第十二条 通商産業大臣は、熱供給事業者が第六条第一項の規定により指定された期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に熱供給施設を設置せず、又は事業を開始しないときは、第三条の許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、第七條第一項の許可を受けた熱供給事業者が同条第四項において準用する第六條第四項において準用する第六條第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間内にその増加する供給区域において事業を開始せず、又はその期間内に第四條第一項第三号の事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前二項に規定する場合を除くほか、熱供給事業者がこの法律の規定又はこれに基づき処分若しくは第二十五條第一項の規

定により附された条件に違反した場合において、当該供給区域における日常生活又は事業活動上の利便を著しく害するを認めるときは、第三條又は第七條第一項の許可を取り消すことができる。

4 通商産業大臣は、前三項の規定による許可の取消をしたときは、理由を記載した文書をその熱供給事業者に送付しなければならない。

第三章 業務

(供給義務)

第十三条 熱供給事業者は、正当な理由がなければ、何人に対しても、その供給区域における熱供給を拒んではならない。

2 熱供給事業者は、その供給区域に係る熱供給施設を使用してその供給区域以外の地域において、一般の需要に応じ熱供給を行なつてはならない。

(供給規程)

第十四条 地方公共団体以外の熱供給事業者は、熱供給の料金その他の供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしななければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 熱供給事業者及び熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 地方公共団体たる熱供給事業者は、熱供給の料金その他の供給条件について供給規程を定め、あらかじめ、通商産業大臣に届け出なければ

ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の供給規程は、第二項各号に適合するものでなければならない。

5 熱供給事業者は、第一項の認可を受けた供給規程(第十六條第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程)又は第三項の規定による届出をした供給規程をその実施の日までに熱供給を受ける者に周知させる措置をとらなければならない。

(供給条件についての義務)

第十五条 地方公共団体以外の熱供給事業者は、前条第一項の認可を受けた供給規程(次条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程)以外の供給条件により熱供給を行なつてはならない。ただし、供給規程により難以特別の事情がある場合において、通商産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件により熱供給を行なうときは、この限りでない。

2 前項の規定は、地方公共団体たる熱供給事業者に準用する。この場合において、同項ただし書中「通商産業大臣の認可を受けた」とあるのは、「あらかじめ、通商産業大臣に届け出た」と読み替へるものとする。

(供給規程に關する命令及び処分)

第十六条 通商産業大臣は、熱供給の料金その他の供給条件が社会的経済的事情により著しく不適当となり、当該供給区域における日常生活又は事業活動上の利便の増進に支障があると認めるときは、地方公共団体以外の熱供給事業者に対し、相当の期限を定め、第十四條第一項の認可を受けた供給規程(次項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程)の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、供給規程を変更することができる。

(温度等の測定義務)

第十七条 熱供給事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その供給する水又は蒸気の温度及び圧力を測定し、その結果を記録しておくなければならない。

(業務の方法の改善命令)

第十八条 通商産業大臣は、第十四條第五項の規定による供給規程の周知の措置が適切でないときその他地方公共団体以外の熱供給事業者の業務の方法が適切でないため、当該供給区域における日常生活又は事業活動上の利便の増進に支障があると認めるときは、その熱供給事業者に対し、業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

(会計の整理)

第十九条 熱供給事業者は、勘定科目の分類その他の会計に關する手続について通商産業省令で定めるところにより、その会計を整理しなければならない。

第四章 保安

(熱供給施設の維持)

第二十条 熱供給事業者は、熱供給施設を通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 通商産業大臣は、熱供給施設が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該熱供給事業者に対し、その技術上の基準に適合するように熱供給施設を修理し、改造し、若しくは移転すべきことを命じ、又はその熱供給施設の使用の一時停止若しくは使用の制限を命ずることができる。

(導管の工事計画)

第二十一条 熱供給事業者は、熱供給事業の用に供する導管の設置又は変更の工事であつて通商産業省令で定めるものをしようとするときは、工事の開始の日前三十日前までに、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、当該導管が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、

やむを得ない一時的な工事としてするとき、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の規定による届出をした工事の計画の変更（通商産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとする場合に準用する。

3 通商産業大臣は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出のあつた工事の計画が次の各号に適合していないと認めるときは、その届出のあつた日から三十日以内に限り、当該熱供給事業者に対し、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

一 第三条又は第七条第一項の許可を受けたところ（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）によるものであること。

二 当該導管が前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

（導管の使用前検査）

第二十二條 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をして設置又は変更の工事をする導管（その工事の計画について、同条第三項の規定による命令があつた場合において同条第二項において準用する同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）は、その工事について通商産業省令で定める工事の工程ごとに通商産業大臣が行なう検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その導管が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした工事の計画（同条第二項の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行なわれたものであること。

二 第二十条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

（保安規程）

第二十三條 熱供給事業者は、熱供給施設の維持及び運用に関する保安を確保するため、通商産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 熱供給事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、熱供給施設の維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、熱供給事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 熱供給事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

（熱供給施設に準ずる施設の保安）

第二十四條 第二十条及び第二十一条の規定は、熱供給を行なうために使用される導管であつて通商産業省令で定めるもの（熱供給施設に属するものを除く。）を道路その他の通商産業省令で定める場所に設置している者（設置しようとする者を含む。）に準用する。この場合において、第二十条中「熱供給施設」とあり、第二十一条第一項中「熱供給事業の用に供する導管」とあるのは、「第二十四条の通商産業省令で定める場所に設置される同条に規定する導管」と、同条第三項中「次の各号」とあるのは「第二号」と読み替へるものとする。

第五章 雑則

（許可等の条件）

第二十五條 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（手数料）

第二十六條 第二十二條第一項の検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（報告の徴収）

第二十七條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、熱供給事業者に対しその業務に関し、第二十四条に規定する者に対し同条の通商産業省令で定める場所に設置される同条に規定する導管の保安に関し、それぞれ報告をさせることができる。

（立入検査）

第二十八條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に熱供給事業者又は第二十四条に規定する者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、熱供給施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（職聞）

第二十九條 通商産業大臣は、第十二條第一項から第三項までの規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告したうえ、公開による職聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 職聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第三十條 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定

は、前条の例により公開による職聞をした後にしなければならない。

（苦情の申出）

第三十一條 熱供給事業者の熱供給に関し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができ

る。

2 通商産業大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

（経過措置）

第三十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（権限の委任）

第三十三條 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

第六章 罰則

第三十四條 熱供給施設を損壊し、その他熱供給施設の機能に障害を与えて熱供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 みだりに熱供給施設を操作して熱供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3 熱供給事業に従事する者が正当な理由がないのに熱供給施設の維持又は運行の業務を取り扱わず、熱供給に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

4 第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。

第三十五條 第三條の規定に違反して熱供給事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一條第一項の規定に違反して熱供給事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二 第十三條第一項の規定に違反して熱供給を拒んだ者

三 第十三條第二項の規定に違反して熱供給を行なつた者

第三十七條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項の規定に違反して熱供給施設を変更した者

二 第十五條第一項の規定に違反して熱供給を行なつた者

三 第十八條の規定による命令に違反した者

第三十八條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十條第二項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二 第二十一條第一項（同条第二項又は第二十四條において準用する場合を含む。）の規定に違反して導管の設置又は変更の工事をした者

三 第二十一條第三項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して導管の設置又は変更の工事をした者

四 第二十二條第一項の規定に違反して導管を使用した者

第三十九條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六條第四項（第七條第四項において準用する場合を含む。）、第十條第二項又は第二十三條第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第二十七條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十八條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十五條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第四十一條 第七條第二項又は第八條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一

万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)
第二条 この法律の施行の際現に熱供給事業を営んでいる者は、この法律の施行の日（以下「施行日」といふ。）から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした日までの間）は、第三條の許可を受けず、その事業を営むことができる。

2 前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、第四條第一項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、当該熱供給事業を営むことについて、第三條の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により第三條の許可を受けたものとみなされた者については、同項の規定による届出をした日から六十日間、第十五條の規定は、適用しない。

4 第一項に規定する者については、第二項の規定による届出をするまでの間は、その者を熱供給事業者とみなして第二十條及び第二十一條の規定を適用する。

5 施行日から三十日以内に第二十一條第一項（第二十四條において準用する場合を含む。）に規定する導管の設置又は変更の工事をする者に関する第二十一條第一項及び第三項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十一條第一項中「工事の開始の日」の三十日前までに」とあるのは「あらかじめ」と、同条第三項中「その届出のあった日から三十日以内」とあるのは「その工事の開始前」とする。

6 第二項の規定により第三條の許可を受けたものとみなされた者に関する第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「事業の開始前に」とあるのは、「附則第二條第二項の規定による届出をした後遅滞なく」とする。

7 この法律の施行の際現に第二十四條に規定する導管を同条の通商産業省令で定める場所に設置している者は、施行日から六十日以内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

8 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

(地方税法の一部改正)
第三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四條の三に次の一項を加える。

第二十四條 熱供給事業法（昭和四十七年法律第二十四号）第三條の規定による許可を受けた熱供給事業者が新設した同法第二條第二項の熱供給事業の用に供する償却資産で政令で定めるものを（第二十一條の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に

対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

第四條 前条の規定による改正後の地方税法第三十四條の三第二十四項の規定は、施行日以後において新設された同項に規定する償却資産について、施行日の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の固定資産税から適用する。

2 前条の規定による改正後の地方税法第三十四條の三第二十四項の規定は、昭和四十五年一月二日以後施行日前において新設された同項に規定する償却資産に対して適用するものとする。この場合において、当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該償却資産が新設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から前項の年度の前年度までの年度の数を五から控除し、同項の年度分から当該控除して得た数に相当する年度分については当該償却資産の価格の三分の一の額、その後五年度分については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

(法人税法の一部改正)
第五條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「需要者」の下に、「熱供給を受ける者」を加え、第六號を第七號とし、第五號を第六號とし、第四號を第五號とし、第三號の次に次の一號を加える。

四 熱供給事業法（昭和四十七年法律第二十四号）第二條第二項（定義）に規定する熱供給事業

(登録免許税法の一部改正)
第六條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

第四條 前条の規定による改正後の地方税法第三十四條の三第二十四項の規定は、施行日以後において新設された同項に規定する償却資産について、施行日の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の固定資産税から適用する。

2 前条の規定による改正後の地方税法第三十四條の三第二十四項の規定は、昭和四十五年一月二日以後施行日前において新設された同項に規定する償却資産に対して適用するものとする。この場合において、当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該償却資産が新設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から前項の年度の前年度までの年度の数を五から控除し、同項の年度分から当該控除して得た数に相当する年度分については当該償却資産の価格の三分の一の額、その後五年度分については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

(法人税法の一部改正)
第五條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「需要者」の下に、「熱供給を受ける者」を加え、第六號を第七號とし、第五號を第六號とし、第四號を第五號とし、第三號の次に次の一號を加える。

四 熱供給事業法（昭和四十七年法律第二十四号）第二條第二項（定義）に規定する熱供給事業

(登録免許税法の一部改正)
第六條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

第四條 前条の規定による改正後の地方税法第三十四條の三第二十四項の規定は、施行日以後において新設された同項に規定する償却資産について、施行日の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の固定資産税から適用する。

2 前条の規定による改正後の地方税法第三十四條の三第二十四項の規定は、昭和四十五年一月二日以後施行日前において新設された同項に規定する償却資産に対して適用するものとする。この場合において、当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該償却資産が新設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から前項の年度の前年度までの年度の数を五から控除し、同項の年度分から当該控除して得た数に相当する年度分については当該償却資産の価格の三分の一の額、その後五年度分については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

(法人税法の一部改正)
第五條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「需要者」の下に、「熱供給を受ける者」を加え、第六號を第七號とし、第五號を第六號とし、第四號を第五號とし、第三號の次に次の一號を加える。

四 熱供給事業法（昭和四十七年法律第二十四号）第二條第二項（定義）に規定する熱供給事業

(登録免許税法の一部改正)
第六條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

別表第一中第三十四号の三を第三十四号の四とし、第三十四号の二を第三十四号の三とし、第三十四号の次に次のように加える。

三十四の二 熱供給事業の許可

熱供給事業法(昭和四十七年法律第
業の許可)の熱供給事業の許可

号)第三条(事

許可件数 一件につき三万円

(工業用水法の一部改正)

第七条 工業用水法(昭和三十一年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及びガス供給業」を「ガス供給業及び熱供給業」に改める。

(工業用水道事業法の一部改正)

第八条 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及びガス供給業」を「ガス供給業及び熱供給業」に改める。

(工場立地の調査等に関する法律の一部改正)

第九条 工場立地の調査等に関する法律(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又はガス供給業」を「ガス供給業又は熱供給業」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十一号中「又はガス事業を」を「ガス事業又は熱供給事業」に改め、同項第四十二号中「及びガス」を「ガス及び熱供給」に改める。

第十六条第一号中「及びガス」を「ガス及び熱供給」に改め、同条第二号及び第三号中「及びガス事業を」を「ガス事業及び熱供給事業」に改め、同条第四号中「及びガス」を「ガス及び熱供給」に改める。

第二十七号第十三号中「及びガス事業」を「ガス事業及び熱供給事業」に改め、同条第十四号中「及びガス」を「ガス及び熱供給」に改める。

理由

熱供給事業が都市及びその周辺における日常生活と事業活動にとつてきわめて有用なものととなりつつある現状にかんがみ、熱供給を受ける者の利益を保護するとともに、熱供給事業の健全な発達を図るため、熱供給事業の運営を適正かつ合理的ならしめるための措置を講じ、及び公共の安全を確保するため、熱供給施設の維持、運用等を規制する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中事務大臣 計量法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として制定されたものでございますが、同法につきましては、最近における社会情勢の変化に対応して、計量による取引や取引の適正化、消費者保護等の観点から、諸制度のあり方に幾つかの改正を加えるべき事情が生じておるのでございます。これにかんがみ、政府といたしましては、昭和四十六年四月から計量行政審議会に計量法における諸制度のあり方について審議をお願いし、昨年十一月答申を得て以来、その趣旨に沿って同法の改正を慎重に検討してまいりました結果、ここに成案を得て提案をすることとなした次第でございます。

次に本法案の要旨につきまして御説明申し上げます。第一は計量単位に関する改正でございます。第十三回国際度量衡総会の決議及び日本学術会議の

意見等に基づきまして、時間の計量単位であります秒の定義を従来の天文学的方法から原子物理学的方法に改めるほか、温度及び光度に関する現示の方法の改正、波数、熱伝導率、比熱等に関する計量単位の追加を行なうこととしております。

第二は計量器の定義の拡大でございます。近年、地域冷暖房の普及に伴い、この取引に使用される熱量計の性能確保に関する要請が高まっておりますほか、主として公害の取り締まり等に使用される濃度計及び振動計についても同様の要請が高まっておりますので、これらを計量法上の計量器として追加して同法の規制の対象とすることとしたのでございます。

第三は家庭用計量器についての規定の新設でございます。ヘルスメーター等の家庭用計量器につきましては、その性能等の面で種々の問題点が指摘されておりますので、これについて技術上の基準を定め、製造事業者及び輸入事業者に対してこれを順守せしめる等の措置を講じてその性能の確保をはかることとしておるのでございます。

第四は指定検定機関の制度の導入でございます。新たに検定を実施することとしております濃度計、騒音計等の計量器の検定について、民間の能力を活用し得るよう検定に必要な技術的能力を有する等適正な検定を実施し得ると認められる民間の機関で通商産業大臣が指定するものを検定の主体として追加することとしております。

このほか、計量証明事業者が計量証明に使用する計量器の検査に関する計量士による代検査制度の導入、計量行政審議会の諮問事項の整理、検定手数料に関する改正、罰則の整備等について所要の改正を行なうこととしておるのでございます。以上がこの法律案の提案理由及び要旨でございます。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。現行特定繊維工業構造改善臨時措置法は、わが

国の繊維工業を取り巻く内外の経済環境がきびしくなりつつある情勢の中で、その構造的脆弱性を克服し国際競争力を強化するため、特定繊維工業について総合的な構造改善をはかることを目的といたしまして、昭和四十二年に制定されたものであります。本法律の対象業種としては当初、特定紡績業及び特定織布業の二業種でありましたが、昭和四十四年の改正でさらにメリヤス製造業及び特定染色業の二業種が追加せられたのであります。しかしながら、その後のわが国繊維工業をめぐり内外の経済環境は、当初の予想をはるかに上回る急激かつ広範な変化を遂げております。すなわち、海外におきましては、発展途上国における繊維工業の目ざましい発達があり、これら諸国における自給度の向上と第三国市場におけるわが国製品との競争によりまして、従来、海外市場において圧倒的地位を誇っていたわが国の繊維製品が次第に後退を余儀なくされつつあります。

また、わが国市場におきましてもこれら諸国からの輸入は、近時急激に増加しつつあり、この傾向は、昨年八月一日から特恵関税が発展途上国に供与されましたこととあつて、今後ますます進むものと予想されておるのでございます。さらに、過般の日米繊維問題に見られますように、先進国におきましては国内産業に対する保護主義的な動きが台頭しており、今後のわが国繊維製品の輸出に対する制約は大きなものがあると考えられます。これに加ふるに、昨年末には、国際的通貨調整が行なわれ、わが国の繊維製品の国際競争力は、この面からも大きな影響を受けるものと予想せられるのであります。

国内に眼を転じますと、若年労働者を中心とする労働力需給の逼迫とこれによる賃金の上昇は、当初予期していた以上のものがあります。また、国内需要面においては、製品の多様化、高級化、ファッション化等の需要構造の変化が顕著にあらわれてきており、繊維工業の供給構造の改革を強く迫っておるのでございます。

しい変化を遂げておりますので、本法律に基づき昭和四十六年度末を目標として進められてきた特定紡績業及び特定織布業の構造改善事業は必ずしも順調な進捗状況とはいえず、本年度末までに当初計画の目標を達成することが困難な状況となっております。

このため、通商産業大臣の諮問機関であり、繊維工業審議会及び産業構造審議会繊維部会において慎重な審議を重ねていただき、結果、この時点において構造改善事業を打ち切ることとは、これまで積み上げてきた構造改善の成果を減殺することとなることだけでなく、紡績業及び織布業という繊維工業における基幹的な産業が大きな打撃を受けるおそれがあること、また、関係業界ではこれまでの構造改善への反省と内外環境の一そうのきびしさに対する認識に基づいて新たな構造改善への意欲を高めていることなどの理由から、この二業種についての構造改善の計画期間を二年間延長し、構造改善を促進するための措置を引き続き講ずべき旨の答申を得た次第であります。

また、最近における需要動向の変化に適切に対応して、わが国繊維工業を高付加価値産業あるいは、知識集約型産業に脱皮させることは、発展途上国のきびしい追い上げの中にあるわが国繊維工業を合理的な国際分業の中に位置づけるためにも必要な道であります。この観点から、今回の臨時繊維産業特別対策の一環として、繊維製品

の需要動向の変化に即応するための事業を助成することとし、そのため十億円の政府出資等をもちまして新たに振興基金を創設することとしたしておりますのでございます。

政府といたしましては、以上の施策を実施するのに必要な法律的裏づけを得るため、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を作成し、提案することとした次第でございます。

次に改正の要旨につき、御説明いたします。

第一は、特定紡績業及び特定織布業の構造改善事業の計画期間につきまして、従来、本年六月三十日までとなっているものを二年間延長し、昭和

四十九年六月三十日までとすることであり、第二は、新たに繊維工業構造改善事業協会に振興基金を設置する旨の規定を置くとともに、同協会の業務として新商品または新技術の開発、海外市場動向調査等の繊維製品の需要の動向に即応するための事業に対する助成金の交付の業務を追加することであり、

以上が、今回の改正の主要点であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、工業再配置促進法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

戦後のわが国の経済社会は、工業化と都市化を基調として成長、発展を続けてまいり、その結果国民の生活水準は著しく向上いたしました。しかしながら、成長、発展の過程において、国土面積の二〇％にすぎないわゆる太平洋ベルト地帯に工業生産の七〇％強、人口の五〇％が集中し、一方では人口の著しい減少と財政窮乏に悩む市町村が全市町村の約三〇％にも及ぶに至り、これにより、住宅難、交通渋滞、環境悪化等の過密問題と過疎問題とが、同時に発生しているのが現状であります。

こうしたいわば国土資源の片寄った利用による諸弊害を是正し、今後とも長期にわたってわが国経済社会の活力を持続し、国民生活の向上をはかっていくことが、われわれに課せられた重大な使命であると考えます。

本法案は、かかる見地から工業生産の全国的な標準化の促進を柱として国土利用の再編成を進めるため、工業が過度に集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工業の移転及びその地域における工場の新増設を環境の保全と雇用の安定に配慮しつつ推進しようとするものであります。

次に、本法案の概要について御説明いたします。

第一は、工業再配置の基本となる移転促進地域と工場の誘導をはかるべき誘導地域を定めること

として、移転促進地域は、大都市とその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高い地域について、また、誘導地域は、工業の集積の程度が低く、かつ、人口増加率の低い地域について、政令で定めることとしたしております。

第二は、工業再配置計画を策定し、公表することとして、この計画は、目標年度における工業の業種別、地域別の配置目標、移転促進地域から誘導地域への工場の移転に関する事項、環境の保全に関する事項等について定めるもので、今後の工業再配置政策の基本となり、また民間企業の立地に関する指針としての役割を果たすものであります。

なお、計画の策定にあたっては、新全国総合開発計画その他各種の地域振興計画、農村地域工業導入基本方針等と調和のとれたものとなるよう十分調整をはかることとしておるのであります。

第三は、移転促進地域から誘導地域への工場の移転及び誘導地域における工場の新増設を促進するための税制上、財政上、金融上の措置を講ずることとして、

まず、移転促進地域から誘導地域へ移転する工場については、移転計画の認定制度を設け、この認定を受けた場合には、企業に対し償却の特例を認めるとともに、固定資産税の減免をした地方公共団体にに対し減収分の補てん措置を講ずることとしておるのであります。

また、財政上の措置といたしましては、誘導地域において企業が立地した場合に、主として市町村に交付される工業再配置促進補助金、地方公共団体等の造成する工業団地に対する工業団地造成利子補助金を昭和四十七年度予算において要求しております。そのほか、誘導地域における産業関連施設及び生活環境施設の整備の促進等に関し所要の規定を設けております。

なお、本法に關連いたしました、工業再配置促進政策の重要な部分を実施させるため、現在の産炭地域振興事業団を改組拡充して工業再配置・産炭地域振興公団とすることとし、別途産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案を提案いたして、よろしく御審議を賜わりたいと存じます。

以上が本法案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

戦後のわが国の経済社会は、工業化と都市化を基調として成長、発展を続けてまいりましたが、近時、過密過疎の弊害が顕著になってきており、今後とも長期にわたってわが国経済社会の活力を持続し、国民生活の向上をはかっていくためには、太平洋ベルト地帯、特にその大都市圏に工業と人口が過度に集中している現状を改め、各地域の開発可能性に対応した国土利用の再編成をはかることが急務となっております。

かかる観点から、地域開発の主導力となる工業に着目し、昭和四十七年度から新たに各種の工業再配置対策を推進するため、別途本法案とともに工業再配置促進法案を提案している次第でございます。

工業再配置促進法案におきましては、工場の移転関連融資、工場用地の造成等の諸施策が重要な役割りをなうこととなりますが、これを円滑かつ効率的に実施するため、現在内容的に類似した業務を行なっている産炭地域振興事業団を改組拡充して、工業再配置・産炭地域振興公団にいたしたいと考えております。

御高承のとおり、産炭地域振興事業団は、昭和三十七年に設立されて以来、石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の計画的な振興をはかるために必要な業務を積極的に行ない、産炭地域の振興に多大の貢献をしてまいりました。今回の改組拡充により、公団は従来からの産炭地域振興事業を積極的推進するほ

か、新たに工業再配置事業を行なうこととしたいと考えている次第であります。

次に、本法案の主要な内容について御説明いたします。

第一は、産炭地域振興事業団を工業再配置・産炭地域振興公団に改組拡充するため、名称の変更、役員増員等所要の改正を行なうこととして行なうことといたします。

第二は、この公団に、工業再配置業務を新たに行なわせることとして行なうことといたします。工業再配置業務としましては、まず過度に工業が集積している地域内にある工場を工業の集積の程度が低い地域に移転しようとする製造事業者に対し、移転資金融資を行なうとともに、その工場と地を買上げ得ることとしておるのであります。次に、工業の集積の程度が低い地域において、地方公共団体の要請に応じ、地域発展の中核となるような工業団地を造成することとしております。

第三は、工業再配置業務と産炭地域振興業務をそれぞれ積極的に進めるため、両者を明確に区分管理させることとし、所要の規定を設けることとしておるのであります。

以上が産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

最後に、熱供給事業法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

今日、暖房、冷房、給湯は、より豊かな生活環境を形成する上で不可欠のものとなっておりますが、従来の暖房、冷房等の方式は、個々の部屋ごとまたは建物ごとに設備を置くものが通例でありました。しかし、近時、いわゆる地域冷暖房を主体とする熱利用方式が登場し、その社会的、経済的にすぐれた性格から、急速に普及の段階を迎えようとしておるのであります。本方式は、暖房、冷房等に使用される蒸気、温水または冷水を事業者が集中的に製造し、導管を用いてこれを多数の消費者に供給するものであります。

政府におきましては、このように集中的な熱サービスを行なう事業を熱供給事業として位置づけ、この種事業に歴史を有する欧米諸国の実情を調査する一方、総合エネルギー調査会の審議等を通じて、その経済的、社会的意義と必要な施策について検討を進めてまいりました。その結果、地域冷暖房事業等の熱供給事業については、第一に、これが地域全体の生活環境の改善に寄与するのほもとより、エネルギーの有効利用、都市災害の防止、大気汚染の防止等にも大きく貢献することから、国としてその健全な発達をはかる必要があること、第二に、その際特にこの事業は、一たび事業が開始された後は、その区域について独占的地位を保有するようになるため、消費者の保護が必要となること、第三に、現在法規制が行なわれていない導管等について早急に保安規制を導入することが必要であること、について結論を得た次第でございます。

本法案は、以上の実情にかんがみ、熱供給事業を新たな公益事業として位置づけ、必要限度で国が監督を行なうことにより、消費者の保護と保安を確保し、あわせて事業の健全な発達をはかることとするものであります。

次に、本法案の概要を御説明申し上げます。その内容の第一は、熱供給事業の開始を、通商産業大臣の許可制とし、経理的基礎、技術的能力等を備え、かつ、確実、合理的な計画を有する事業者により事業が遂行されるよう措置したこととあります。なお熱供給事業の範囲は、一般の需要に応じて熱供給を行なう事業であつて、一定規模以上の供給能力を有するものとしております。

第二は、熱供給事業者に対して、供給区域内の需要に対する供給義務を課するとともに、熱供給の料金その他の供給条件については、これを供給規程に定め、通商産業大臣の認可を受けさせることとしたこととあります。

第三は、熱供給事業の用に供する設備の保安を確保するため、これらの設備は、通商産業大臣が定める基準に適合するように維持すべきものと

し、さらに、導管については、工事計画の届け出、使用前検査等の義務を課することとしたこととあります。なお、この導管の保安に関する措置については、熱供給事業に該当しない同種の事業に対しても、準用することとしております。

また、熱供給事業に対しては、その健全な発達をはかるため、既存の公益事業と同様の税制上の特例を認めることといたしましたが、このために必要な法人税法及び地方税法の一部改正は、本法の附則であわせて措置してあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○鴨田委員長 以上で各案の提案理由の説明は終了。午後三時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時休憩
午後三時十五分開議
○鴨田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、小規模企業共済法の一部を改正する法律案を議題として、その質疑を続行いたします。松尾君。

○松尾(信)委員 政務次官は三時半になったら他の委員会へ出られるようでありますから、最初に政務次官にお尋ねします。

もともとこの小規模企業の共済制度が始まった、本制度制定の目的——個人事業主には、従来社会保障的なものは何にもないわけですね。退職金もなければ、失業保険もないし、厚生年金もない、こういうわけで、個人事業主に対する社会保障的な制度として、この共済制度がとられたものであろう。また、今回の本法の改正もそのような趣旨で計画されたものであろうと思うのでありますけれども、その点をまず政務次官から的確にひ

とつ御答弁願いたいと思います。

○稻村(佐)政府委員 この法律が改正される問題から先にお話ししたいと思ひますが、まず、五年ごとに見直すというところに義務づけられておりまして、同法の改正は、昭和四十二年に一部改正されて以来、五年目に当たるわけでありまして、その間、所得の水準が二倍あるいは消費者物価が四十年対比四〇％、こういうふうな上昇に上りたしております。現行法の掛け金や共済金を最高限度二倍に引き上げることが適當である、こういう形で一応法が改正されるわけでありまして、問題といたしましては、これによって零細企業者に対して、退職の問題あるいは倒産の問題、そういう場合において、十二分なというわけにもまいりませんと思ひますが、こういった面において救済というものがなされておる、こういうふうに思つておるわけでありまして。

○松尾(信)委員 そういふ救済的な色彩が非常に濃厚である。個人事業主に対するそういう制度が何らなかった、それがやはりもともと本法が制定された理由でありまして、今回またこのような改正案が提出された理由だと思ひます。ということは、結局は、零細なる個人事業主に対して社会保障的な観点からこの制度は始まったんじゃないか、このように思ひますけれども、一言、その点どうですか。

○稻村(佐)政府委員 全くそのとおりであります。

○松尾(信)委員 けさはどこからも問題になっておりましたのは、要するに第二種共済の所得控除の問題であります。また共済金に対する所得税の課税の問題でありますけれども、どうもけさはどの答弁では、第二種というものは、貯蓄性だとかまたは任意性というものによりまして普通の生命保険料並みの取り扱いである、やむを得なかったというふうな御答弁でございますけれども、これはやはり普通の生命保険等に対する考え方というものと、この共済制度による制度というものはと

もと違ふ。本来の目的も違つておられますし、またこのようにして、育つていく過程も違つていくわけでありまして、やはりこれは本来性格的に違ふものである。それを単純に生命保険並みに考えておること自体が誤りである、このように指摘したいのであります。そういたしますと、第二種掛け金に対する所得控除の問題も、また共済金受領の問題にいたしましても、変わった観点から処理していかなくては行けない。そういう点で、どうも中小企業庁の考え方が消極的であり、退嬰的である。もう少しこちらがしつかりした姿勢というものがあれば、何も大蔵省の考え方に引きずられていく必要はない。零細なる中小事業主の一つの大きな社会保障的な問題としてとらえていくならば、性格の大きな違いから、当然掛け金というものは全額控除になるべき問題でありまして、共済金自体というものは退職金並みに取り扱つていくのが当然である、このように考えるわけでありまして、その点いかがですか。

○稲村(佐)政府委員 午前中大臣が中村委員にお答え申し上げたとおり、第二種共済は第一種共済と性格が異なつておるわけですから、税制上の取り扱いについては必ずしも踏み切りがたい点があり、非常にむずかしい問題であると思つておられます。第二種共済の将来のあり方については検討を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○松尾(信)委員 大臣の答弁は確かにそのようにありましたが、やはり本来の零細中小企業に対する共済制度というものを推進していくのは政務次官の大きな役目でありまして、やはり大臣のそのような考え方というものを、もう一歩先に出て、それで政務次官がそれを推進していく、そうしてこの制度というものを本来の目的に沿つた制度に仕上げていくというのが政務次官の大きな仕事であらう、私はこう思ふわけでありまして、大臣の答弁されたようなことを答弁されるのではなくて、やはり大臣にもしつかりわからせて、そして大蔵省のほうにも、商工委員会におけるこ

の議論というものの焦点をはつきりわからせまして、そうして単に前向きというのではなくて、実現の方向で進めていくかどうか、この点をお伺いしておるわけでありまして、いかがですか。

○稲村(佐)政府委員 いまお答えを申し上げましたように、大臣もはつきりとお答えをされておりますので、政務次官という立場で現在の域を脱するということはこれはむずかしいことだと思ひますが、御指摘の点をいろいろ考慮いたしまして、前向きに検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○松尾(信)委員 時間がありませんので、このくらいでこの問題についての議論はやめますけれども、単に前向きというのではなくて、いま言いましたこの所得控除の問題と退職金並みの共済金の取り扱い方というものは、しつかり実現の方向でひとつがらばつてもまいりたい、これを強く次官に要望しておきます。

これで次官に対する私の質問は終わります。では、次は参考人のほうへお尋ねいたしますけれども、素朴な質問から始めていきたいと思ひますが、大まかでけっこうでありますけれども、数等が、大まかでけっこうでありますけれども、大体どのくらいであるか。それで、自分の事業団の組織が、内部組織でありまして対外的な組織、支店網があるのか、どのようにやつてい

るのだという組織面が第一番であります。そしてこの共済制度というものを推進していくのがこの事業団であります。この共済制度というものを推進していくその実務というものは、どのようにしていまやつていらつしやるのか。それから、共済掛け金というものが年々入つてくるわけでありまして、この共済金の運用というものはどのようになされておるのか、こういう三点についてお伺いいたします。

○秋山参考人 私どもの共済事業団のまず組織でございますが、役員は私とあと常勤の理事が二名おります。したがって、常勤役員三名。それに監事といたしまして、これは民間、商工会議所の代

表に出ていただいておりますが、現在は丸善の司社長が監事ということ、これはもちろん非常勤でございます。ですから、役員四名、それから職員が六十八名でございます。全員で七十二名でございます。

組織は、業務系統と総務系統との二つに分けておりました。総務系統は、こういう法律改正の問題その他、日常の官庁連絡等の仕事を担当いたします。それから業務部というものは実務の担当でございます。そして、この業務部の中の十六名ないし七名くらいがいわば外務関係と申しますか、外へ出まして、常時PR、加入の促進に飛び歩いておる、一般の会社で申しますと営業系統に当たるような仕事をいたしております。それから女子が約二十名おりますが、それと男子数名が、二十七万余りの契約者から入つてまいります。申し込み書あるいは掛け金の整理、これはもちろん電算機を使用いたしておりますけれども、そういういわば内部の管理事務、これが約三分の一かかつております。

それからPRの業務の主たる仕事は、従来のところは大体二本の方向をとつておりました。一つは都道府県庁及びこれに連なると申しますか、傘下にあります中小企業関係の団体であります商工会議所、商工会、各種の組合、その中央会、そういう団体にお願いをして、PRをしてもらつて、それからもう一本は金融機関でございます。これは主として掛け金の収納を扱うわけでございますが、あわせて一般にPRの仕事をやつてもらつております。

それから支店というお尋ねがございましたが、地方組織は現在のところまだ全然ございません。東京に先ほどの七十二名全員がおるだけでございまして、したがって、地方の關係は全部団体等に委託をして業務を進めるといふやり方をいたしております。

運用につきましては、最近のところで百四十億円の資金を持っておりますが、その運用は大体八〇%くらいが商工債券でございます。それ

から一〇%前後が中小公庫債と振興事業団債、つまり政府保証債でございます。それから、残りの約一〇%が金融機関に対する主として定期預金に運用されております。

○松尾(信)委員 そうしますと、仕事の進め方というものは、PRは事業団自体がやる部分はあまりない。実務というものは地方の商工会議所、商工会、そういうものに行なわせておる、一部金融機関もやつておる、こういうことですね。でありますので、共済の伸び方を見ますと、あまり伸びていないということがはつきり言えると思ひますが、どうも力の入れ方が足らぬのじゃないか。特に大都会並びにその周辺の加入者というものが非常に少ない。そういうことを考えてみますと、事業団自体があまり積極的でないような感じがするわけでありまして、それは質問しておる私が誤つておるのかどうか。一生懸命やつてもこうであるのかどうか。または何かやるべきことがあるんだけれども、そういう点が抜けておつて現在のような状態であるのかどうか。またそうであるとするば、今後どのようなところに力を入れて共済制度というものを普及し、徹底していこうとするのか。その点はいかがでしようか。

○秋山参考人 現在のところどうも業務があまり進行しておらぬじゃないかというおしかりでございます。これは甘んじて受けざるを得ないのかもしませんが、私どもは私どもなりに最善の努力をしてまいつたつもりでございます。したがつて、なぜ加入が思うようにいかないかということをおし上げますと言ひわけのように聞こえますので、これはいかがかと思ひますが、たとえば私どもが生命保険の加入の勧誘を受けた場合を想定いたしまして、どうも自分から何とか生命のこれがいというところで積極的に加入せられる方というのは非常に少ないのはあるまいか、やはりいろいろ義理があつたり、すすめられたりということに入る。まあ私なんかもうでございまして、そういうことで、一べん入つてしまえば、せつかくかけた保険料だからということでもちろん続

くわ

けでございすけれども、どうも入るまでの踏み切りは、なかなか自発的という場合は少ないように存じます。私どもの仕事もどつちかと申しますと、どうもそういう傾向がやはり多い。したがって、一般的なPRの不足もさることながら、その最後の、加入をしていただくこと自体に一体どういう手をつづべきかという、いわばきめ手になるべきようなものがなかなか得がたいということに、われわれとしては常時悩んでおるわけでございます。

それで、何といつても一般的に知られることがまず先決でございすので、午前中申し上げましたように、実は昨年度あたり苦しい予算をやくりいたしまして、多少マスメディアあるいはマスコミを利用して、一つのためしのようなことをやってみました。またシンボルマークをつくることとニックネームをつくるというようなこともやってみつたございすけれども、これはきめ手にはちよつとならない性格の仕事かと思ひます。と申しまして、こういう事業団という性格から、あまり民放、テレビをひんぱんに使うこともなかなかできがたい。NHK等もときに利用してもらいますけれども、これも始終ということもまいりかねます。そういうことで、はつきり申ししますれば、活字とはあまり縁の近くない方々に對していかなる方法で知ってもらつたらいいのかということが、常に私どもの頭の中に一ぱいある悩みでございます。

○松尾(信)委員 非常に仕事の運営、拡張面で悩んでおられるようでありすけれども、事業費につきましては昨年も相当出たおようでありすし、今年の予算でも相当組んであるようでありすから、そういう事業主に対する本制度の普及徹底のキャンペーンを思い切つてやる必要があるのではないかと、こう思ひますが、その点はいかがですか。非常に困難であるということはいかゞですが、今後どのようにそれを乗り越えて予算的にもやつていこうと思つておるかどうかであります。

○秋山参考人 資料の中にも、たしか中小企業庁のほうから差し上げてあつたかと存じますが、たとえば府県別の加入状況等をこらんだきますとおおよそわかるのでございすが、どちらかと申しますと、地方の府県は、府県庁が中心で音頭をとつてくれれば、皆さんがそれに従つて比較的に加入に應じていただく度合いが大きいということがいえると思ひます。逆に大都市、まあ東京はおひざ元でございすから多少特殊な事情がございすけれども、たとえば大阪、名古屋あるいは京都というような大都市は、実はいまの浸透がしにくいということが現在の大きな懸案でございす。それで実はこの四月から以後は、しばらく大都市中心でPRなり加入の促進なりをやろうじゃないかということ、いまその具体的な方法を中小企業庁とも御相談をいたしまして、また中小企業庁というよりもむしろ通産省に応援をお願いいたしまして、関係省にもひとつ積極的に応援をお願いしていただくということで、四十七年度は大都市対策を中心をやつてみたいということを考えておるわけでございます。

将来この制度をどういふふうに持つていったらいいのかというふうなお尋ねもございしたのですが、私ども実務を担当しております側の立場として申ししますと、結局都道府県庁の号令の態度、県庁と申ししても結局担当される部長なり課長なり、あるいは直接担当者なりというところの方のわが制度に対する認識と申しすか、理解と申しすか、ということがどうもきめ手になるような感じがいたします。そういう意味で私どもは、常にそういうところにはいろいろ手を要え、品を要えてお願いには上がつておりますけれども、大きいところはそれなりに業者数と職員数とは比例してないといふようなことで、大都市ほど忙しかつたことは事実でございすから、なかなかわれわれのような制度に積極的に一緒に回つていただくというふうなことは、お願いできないというものが現状でございす。

○松尾(信)委員 中小企業庁が大いにバックアップ

プしていく必要があると思ふのです。いまのように入者数が増加する状態、中小企業者の数に比べて加入者の数が現在非常に少ないという点から、これは今後はいかにいかに大いに力を入れていかなければ普及徹底が今後ともなかなか伸びないであらう、こう思ふわけでありすけれども、では一言、長官のその面における考え方、そうして本制度の普及徹底という点についてどのようにやつていく考えか、バックアップの意味からこれをひとつ聞いておきたいと思ひます。

○高橋(源)政府委員 いま理事長からお答えがありましたように、私も、この制度は世界でも例のないといひます、非常に少ない制度だと思ふのです。発足後まだ五、六年でございすし、この制度を十分知つてもらうことが一番大事だと思ひます。そのために、事業団みずからやる範囲内というのには限度がありすので、やはり関係都道府県とかあるいは中小企業関係の団体あるいは金融機関、こういうところの協力を得て制度の周知徹底かつ加入の促進をはかることが基本であると思ひます。中小企業庁、事業団その他関係省が協力し合つて、この制度の普及それから拡充をはかつてまいりたいと思ひております。

○松尾(信)委員 では、しつかりその点はがんばつていただきたいと思ひます。

話は変わりますけれども、二種が最初で、一種が改正でできた。現在一種、二種とこのような制度がありすけれども、どうも加入者の実態からいへば二種というのはいくらも伸びていないければ、それだけ利用する価値が非常に少ない。二種の制度が最初で、改正のときにそれをいきなりやめるということはできなかったかもしれないと思ふのですけれども、現在においては、この一種、二種というのより並立的なもの、このメリットはほとんどないのじゃないか。そうしますと、先ほどもお答えがあつたやうでありますけれども、目標をはつきりしほつて、そうして第一種に重点を置いて、第二種もだんだん変えていくというふうにして、これはあまりメリッ

トがないとすればむしろ残しておいても、昔の制度がそのまま残つておるやうなものであつては意味がないわけでありすから、そういうメリットの点からいへば、今後力を入れていく面からいへば、第一種というものに焦点を合せていくべきであらう、長官、その考え方はどうですか。

○高橋(源)政府委員 私もそう思ひます。

○松尾(信)委員 そう思ひますとおっしゃいましたけれども、第二種をどうされるのですか。

○高橋(源)政府委員 現在の第二種共済契約の加入者は九千人余でございすし、それから四十六年四月から四十七年二月までの新規の第二種加入者は五十数名にすぎません。こういうところを見ますと、やはり第一種共済契約を根幹としてこの共済制度というものは今後拡充をはかつていくべきものだと思いますが、ただ先生からも御指摘がありましたように、いま直ちに第二種共済を廃止するということはまだいかにかと思われすので、併存いたしております。今後の問題といたしましては、第一種、第二種の共済制度を総合してどういふぐあいにもつていくかということは十分検討すべきものだと思いますが、現在においては併存していくということで進めていきたいと思ひます。

○松尾(信)委員 では、将来第二種というものは解消していく方向である、このように認識していいわけですね。

○高橋(源)政府委員 本制度のあり方につきましては、審議していただく審議会の場もございすし、またいろいろ関係者の意向も聞かなければならぬし、また先ほど申し上げましたように他に例のない制度でございすので、いましばらくこの運営の実態を見きわめていくべきではないか。ただ、方向といたしましては、先ほど申し上げたやうに、第一種共済契約が主体となつていくべきものであるという考えでございす。

○松尾(信)委員 これ以上もう言ひませぬけれども

も、では、この制度に加入してある事業主に對して、いままで事業団の融資がなされておつたかどうか、いままでどのような融資制度がなされておつたかということ、今回の改正によりまして小規模企業者に対しては直接的な還元融資がなされるようになるわけでありませうけれども、なぜいままでこのような還元融資をしなかつたのか。この二点について長官からお答え願います。

○高橋(潮)政府委員 還元融資をするということは制度的には法律上認められておりますが、従来は直接還元融資をやっておりました。その理由は、やはりその資金量が十分でなかつたということでございます。それに關連いたしまして、直接融資ではありませうけれども、間接的な融資は、この事業団の資金と、それから希望する都道府県と一緒になりまして金融機関に資金を預託しまして、それから融資をしている、こういう実績はございます。

○松尾(信)委員 いままでの金融機関に対する事業団と府県の預託ですね、その貸し付けは共済加入者に限られておりますか、それとも広く一般の中小企業に對しての貸し付けですか。

○高橋(潮)政府委員 融資対象は共済の加入者でございます。

○松尾(信)委員 それで、今度このようにして直接的な還元融資がなされようとしておられるわけでありませうけれども、その還元融資に対する条件、たとえば利率をどうするのか、申し込みから貸し付けというものはどのように迅速に行なわれるのか、事業団が還元融資をいたしますという事になりませうと、これは皆さんよく教えてやらねといかぬわけでありませうが、そういうことを徹底しますと、やはり何かこれは利用したいという希望が必ず多く起るであらう、これは私の予測であります。そういう意味におきまして、やはり還元融資というものは当然なされるべきであらうし、資金量もここまできたんだからいよいよ踏み切つたとおっしゃいますけれども、これはやはり加入者に還元融資をすることは非常に大切なこと

だと思ひます。でありますから、その還元融資をするときの条件とか時期的な問題等、どのような考へていらっしゃるのですか。

○高橋(潮)政府委員 還元融資を行ないます資金量として、この三月末で約百五十億円の程度のもので見込まれます。これをどのようにいたしまして、なるべく多くの方に融資をしていきたい。かたがた大事なことは、小規模企業共済契約の運営に支障があつてはいけませんので、そのほうに對する配慮は十分行ないながらやうていかなければいけない。こういうことで現在検討中の案といたしましては、必要な事業資金十億円ないし五十万円を、償還期間一年、金利八〇程度、それから担保、保証なしという条件で、代理貸し方式で行なつていきたいという案を検討いたしております。

○松尾(信)委員 いま概略の内容の説明があつたわけでありませうけれども、どうも金利八〇前後という基準金利といふものがいまに尾を引いてお小ようでありますけれども、これはいまの金融緩ゆるの事態からいっても、少し政府の、要するに中慢企業三金融機関の金融面におけるサービス、貸し付け利率の低下といふものをまず總体的にお考へになる必要があるのじやないかということですね。おまけに、自分の掛け金はこれはどうなるのですか。担保になるのですか。そういうふうにして掛け金といふものがあるわけでありませうから、掛け金担保の還元融資でしよ。そういう点からいへば、相手はもう信用していいわけでありませうから、十萬一五十萬といふその融資額につきましても不安はないと思ふのです。心配は要らない。そうしますと、普通の無担保無保証といふようなものと、このようにもともと掛け金といふものが確実につくと積まれておるものとは、金利的にも変わつてくるのがあたりまえだと思ふのですけれども、何かこれを下げていけば事業団の運営等に基本的な困るという点がありますか。

○高橋(潮)政府委員 この共済契約者に対しまし

ては、平均予定利回り六・六〇を考へておりますので、やはりこれを基準にいたしまして、それから貸し出しを行ないますときに、金融機関に對して手数料も最小限支払わなければいけないといふことを考へますと、先ほど申し上げましたように八〇程度ということになります。

それから、何を担保にしてやるかということについては、担保といふのはございませうが、掛け金を引き当てにして、新たに担保あるいは新たに保証なしで貸し付けを行なうといふことを考へております。一番大事なことは、共済事由が発生して共済金の支払いを行なう、あるいは解約手当て金を支払うといふときに支障があつてはいけないといふこととございませうので、その基本原則をくずさない範囲内で、最も効率的な、また共済契約者にとつて便利のいい融資を行なうといふことを骨子にして、案を考へておる次第でございます。

○松尾(信)委員 いま掛け金の累計額が百五十億ですが、それを全額還元融資はできないと思ひます、共済金の支払いがありますからね。では、この掛け金の累計額のどのくらいを還元融資の元本と考へておるかといふことが一点と、それから、この金利の見直しを中小企業全般について、いままでの金融機関、まず政府の三機関、信用保証協会、その中でも還元融資する本制度こそ最低の金利をもつてやるべきである。なぜかといへば、掛け金があるのですから、それが一つの保証となり担保となつておることはありますから、そういう点からいへば、これは非常に危険がないわけでありませう。ですから、總体的な金利の見直しという問題と、本制度による還元融資の金利の低下といふことをよくよく考へにならませんと、これはまるで商売的な一つのあり方になる。もともとこの発足が、先ほどお話しのとおり、中小企業者の社会保障的な制度として発足した共済制度でありますから、その趣旨を大いに生かしてもらいたい。これを聞きまして、私は時間が参りましたので終わりますけれども、いかがですか。

○高橋(潮)政府委員 これから還元融資を初めてやるわけでありませうので、いろいろと關係の金融機関の協力も得なければなりませんし、さしたつて、初年度二十億程度を原資に充てて還元融資を行なうことを案として考へております。

それから、この還元融資を行ないます趣旨からしまして、御指摘のとおり、金利はできるだけ低い金利で行なうべきものだと思いますけれども、繰り返しになりますが、共済事由が発生した場合に共済金等の支払いに万々支障がないようにといふことを考へて行なつていかなければなりませんので、そこにとつても限度があるということと、制度の本質上やむを得ないことかと存じます。

○松尾(信)委員 以上で終わりますけれども、ひとつ全般的な金融情勢から、大いに中小企業全般に對する金利の問題、特に本制度における還元融資の金利の問題といふものはよくよくお考へになつて、これこそつぱな結論をこの委員会を通じて出していただきたいと強く要望しておきます。

○岡田委員長 岡本富夫君。

○岡本委員 最初にちよつとお聞きしたいのですが、この制度ができて約七年、加入者が二十五萬人余りですか、この事業団の状況を見ますと、非常に進行状態のよいように思ふのです。これは普通の生命保険あるいはまた普通の企業だつたら、こんなにゆつくりしていたら全部企業がつぶれてしまふわけですよ。ですから、親方日の丸的な状態とは思ひませうけれども、どういふところに隘路があるのか、それをどういふように是正しなければならぬのか、これをひとつ参考人の秋山理事長さんからお聞きをしたい。

○秋山参考人 午前午後を通じて同じような答を繰り返すようなことになるかもしれませうが、お許しをいただきたいと思ひます。

一つ、やはり小規模企業者の心理と申しますか、将来のためになるのですからということをおわれれば口をすっぱくしておすめをするといふ

わけですけれども、おそらく最低十年から十五年ぐらいいは続けておかけにならないとまとまった資金は得られないという、これがまずとても非常にしみ通りにくい根本にあるような感じがいたします。よく保険と同じように比較をされているいろいろ尋ねられるわけですが、やはり保険は、もちろん申し上げるまでもなく、支払った保険料と保険事故が起きましたときの保険金というものは、とうてい私どもの共済の掛け金対共済金の比では問題にならないわけではございません。不幸にして事故が発生した場合には、非常に集中して大きな金額の保険金がもらえる、それが保険でございますけれども、どうもそういうことでもなかなか普通には入らないのです。いわんや非常に長期にかけなければならぬという、俗に言えはしんどいといいますが、気が長過ぎるということがまずとても非常に説明しにくいポイントだと思ひます。

○岡本委員 結局七十人ですか、先ほど聞きますと、これは東京にみないで、はつきり言うにPRが足りないのです。よくがあつたこのちの商工会あるいはいろいろな人と話をしまして、ほとんど共済制度のあることを、知っているかもしれないけれども口には出さない。これが一点。

もう一点は、取り扱ひするところの金融機関、これを見ますと、ほとんど相互銀行なんです。相互銀行は、中小企業でも中のほうがわりに利用しているんですよ。小規模になりますと信用組合あるいは信用金庫、こういうところが特に金融の取り扱ひをしているわけです。したがって私は、この信用金庫、信用組合、こういうところにもこの推進方を、推進方というとおかしいのですが、こういう制度もあるのです。金を借る立場になりますと、こういうことを言われると、では入っておくか、わりあいこいうことになるんですよ。そういったPRの方法もあるのではないのか。これはなぜいままでも信用金庫あるいは信用組合、こういうところにお願ひをしなかつたのですか。何か理由があるのか、ひとつこれを聞かして

もらいたい。

○秋山参考人 先生はいま共済ニュースの数字をごらんになってお尋ねになったようでございますが、実は信用金庫それから信用組合にもずいぶんわれわれとしては世話になっておりますし、またPRもしてまわっております。実は例にあげられました相互銀行全体の扱ひ高よりは信用金庫全体の扱ひのほうが多いのでございますが、ただここには個々の金庫の名前は数字があまり多いものでございましてからあげてなくて、全国の数字が、これは全国連合会一本と直接には契約をしておるものでございまして、数字が一本に初めのほうにあがつておる関係かと思ひます。信用金庫は非常に一生懸命やっております。また数も多いし、もちろんわれわれの対象にいたしますような企業者のいわば専門の金融機関でございますから、非常に一生懸命やっております。ただ残念ながら、信用金庫が全部一律に一生懸命かと思ひますと、やはりそれはなかなかいえないと申します。か、上のほうと下のほうと非常に差があることは事実でございますけれども、信用金庫の中でも一生懸命やつてくれるところは少なくとも半数以上あると考へております。

○岡本委員 このもらつた資料の表から見ると、各信用金庫あるいは信用組合をまとめて書いてありますから、非常に軽視しているように見える。だからぼくはほとんどやつてないじゃないかと申して、ほかの相互銀行は全部一つ一つ出ているから、これはそういう面にもっとPRが必要であらうと思ひます。

時間があるまいから、次に、中小企業政策審議会の答申、これは内閣総理大臣に対して答申しているわけです。これは佐藤総理に言わねとぐあいが悪いかわかりませんが、いいまいですか。この答申の中に、掛け金の額の成長から見、一口千円、最高十五口、一万五千円まで引き上げるべきである、こういうような答申が出ています。ところが、こつた答申を受けたものに対して、いま出てきた法律案を見ますと一万円だ。答申より五〇％低い。この答申をなぜ尊重しないのか。そしてわれわれがいろいろ質問しますと、学者先生方の答申がこつたように出ておりますからと、いかにも答申を尊重したような答へが出る。ところがここに見てみますと、政治資金規正法もそうでありまして、今度は答申を尊重しない。非常に私は矛盾をしておると思ひます。これは内閣総理大臣に対しての答申でありまして、いま大臣もいなしし政務次官もいなししので、聞いてみてもしかたがないと思ひますけれども、まず長官の御意見だけをひとつ承つておきたいと思ひます。

○高橋(憲)政府委員 審議会の答申は、いまお話しした一口千円、十五口までという答申でございます。その最高限度、この額を極力確保したいと思つて、いろいろ関係方面と折衝をいたしました。この掛け金の最高限度まで所得の全額控除を認めるといふ制度を背景にいたしまして、結局四十年に掛け金それから共済金の額がきめられ、今日まで据置かれておつたわけでございます。その間に所得水準が約二倍、物価水準も一・四倍といふことで、そういう点を考へあわせて、この際一口五百円、二十口までを最高掛け金の額とする。この共済制度の改善、普及をはかつていくのにまず支障がないであらうというように考へまして、結論としてはいま御審議いただいておりますような形で法律案をまとめた次第でございます。

○岡本委員 どんどんインフレになつてまいりますが、インフレ経済みたいな状態ですから、変な話ですが、昔は退職金をもらつたら、その退職金でゆつと食べていたわけですね。それがいまは、もう退職金をもらつて家をかうこともできない、まして家をかうたらそれであとどうしようもないといふような状態になつていくわけですから、中小企業、小規模の皆さんだって、いまもらふ金よりも、うんとこれから先になるとますます値打ちがなくなつてくるわけですから、そういうことを考へますと、やはりこの答申を、答申というかこれはぎりぎりのところだと私は思ひます。ね。そういう尊重をしなければならぬのではないかとこの意見を言つておきまして、これはまた大臣が見えましてときにこの点についてはいたします。

そこで、次に労働省の中小企業退職金共済制度というのがありますね、こつた事業団が。こつちの小規模共済制度、これは事業主、こつちのは従業員とこつたことになつておりますが、これを比べますと、たとえば中小企業退職金共済制度の五口をかけた、五口で二千五百円、これを三年かけたとしますと九万七千六百円。ところが小規模企業共済制度でいくと、十一万四千七百円、二万三千九百四十円の差がある。さらに三十年間にしますと、退職金共済制度でいくと、二百八十九万三千三百円、ところがこの中小企業共済制度でいくと、三百五十五万二千五百円、二十五万七千二百二十円の差があるわけですね。毎月同じ二千五百円ずつかけていく、ところが退職金共済制度のほうはもう額が少くない、こつた矛盾がどうも私は理解できないのですが、労働省のほうの担当している課長来ておりますね、ちよつと御説明願ひたい。

○金丸説明員 先生ただいま御指摘の問題でございますが、私もよくやっております中小企業退職金共済制度は、本質的には、民間の企業が個々の企業におきまして自主的に進められております退職金制度なるものを中小企業におきましては独力ではなかなか進められないといふことで、それを相互扶助の精神に基づきまして共済制度という形で実施運営いたしておるわけでありまして、そこで、骨子は民間で一般に自主的にやつております退職金制度と同じでございます。そこでこつたことを踏まえますと、民間ではどういふふうにしたしておりますかと申しますと、できるだけ長期の勤続者には退職金のカーブを有利にする、それから逆に言ひまして短期の人たちにつきましては比較的不利に、こつたのが一般の趨勢

でございます。それを踏まえまして、私どもでやっております制度でも、実際にかけてまいります掛け金は、全体としては予定運用利回りは六・二五ということで運用いたしまして、しかしそれは短期の人たちのものをできるだけ割りまして、その分を長期の人たちのほうに上積みをするということでございます。全体としては六・二五でございますけれども、掛け金をかけます期間に応じて、短い人には六・二五には回らない、逆に長期の人たちには六・二五以上に回るといふような仕組みでやっておりますでございます。したがって、いま小規模のほうと比較なされたわけでございますが、これが小規模のほうでどういう計算方式をとっておるか私存じませんが、私どものほうでやっておりますこの表の数字は、いま申し上げましたような骨子で、全体としては六・二五で回すのだけれども、そのうち掛け金をかけた期間の短い人につきましては比較的不利に、逆にそれより長期にかけられた人たちにつきましては有利にというように調整を加えてつくっておりますのがこの表でございます。

○岡本委員 私いま説明しましたように、三年というのは短期です。労働省が所管しておるところの中小企業退職金共済事業団、これは三年で退職したときは、同じ二千五百円ずつかけて九万七千六百四十円、ところが中小企業庁、要するに通産省で管理しておるところの小規模共済事業団でやると十一万四千七百円、すでに二万三千九百四十円労働省のほうで低いわけです。さらに長期につきましても、先ほど私が三十年まで言いましたけれども、二十五万七千二百二十四円労働省のほうで低い。同じ政府機関で——政府機関と言ったらおかしいけれども事業団をつくって、そうして労働省のほうは同じだけ金を取って支払うものはない。通産省のほうは同じ金を取ったけれども払うものは多い。そんなばかなことはないじゃないですか。この点どうですか。

○金丸説明員 基本的な違い、よって来た原因の一つとしては、ただいま申し上げましたとお

り、私どもの制度におきましては予定運用利回りを六・二五で押えておるわけでございます。それに対して中小企業庁のやつておられますのは六・二五じゃなくて六・六というふうなことで、予定運用利回りがそもそも違うというのが原因の一つだろうかと思ひます。したがって、私どもの制度につきましては充足以来、当初は六分の予定運用利回りやつておったわけでございまして、途中で六・二五ということになりました。現在六・二五でやつておるわけでございまして、この制度につきましても、小規模のほうも同様でございますけれども、少なくとも五年ごとには再検討をしろ、こういう法律上の仕組みになっておりますので、次の改正の機会におきましては、小規模までいけるかどうか知りませんが、いま御指摘のありましたような問題を含めまして検討させていただきます。

○岡本委員 約束の時間が何か十分だったそうですが、私さういふ大臣もいないし、それから政府の責任者がいないからあれですが、こういうふうに国民の側から見れば、労働省でやろうと通産省でやろうと、あるいはまた郵政省でやろうと、どこでも同じような感覚から見るわけですから、同じ二千五百円ずつ掛け金をして労働省はもうのが少ない、通産省は多いというところは、これはもう非常にアンバランスなように感ずるわけですね。またそうなっているわけですから、この点は、小規模企業者とそれからそこに働いている従業員、こういう差別というところはないように、ひとつ企業庁でも検討して運営できるようにしてもらいたい。それを要求して、きようはこれで終わります。

○鴨田委員長 内閣提出、計量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。松平忠久君。

○松平委員 計量法の一部を改正する法律案につきまして質問に入りますが、計量法という非常に膨大な法律があるわけでありまして、この計量法自体について若干最初質問したいと思うので

計量法はわれわれの生活にきわめて重要な関係を持つておるといふことは言うまでもないのであります。われわれの日常の生活はことごとく計量に關係がある。そういう法律でありますけれども、この計量法の、いわゆる長さとか重さとか体積とかいろいろありますけれども、そういう基準になるものの定義というものが非常に学問的にむずかしい定義になっておるわけなんです。たとえば長さは、かつては地球の何十分の一とかいふものであつて、そしてイリジウムで一つの長さの規範になるようなものがあつて、それが一定の温度のところに保管されておる。そして何年かに一ぺんは必ずフランスに持つていって誤差を検査するといふことをやつておった。しかし今日はそれはもうやり方ではなくて、その基準になるものはいわゆる電波という電波の何分の一とかという基準になっておる。それから、たとえば光度の計量単位というのはカンデラと称しておるとかあるいは温度のほうではケルビンと称しておるとか、非常に学問的な基準というものがこの計量法の中には書いてあるわけなんです。

そこで、おそらくこれは、われわれが読んでみてもわからないし、専門家といへどもこれを読んでみてどういふことなんだかわからないのじゃないかと思うのだ。これをもう少し整理をしてやる必要があるんじゃないかというふうに私は考えているんだ。

ということとは、この計量の基準になる学問的なことというのは、これは国際的な会議できまつたとかあるいは日本の学術会議できまつたといふことになっていくけれども、いまメートル法、そのうちのものがほとんど世界的になってきている今日においては、世界的な規模におけるところのいわゆる憲法的なもの、憲章のようなものを各国が

つくつて、そしてその憲章に基づいて計量法というものはもつと簡単なもので、国民にわかりやすいものにならなければならぬじゃないか。これは私が計量法自体に対していつも抱いている考え方なんです。計量法というものはだんだんと世界共通になりつつあるという傾向からいたしまして、世界的な一つの憲章といふものをつくつて、そして長さはこうなんだ、重さはこういふもの、光度はこうだとかさういふものを世界的に憲章をつくつて、その憲章に基づいて計量法というものを各国でつくつていく、こういうことが私は望ましいと思ふのだけれども、それに対しては、政府はこれまで外国との間に何らかのさういふ關係の話し合いをしたのかどうか。政府はどういうことを考えているのか。これじゃあまり複雑で国民にわからないですよ。計量法そのものは、そのことについてひとつ御答弁願ひたい。

○矢島政府委員 先生のおっしゃるとおり、計量というものは、われわれの日常生活に深い関心があるばかりでなく、これは国際的にも経済的にも非常に關係があるわけですから、先生のおっしゃる通りに、これは国際的な憲章のようなものにしなければならぬといふことでございまして、まさにそのような思想のもとにメートル条約が明治八年にできまして、わが国もその後明治十九年にこれに参加しておるわけでございます。条約としてはメートル条約、それでメートル条約に基づく国際度量衡總會というのがございまして、この度量衡總會で逐次決議をやっていくものが、先生のおっしゃる計量に關する国際憲章であらうかと思ひます。

おっしゃるとおり、さういふふうに国際憲章でございまして、中身は計量といふものはやはり厳密でなければならぬ、経済取引にも關係するので厳密に規定されなければならぬ、さらに学問的なものにも基礎となつて使われるといふことでございまして、その決議そのものが非常に正確である反面、複雑であつて、国民にわかりにくいと

いう弊はあるかと思ひわけでございますが、方向としては先生のおっしゃったような国際憲章的な考え方が、国際度量衡総会の決議という形で逐次あらわれているわけだと考えております。

○松平委員 そうであるとするならば、計量法というのは二つに分けたらどうかと思ひます。国際度量衡総会という決議があつて根本的なことはきまるといふことであるならば、それは一つの国際条約、国際憲章として国民に知らせる。そしてわれわれ一般の計量法規を使つておるものについて、もつとわかりやすい体系にしたほうがつくつていく。こういう二段がまえにしたほうがよくはいんじやないかと思ひます。そうでないと、これはもう読んでいて、あなた方これわかるかね。これは読んでいて、おそらく大臣だつて、政務次官だつて局長だつて、どういふことかわからぬと思ひます。どうですか、読んですぐこればつとわかりますか。

たとえば、この中で私も読んでみてもちつともわからないけれども、こういうことがあるのです。これが何べん読んでみてもわからないのです。この法律案の第六條、ページにして八ページ。第六條第一項第二十九號の次に次の二號を加える。ということがあるわけだが、二十九の二、こうしていろいろ書いてあります。たとえば「前條第三十七號の二のワット毎メートル毎ケルビンの補助計量單位は、ワット毎メートル毎度、カロリー毎度、メートル毎度及びカロリー毎時毎メートル毎度とする。これ何ですか。これは一体どういふことですか。これちよつと説明してもらいたい。ちつともわからぬね。ますますわからぬ、これは。

○増井説明員 一例といふことで八ページの第六條第一項二十九號といふ部分が御指摘ございましたので……これは單位を組み立てる場合の掛け算、割り算の表現のしかたをいたしまして、メートルで割り算をする組み合わせの場合には毎メートル、それから秒で割り算をする場合には毎秒、時で割り算をする場合には毎時といふような形

で、掛け算、割り算の組み立て方をこういう表現をとつておるわけでございます。

○松平委員 まあそういうふうな説明されれば、掛け算、割り算といふことがわかるけれども、しかし、それを聞いてみては何のことやらわからぬね。

それから次の、二十九の三にいたしましたもありません。「ジュール毎キログラム毎度は、一ジュール毎キログラム毎ケルビンを用い。」何のことかちつともわからない。こういうことなんです。それから、いま申しましたように何だか学問的なこと、そういうものは憲章の非常に重要なことだろふと思ひます。憲章といふことにして世界共通のものにして——共通なんだから、そして別にこれは度量衡の憲章といふことで国民に知らせる、こういう態度をとり、それに基つて計量法といふものはこういうふうにするんだ、こういうものなんだ、こういうふうにいふたほうが非常にわかりやすいと思ひますが、當局はそういう考え方は持つておるか、どうですか。

○矢島政府委員 おつしやるとおりその憲章的なものでございまして、計量法はそういうものを法定の計量單位といたしまして、それ以外を、取引するに用いられる以外で証明に使うことは法律で禁止してあるわけでございますので、やはりその憲章を国内法である計量法なら計量法にそれを書かなければ法的に強制できないわけでございますので、そういう法定計量單位をきめる以上は、これは国内法に反映しなければならぬといふことで、まことに複雑で恐縮でございますが、それが計量法となつてあらわれているわけですが、ただ法技術的には、そういう複雑なものだけは單位法といふふうな別に別な法律にして、取り締まりのほうは取締法といふふうな二本立てにする考え方はないことはないうわけでございますが、現在のところは一応一本のままでもつて法律にしているために、御指摘のような複雑さが露骨にあらわれているといふのが現状だと思ひます。

○松平委員 この法律といふものはやはり国民が見てわからなくてはいかぬし、守つていかななくてはならない、こういう立場にあるわけなんです。ですから、国民が読んでも何のことやらちつともわからない、しかも一番身近な計量のことに関する法律が何のことやらちつともわからないといふことじや、これはちよつとどうかと思ひます。実際いふと、そこで、これは憲章といたしましては世界共通の憲章として、国会にもはからなくてはならぬし、はかつた以上は、これは一つの条約なんだから国民は守つていかななくてはならない。それに基つて、国民にわかりやすいという計量法、取り締まりなら取り締まりの方法を考えていくといふふうにしたほうがいいと思ひます。

政務次官お見えになりましたから、ちよつと政務次官に聞きたいと思ひますが、政務次官、計量法といふものをお読みになつたことがございいますか。

○稻村（佐）政府委員 これはなかなかむずかしいことでございまして、この委員会があるといふことで勉強させていただいたという程度でございします。

○松平委員 計量法は何力条から成り立つておりますか。

○稻村（佐）政府委員 二百三十九條でございします。

○松平委員 これは見ればわかるんだだけだね。そこでもう一つお伺いしたいのは、計量の單位ですね、基本單位。その中に、長さ、質量、時間、電流、それから光度とか温度とかいふものがあります。この基準といふものはどこでどういふふうにしてきまるものですか、世界的に。

○増井説明員 基本單位の定義は、すべていづれかの回の国際度量衡総会の決議といふことで国際的に採択されたものでございまして、一番古いものでは第一回度量衡総会、一八八九年といふ年に採択されたキログラムから、一番新しいものでは今回の改正案に載つております一九六七年の三件、全部六件とも度量衡総会の決議事項でございします。

○松平委員 その度量衡総会の決議といふのは、それがどうやってきまるのですか。それはどういふ専門家が何に基つて——たとえば長さといふものは、どういふ専門家が何に基つて、長さの基準、一メートルなら一メートルをきめるのですか。

○増井説明員 度量衡総会において表決権を持つのは、加盟国一国につき一人の全權でございします。たとえばメートルの定義をこのようにきめたといふような場合には、度量衡総会から権限を委任された少数の専門のメンバーによりまして、諮問委員会といふ名前の組織が運用されております。たとえばメートルにしても秒にしても、いづれもそれぞれ専門の諮問委員会が總會に対して勧告を行ないまして、その勧告を總會で採択しておるわけでございます。

○松平委員 もう少し根本的なことなんですけれども、その諮問委員会に出す原案ですね、これはだれが作成するのですか。

○増井説明員 諮問委員会において検討される内容といふのは、メートル条約に加盟している国のうちで、比較的大規模な研究所を持つている国のそれぞれの研究成果を持ち寄つて審議を行なうわけでございます。

○松平委員 その場合、電波の何十万分の一だから知らぬけれども、電波が基準になつてきめる、こういうことになつていきますね。それをしろうとにわかりやすく説明してくれませんか。電波といふのはばつといなびかりみたく出るやつかどうか知らぬけれども、それのどこを基準にして一メートルといふものをきめるのですか。

○増井説明員 長さの場合には、目に見える光の波長の百何十万倍、それから現在改正案として御審議をお願い申し上げております秒の場合には、ある原子の振動の周期の九十一億何千万倍といふようなものでございまして、お説のとおり、長さも時間もいづれも電波の波長あるいは振動数の何倍といふ形できめられております。つまり一メートルの百六十五万分の一ほどの非常に短い間隔で

目盛られたものさしがあつて、それを百六十五万何千目盛り、寄せ集めた形でメートルが組み立てられると御理解いただきたいと存じます。

○松平委員 実際のところ、こういうことをいろいろ問答しているといつまでたつても切りがないと思ひます。全部にわたつてどういふ理由で基準ができてゐるかといふことをお聞きしなければならぬけれども、それはもうたな上げにしまして、ほかへ移つていきたいと思ひます。

そこで、計量法ではかる計量の種類といふものは現行法ではたしか十八ありましたね。これは將來はもつとふえていくのですか。たとえば現行法の十八の単位といふものの中に悪臭をはかること、こういうものは入るのですか。

○矢島政府委員 先生のおっしゃる通りに法第十二条に計量器を定義づけてありますが、十八の大ざっぱなグループに分けてつと書いてあるわけです。おっしゃる悪臭の關係は、そのうちの濃度計といふところでグループされているわけでございます。

○松平委員 そこでだんだんとお伺ひしていきただけけれども、こういった計量法にあるところの十八の種類に大分分かれてゐるけれども、その十八の種類についてはそれぞれ専門家のようなものがあるのかどうか。つまり計量士という職業がありますね。

〔委員長退席、進藤委員長代理着席〕

計量士は専門、専門に分かれてゐるかどうか。あるいは計量士という資格のある者はどの計量についてでもばつとすぐわかるような研修会なりそういうものを開いて、そういうものを身につけた人なんでしょうか。

もう一つ伺ひたいのは、計量士といふのはそもそも何をやる人なんでしょうか。

○矢島政府委員 第一の御質問の計量士は専門、専門それぞれの計量器に分かれてゐるか、分かれてゐないかといふ点につきましては、この法律に基づいて計量士はそれを全部カバーする、専門、専門に分かれておらないのが現状でございます。

それから、計量士はこの法律で規定してございますけれども、簡単にいへば、計量を使う事業場の計量管理を行なう。絶えず計量器が正しい姿になつておるうちに、あるいは使用方法が適正であるように制度の確保といふようなことをやるのが一番大きい仕事だと思ひますが、それに加へまして、いろいろの計量証明、人のために計量証明をしてやるということがございます。さらに、最近計量法に基づく定期検査といふものがございます。この定期検査は一般的には都道府県が、あるいは国の機関がやつておるわけでございますが、必要な場合に代検査ができるという公的な任務も加わつておるわけでございます。

以上が計量士の任務でございます。

○松平委員 計量士は現在たしか四、五千名日本におるようによつて思ひますが、計量士協会に入つておるメンバーがそのくらいあると思ひます。

そこで、われわれの生活の上において一番基準になるのはかりだとかあるいはものさしだとかいろいろありますけれども、そのほかのガスメーターだとか電気のメーターだとかあらゆるこういった計量器。計量士といふものはこういったものを調べて歩く人だらう。いまおっしゃる通りに正常に動いてゐるかどうかといふことをその人が見て歩かなければならない、こういう立場にあると思ひます。計量器が正常に動いてゐるかどうかといふことを検査した場合にたまたま動いてなかつた、そういう場合には計量士なりあるいは都道府県なりがそれを直さなければならぬ、そういうふうな思ひです。そういう場合、かりにメーターがこわれておつてほとんど上がつてしまふ。そしてよけいにガスを使つたようになってしまふ。それを一年も二年も忘れておつたという場合に料金はどうなるのですか。やはり違つたメーターに基づいて一般の人は料金を払わなければならぬことになるのか、あるいは一年後にそれがわかつたといふことで、一年間のよけいにメーターが上がつた分については金をこつちへ戻してもらひたいといふことになるのか、そこらは一休どういふ

ことになっておりますか。

○矢島政府委員 最初に計量法上の取り扱いを申し上げますと、たとえばいまの計量士がこの法律に基づいて定期検査の代検査をするという場合に、その性能が基準に合致してないという場合にはその使用をストップさせる。すなわち法律的に言えば証紙をはがして使えないようにするというのが計量法のあれでございますが、いま先生の御指摘の点は、たとえばガスメーター等についてそういう事態が起こつた場合に、ガス会社とわれわれの家庭との關係の料金の問題はどうかといふことだらうと思ひますが、これは私の直接の専門ではございませぬけれども、その場合には、供給規程といふものがガス会社と家庭との間にあつて、電気会社についても同じく供給規程がありまして、供給規程におそらく書いてあると思ひますが、補償する。電気会社なりあるいはガス会社が補償するといふのがおそらく供給規程に書いてあつたことは記憶しております。

○松平委員 いまおっしゃつたことは、メーターがこわれておつてよけいに金を払つたという場合に、ガス会社ならガス会社が料金を返してくれ、こういうことになつてゐるのですか。

○矢島政府委員 私記憶で申し上げたので、これはなほだ申しわけないと思ひますけれども、私の専門でございませぬので、これは公益事業局のほうでやつておる供給規程の問題でありますので、あらためて供給規程を見たと正確なお答えをさせていただきますと思ひます。そのほうがいいと思ひます。

○松平委員 それから、そういったメーター、計量器といふもののについては一つの誤差と申しますか、たとえば基準がありますけれども、その基準よりちよつと、上限下限二・五％くらいの誤差といふものを法的に認めておる、こういうことを聞いているわけなんです。メーターを使う場合の誤差の承認といふか何といふか、そういう誤差を認めておるといふことは、やはり計量器そのものがほんとうに最も正確な計量器といふものではないの

だ、だから、計量器そのものが若干の誤差があつてもしかたがないのだ、こういうことでこれは認めておるわけなんです。それとも、何らかこれも国際的な決議が何かあつて、そうしてそういうメーター等について誤差が世界的に確認されておる、認められておるといふことであります。その点はどうなつてゐますか。

○矢島政府委員 前者でございます。別に国際的なそういう取りきめとか決議があつて誤差が認められてゐるわけではございませぬです。

○松平委員 では、その誤差は、日本の場合は日本の政府が認めておるのですか。

○矢島政府委員 計量法に基づく政令でもつてその誤差の範囲をきめております。もつと具体的に申しますと、全部計量器は検定いたしました。使う前に検定しておりました。検定がなければ使えないわけでございます。全品検査するわけですが、全品検査する場合に、これまでの誤差の範囲内であれば検定してもいい、これ以上の誤差であるものは検定してはならないといふ、そういうふうな法律のたてまえになつております。

○松平委員 その誤差は、過去に比べてだんだん誤差を少なくしてくる、こういうやり方で現在までに政令はできておりますか。

○矢島政府委員 だんだん少なくなる方向に向かつております。

○松平委員 あるメーターから聞いた話なんですけれども、誤差があるといふことでありますので、一つの基準がありますね、その法定の誤差、つまり二・五％必ず下回つて出てくる、こういうメーターをつくつたといふのだ。そして、私のメーターを使うならば、たとえばガスにしても必ず二・五％少なく料金はなりますよ、こういうことで売つて歩いたといふことを聞いておるのですが、そういう事実はございませぬか。

○矢島政府委員 どうも私どもの知る限りでは、そういう話を聞いてございませぬですが、なおそういうふうな者がいないともいへないわけでございますので、今後そういう点、チェックしてみ

たいと思っております。

○松平委員 意識的にそういうことをやると確かにいけないと思うのだけれども、しかし商売で、一つの誤差があるとすれば、その誤差の範囲内であるべくその料金は少なく払うようなメーターをつくれれば、法的にはかまわないということになるのではないかと思うのだ。したがって、そういう誤差というものは年々減ってくるわけだけれども、そういう場合の計量器そのものの正確性というものを調べるのは、これはだれが調べるのですか。これはほんとうにいいという計量器そのものを検定する検定機関はこれは国の機関がやるわけでしょう。そこはどうなっていますか。

○矢島政府委員 検定するのは国と都道府県と、それから一応電気計器につきましては特殊法人の日本電気計器検定所、こういうものがございまして。

○松平委員 それから次に、今度のこの法律案の中にありますところの公害の計量器というが、計測器というが、それが新しくこの計量法の中に入ってきたわけなんですけれども、公害を防ぐいろいろな機械とかあるいは設備とかいうものが各会社でできつつあるわけだけれども、この公害を防ぐ機械なり施設というものの性能はどうか調べるわけですか。公害部の方も来ておられるわけでも、ある会社で一つのそういう施設をつくるあるいは機械をつくっておるといふ場合に、それがほんとうにその会社がいっている、公開しておるがごとき性能のあるものであるかどうかということ調べる機関というものはどこが調べるのですか。

○矢島政府委員 実は現在公害防止機器そのものの性能の検査とか検定というのをやっておるところがないのが現状でございます。しかしながら公害防止機器の需要というものは非常にふえておるし、その精度の正確であるという社会的要請もふえてきておるわけでございますので、私もといたしましては、本年度から公害防止機器について

でもその性能検査ができる体制に持っていきたいと思ひまして、所要の予算も取りまして、まず研究段階から始めて、ある機関が、おそらく現在の日本機械金属検査協会、今回名前が変わりまして機械電子検査検定協会、そういうものの内容を充実してこの公害防止機器の性能検査もやってみよう、そういう方向に進んでおります。

○松平委員 それは先進国ではどういふことをやっておりますか。欧米等においてはやはりそういう公害防止機械の検査というものは現在やっておりますか。

○矢島政府委員 正確に全部網羅的に調べておるわけではございませんけれども、欧米の先進国等において公害防止機器について国等の機関が性能検査をやっておるといふ話は聞いておりません。なお御参考までに、今度御審議願っております法案では、公害測定機器について規制の対象にする、検定の対象にするということで御審議願っておりますわけでございますが、そういう公害計測機器につきましては、調べましたところ、諸外国では検査、検定等の制度はございません。したがって、推測するに、公害防止機器についても国等がやらないのではなからうかというふうに思ひます。

○松平委員 今度の法律案によりまして、公害関係の大気汚染とかあるいは水質汚濁とか、そういうものの計測器というものを調べる、その計測器そのものを検定する、こういうことになっておるわけですね、新しい指定検査機関が、そこで私がいま申し上げた、さつき質問したのは、公害防止の機械そのものを今度の法律案によって指定検査機関が検査するのですか、検定するのですか。そうじゃないでしょう。この法律を見るとそうなっている。計測器は見る、検定する。しかし公害防止の機械そのものは野放しじゃないですか。

○矢島政府委員 おっしゃるとおり、現在御審議願っている計量法の改正案におきましては、公害防止機器をどうするということとは全然規定されておられません。これは計量法でございますから、公害計測機器はこの計量器になるものでござい

すので、この改正案で新しい規定を盛っておるわけでございますが、公害防止機器は、これはたとえば排煙脱硫とかあるいは集じん機ということ、計量器ではございせんので、この法律のワケ内においては何ら規定ができないわけでございます。したがって、先生のおっしゃる公害防止機器はこの法律の対象にはしていないわけでございます。

○松平委員 先ほど私が質問したのに対して、局長の答えがちょっと変わったからそのことを確かめたわけだけれども、公害防止機器というものはなるほど計量法では検査しないでしょう。しかし、公害防止の機器というものは現在どこかでその性能を検査しているのですか。しているとしたら、どこがしているのか、あるいはしてないとしたら、野放しになっているのか、こういうことな

○矢島政府委員 先ほど公害防止機器について検査、検定をやっているのかという先生の御質問に答えたのは、この法律の問題とは別な話としてお答え申し上げたわけでございます。繰り返すようでございますが、現在、先生のおっしゃる公害防止機器につきましては性能検査をやっている機関はございません。しかしながらそのまま放置することは問題でございますので、先ほど申し上げましたように、四十七年度から私も予算も取りまして、国の直接の検査ではございせんけれども、一定の権威ある機関に、具体的に日本機械金属検査協会だと思ひますけれども、そういう権威ある機関に、スタッフも設備も充実して、国の検査ではないけれども、民間の任意検査として公害防止機器の検査をやらせよう、こういうことを考えておるわけでございます。

○松平委員 私が聞いておるところは、公害がどの程度あるのかという計量器ですね、計測器というか……。公害がたとえば大気汚染はどのくらいになっているとか、あるいは水質はどうかというもののについて、計測器、計量器、そういう機械について、検定というものは新しい指定機関でや

る、こういうふうに法律には書いてあるわけだ。ところが、この法律案に公害防止機器そのものを指定機関が検査するというふうに書いてありますかね。

○矢島政府委員 この法律には公害防止機器については全然触れてございません。したがって、公害防止機器がある機関がやるのかやらないというところは全然この法律のワケ外の問題として、いわば通産省の行政でもってやっているわけでございます。繰り返すようですが、この法律には何もそういうことは書いてございません。

○松平委員 したがっていまのところは野放しになっている、というところでしよう、今日は公害防止機器そのものの検査をやっていないのだから、これは法律によってやる機関がないのだから、ところがさつきあなたは、答弁で、この指定機関がやるようなことをおっしゃった。そこでばくはそこについてしつこく聞いていたわけですよ。そういうことであるのかどうか。な。つまり公害防止機器の検定まで今度指定機関がやっていくのかどうか。そうだとすれば、これはたいへんなことになると思うのですよ。計測器だけの検査をするというところは法律に書いてあるからいいだろうと思ひますが、公害防止機器そのものの検査、検定までしていくのだということ、をさつきあなたは答弁なさったが、それは法律に何も書いてないことを行政指導でやらせるのですか。

○矢島政府委員 私先ほど申し上げたのは、今後の方向を例示的に申し上げたわけでございます。いすれにしてもこの法律とは全然関係ありませんけれども、公害防止機器の性能検査をやる機関がどこかなければならぬというところを考へておるわけでございます。その機関として、別にきめたわけでもないし、法律によって指定するわけでもないし、また行政指導で強制するわけでもないわけでございますが、これは機械メーカー全般の権威ある機関だと思つてそこへ持ち込んで性能検査をやるような機関があればその機関に

やつてもらいましょ、そういう機関ができれば通産省もいろいろ助成その他も申し上げましょ、こういうことを言ったわけで、その例示としてたとえばこういうことも考えられるということをお願いしたわけで、現在においてそういうふうなきめたわけでは全くございません。

○松平委員 そうすると、いま野放しになっているところの公害防止機器の性能というものを検定するということは、やはり将来考えられることであり、その方向で通産省は検討して具体的にそういう方向に持っていく、こういうお考えなんですか。そうするとそれはいつごろになるのですか。

○矢島政府委員 いまその公害防止機器をつくっているメーカーが、どこが一番権威ある機関かというところをいろいろ考えているわけでございますが、そういう機関があるわけ早くどこかきまりまして、そこに委託検査ができるというふうな持っていくかと思っておりますが、早ければ年末くらいにそういう運びになるのではなからうかと思っております。

○松平委員 その場合の所管は、通産省のこの局のどこが所管するのですか。公害部というのはそれに対して関係があるのかどうか。

○矢島政府委員 やはり主たる所管は私どもの重工業局でございます。ただ実際問題として公害保安局等といういろいろ相談いたす、こういうことに相なるかと思っております。

○松平委員 それから、この指定機関をしていまの検定、検査をさせる、こういうことであります。その場合に立ち入り検査というよりなことがあるわけなんです。そこで法律案によりますと、通産大臣、知事あるいは特定市町村長、これが立ち入り検査ができる、こういうことになっていますね。この立ち入り検査の場合の大臣、知事というところはわかりますけれども、特定の市町村長が立ち入り検査をする権限がある。これはどういう場合に市町村長がそういうことをやるのですか。

○矢島政府委員 計量法は度量衡法以来長い歴史を持つておるわけでございますが、具体的な取り締まり行政は対象が全国非常にたくさんございまして、都道府県知事が昔からずっとやつていられるわけでございますが、だんだんその対象もふえてまいるものでございまして、たしか七十五の人口十万以上の市につきましては、そういう行政能力もできていくというふうな判断いたしまして、都道府県知事の持つていた同じ検定あるいは立ち入り検査等の権限を与えております。したがって、その七十五の特定市は、都道府県と同じような権限を計量法上持つていくということができると思っております。

○松平委員 その場合に専門家が行かないとわからないと思うのだけれども、その専門家はこういう人がやるのです。たとえば計量士が当たるような場合があるのか。ことに市町村長ということになると専門家がなかなかいないんじゃないかと、そういう気もするわけなんです。そこで、それを立ち入り検査をするという場合の専門家はこういう人を予定しているのです。

○矢島政府委員 通産省の付属機関に計量講習所というのがございまして、これまた長い歴史を持つておるわけでございますが、都道府県にいたしましては特定市にいたしまして、その検査、検定に当たる職員は全部この通産省の計量講習所を卒業した者ということで、十分な知識経験を有する者ということになっております。

○松平委員 そうしますと、立ち入り検査をするのは計量士が立ち入り検査をするんだ、こう解釈していいわけですか。それとも計量士以外の者が検査をしてもいいということになるのか、あるいは計量士でなければ検査ができない、こういうことになっているのか、その辺はどうですか。

○矢島政府委員 いま申し上げました都道府県の職員、特定市の職員は当然に計量士ではないわけございまして、むしろ計量講習所を卒業したという知識経験を有する者でございます。それでいま先生から計量士のお話も出しましたけれども、計量士は都道府県職員とは別に計量管理という仕事をやつておるわけございまして、これは法律に

基づきまして都道府県のやつておる定期検査の代検査をやることはできますけれども、いわゆる立ち入り検査ですね、一番きびしい監査をする立ち入り検査は計量士といえどもその権限は与えられておらないわけでございます。

○松平委員 そうすると、ちょっとその点をお聞きしたいのですが、いまの講習所を卒業するとすぐ計量士と同じような資格というのか、そういう能力は持つものですか。

○矢島政府委員 計量士の資格は計量法に法定されておまして、いわゆる計量講習所を出ましてあと五年間の実務を要するというように規定されてございまして。

○松平委員 そうすると、立ち入り検査をする資格のある者というのは必ずしも計量士ではない、講習所を出てきたという者が立ち入り検査する。その人たちの能力と計量士というものを比べてみると、計量士のほうがもつと資格が上だということか、能力がある、こういうふうな常識的に判断できま

すね。ということとは私は何を申し上げたいかという、計量士というそれだけの、さっきも質問したのですけれども、全般的計量のことを身につけておる、知っておるんだ、そして試験に合格した者だ、こういうことであるから計量士というものの社会的地位というものは漸次高まってこなければならぬと思っております。ということとは、いろいろなおトメーション化というよりなものが出てまいりますと、これはもうたいへんな計量関係の仕事というものが重要性を増してくると思っております。すべてメーターというよりなものによつて流れ作業というものが出てくる。そういうことになると、これはそれをコントロールする、管理するといふ資格のある計量士というものは、会社なり工場におきましてかなり重要な地位を占めてこなければならぬと思っております。そして今度も代検査をするという立場に立たされておるとい

ことである、私はその計量士というものの資格をだんだんと高めていくような方向に指導していかなければならぬんじゃないか、こういうふうに見ているわけなんです。したがって、そういう意味からいって試験なんかはだんだんむずかしくなるのではないかと、いふにわれわれも考えているけれども、そういう計量士の地位の向上ということについては通産省としてはどういうことを考えておられるのか、どういう方向へ計量士というものは持つていくという考えなのか、それをお伺いしたい。

○矢島政府委員 先生おっしゃるとおり、計量士の社会的地位を向上していかなければならぬわけでございますが、その方法といたしましては大体二つの方向が考えられるわけで、一つは計量士の資質の向上、計量士によく勉強してもらいましてその資質が向上するような事業を考えなければならぬ。それから第二番目は計量士のやれる業務でございまして、特に公的業務を拡大いたしまして、いわばその社会的な、自由職業としての社会的な地位が高まる、そういうような仕事を与えてやらなければならぬ、こういうような二つが考えられると思っております。

そこで第一の、計量士が勉強して資質を向上させるということではいろいろな研修会を通産省でやつておるわけでございますが、こまかくなりますけれども、計量士の基礎技術講座というものを従来から開催してございまして。それから第二番目は、先ほどからお話しの、公害計測が大事でございまして、公害計測技術研修会というのを四十七年度に計画しております。それから電子式ばかり検査技術研修会の開催及び検査設備の購入、これも四十七年度予算で計画しているわけでございますが、この電子式ばかりも新しい計量器としてこれから規制の対象になるというよりなことで、そういう新しい分野等について、あるいは基礎的なものについて勉強をさせるための研修会をいろいろやつておる、これが第一の施策でござい

す。それから第二は、そういう業務を拡大して、社会的に非常に尊敬されるようにしなければいかぬというところではいろいろな点が進んでおりますが、

これはいずれにしてもこの計量法以外の、計量法では当然法的な権限がありますが、計量法以外でもいろいろ公的な業務がふえるようにしていかなければいけません。たとえばガソリン税等、これは税務署が取りましますけれども、ガソリン税を取る場合の流量計の検査が公にできるということ——これは初めは大蔵省の一部でそういうことをやっておいたわけですが、計量士の実力を認めていただきまして、大蔵省からお墨つきをいただきまして、四十四年の十一月以降はそういうガソリン税をとる流量計の検査は全部計量士にやらせる、こういうことになっている。それからコンクリートのJISというものが、これは通産省でやっておりませんが、そのJISを認められた工場がコンクリートの材料試験機を持っていないければいけません。その材料試験機を持っていないけれどもこれは計量士の検査を受けなければいけません。というふうにJIS法の運用をやっている。あるいは、これは厚生省の関係でございしますが、薬事法に基づく薬局法の温度計、薬屋あるいは薬メーカーが薬をつくるについては温度計が要る。その温度計の正確を期するためにやはり計量士の検査を受けなければならぬというふうに厚生省でやっていただくというふうな、これに類することはまだございしますが、そういうことで公的業務が拡大する、こういうことがいろいろやられているわけでございます。

○松平委員 それから公害のほうの関係なんですけれども、今度の法律案によりまして公害機器の検定を開始するのですけれども、この公害機器、公害計測器の検定の基準というものが新しく制定されなければならぬと思うのです。この検定の基準というものはどこでこれをおつくりになるのか、それを知らしていただきたい。

○矢島政府委員 検定の基準は通産省でつくるわけでございます。

○松平委員 通産省のどこでやりますか。どういう手続で基準をつくるのです。通産省といつてもたくさんあるでしょう。何課でやるのか、あるいは

はいまの外郭の機関もあるだろうし、どういふふうにするのか、基準というものをつくっているのです。

○矢島政府委員 主管は重工業局の計量課でございますが、さらに通産省には計量研究所がございまして、ここに四百人余りの権威者がおられるわけでございますが、そういうものが中心となつてきめるわけでございます。

○松平委員 指定機関が検査をするわけですね。検定するわけですね。指定検査だからその指定機関というものは検定基準というものををつくる場合において、これは全然あつてはならないのですか。

○矢島政府委員 先ほど御説明漏れがございましたけれども、この検定基準は計量行政審議会に諮問して、その権威者の御意見を十分聞いた上できめるわけでございますが、その計量行政審議会には指定検定機関の人が入るということになります。思いますので、当然指定検定機関の御意見も反映するものと思ひます。

○松平委員 そこで公害計測器を検定し、そのあと定期検査というが、そういうものはやはりやらなければならぬと思うのだけれども、それはどういふふうなことを考えておられますか。検定後の公害計測器というものを今度は定期的に検査するということよりなことを考えておられるのかどうか。それは何年に一回やるというふうに考えておられるか。

○矢島政府委員 検定を行なったあとは、計量法第百三十九条によりまして定期検査を行なうわけでございますが、これは都道府県知事または先ほど申し上げました七十五の特定市町村の長がやるわけでございます。頻度は、市部におきましては毎年一回、郡部におきましては三年に一回、こういうことになるわけでございます。

なお、以上は定期検査の話でございますが、ものによりましては、検定に有効期限を付するということによつて三年たてばもう当然にその有効期限が切れちゃうから、もう一ぺん検定を受けることが義務づけられる、そういう方法でチェックすることもこの法律上あるわけでございます。定

期検査でいつ一年に一ぺん、三年に一ぺんずつ見る方法がいいか、あるいはガスメーターまたはワットアワーメーターみたいに、有効期限があつてあとは当然にもう一ぺん検定を受けなければならぬという制度にしたほうがいいか、どっちがいいか、ものの特性等、使用の実態等に即していろいろきめたいと思ひます。

以上が定期検査もしくは検査の有効期限の問題でございますが、これ以外に当然のこととして立ち入り検査があつて別途チェックできる、こういうことに相なるわけでございます。

○松平委員 そこで、大体いまの予定では、計測器の検査は本年度いつごろから始める予定ですか。

○矢島政府委員 この改正法は公布日から一年以内に施行するということでございますので、もし御審議が終わつてお認め願つたとすれば、おそらく来年の五月には施行の運びになるわけでございます。指定検定機関を指定するということ、その段階から公害計測器の検定等の仕事は始まるというわけでございます。

○松平委員 これがだんだん軌道に乗つていくということになつて、その前に専門家を育てるということ、研修会を開いて五十名ほどの要員を研修させて、そしてこの計測器の検定をやつていくということになるわけだけれども、その場合に私どももちょっと心配しているのは、どの程度一体この仕事というものがあつて、つまり公害計測器というよりなものがどの程度、五十人に間に合うのかどうか。あるいは五十人という要員を研修するといふふうにして、そのものとなる考えかたというが、それはどういふところからそういう判断をされて、そして五十人にとりあえずやつていくといふふうにしたのか、その辺のところはどうですか。しかも将来にわたつて、公害計測器といふものはかなりいろいろなものが出てくるんじゃないか、これから徐々に新しいものが出てくるのじゃないかといふふうに考えもしているわ

けなただけけれども、その辺の見通しというのか、そういうものはどういふふうに出ておられますか。

○矢島政府委員 先生がおっしゃるとおり、公害計測器は次々と新しいものが出てくる、また会社の要請としてもたくさん公害計測器を使わなければならぬという情勢になると思ひます。それで五十名でございすけれども、これはことしの計画でございまして、四十七年度の計画で五十名といふことで千七百何十万かの予算を取つたわけでございますが、来年度以降におきましては第二回、第三回をやるように予算を取つて五十名か何十名かの研修を次々とやつていって、そういう要請にこたえたいと思つておるわけでございます。

○松平委員 それからこの指定機関というものは、機械電子検査検定協会が指定されることになつていくわけなんでしょう。これは輸出検査を専門にやっているわけなんでしょう。輸出検査を専門にやっているとこへもつてきて、さらに電子関係の取締法のあの関係の電波等の検査ということも引き受けてやっていると。さらにこの公害の計測器の検査もやるといふことになるわけですね。そこで、いろいろな法律によつてそういう検査がそこへたまつてくる、こういうわけだけれども、それに対する通産省側、——重工が主だろうと思ひけれども、デザイン検査課というのがあるし、それから電子関係はほかの課があるだろうし、今度は計量課といふものがある、そういう三つの課のものをやるということになると思ひます。その辺の通産省の省内の横の連絡というものがうまくついているのですか。将来何か検査について根本的に少し考えるといふふうな、そういうようなお考えがあるのかどうか、あるいは現状のまま横の連絡をつけたらどうか、あるいはいくつということであるのか、その辺の検査全体、——全般の問題にこれはなるわけなんです、それはどう考えておりますか。

○矢島政府委員 先生おっしゃるとおり、今度

この法律によつて指定されれば、三つの法律によつて指定されるわけですが、やはりその法律自身はそれぞれの目的がございまして、それぞれの局に属しているもので、これを一本にするという事はできないわけですが、しかしながら、一つの機関が三つの法律に指定されるという事によつてそこに混乱する様な事のないように、省内において十分意思の連絡調整をやつてまいりたい、かように考えておりますが、なお法律は違ひわけでございますけれども、対象とする商品は機械、電子機器等でございます、今度は名前も機械電子検査検定協会。法律は違ひけれども対象はみな同じだ、したがしまして、その設備もほとんど同じだ、人間もそのすべてについて通曉しておる方がおられるということで、実際問題として、ここに指定することによつて効率的な運用ができるというふうに考えております。

○松平委員 もう終わりたいと思うのですが、最後に一つ聞きたいのは、これは独立した機関で検査をするということであつて、したがつて、実際いうと、これはペイしなければ困るわけなんだ。ですから、その辺の料金の設定とか、そういうものはこの検査機関並びに通産省との間にいろいろ話し合ひをされて決定するのじゃないかと思う。それはやはり検査を始める前にそういう手続をとらなくちゃならぬだろうと思うのだけれども、そういう料金については皆さんのほうでお考えになつてゐるわけだね。

○矢島政府委員 まず、考え方といたしまして、三つの法律によつて一応三つの違う仕事をやるわけでございますので、それぞれ区分経理をいたしまして、それぞれの区分経理をした事業がそれぞれ独立に収支相償りというふうにしなければならぬというのが基本的な考え方でございます。したがしまして、この計量法によつて今度指定いたしました、公害計測器等を検定していただくわけですが、その際にはコスト計算をあらかじめ十分やまして、具体的にはわれわれのほうの計量研究所の専門家の方にも見ていただきまして、

それから関係の人にも意見を聞きまして、十分なるコスト計算をやりまして、その結果を——ただいま御審議をいただいております計量法の別表に手数料の上限として数字が書いてございますが、これは相当余裕を持った上限でございますので、その点、御心配ないのではなからうかと思ひます。

○進藤委員長代理 次回は、明二十六日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十三分散会

昭和四十七年五月十二日印刷

昭和四十七年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局